

千代田区参画・協働ガイドライン



平成 26 年 4 月
千 代 田 区

平成 12 年の地方自治法の改正を一つの契機とする現在の地方分権の流れは、いまだ道半ばといえますが、私たち千代田区は、平成 13 年に策定した「千代田区第 3 次基本構想」の中で「千代田市構想」を掲げ、幼保一元化施設の整備や生活環境条例の制定などの先駆的な取組を通じて、こうした流れに先んじて、新しい自治のあり方を国や全国の地方自治体に発信してきました。

しかし今日、私たち職員は日々の業務に追われるあまり、地方分権により増していく基礎的自治体の責任や権限を重荷と感じ、区民等のために積極的かつ有効に活用していくことに消極的になっていないでしょうか。また、こうした権限を活用していくにあたり、区民等の声に耳を傾け、区政の課題を区民等と共有し、解決の方策を区民等とともに考えていくことを疎んじているようなことはないでしょうか。

平成 25 年に実施した区民アンケート調査によると、電話や来庁、ホームページの閲覧等も含めて、区政にまったくかかわったことがないと回答した人の割合が約半数に上っています。近年の区民構成の入れ替わりが激しいとはいえ、私たち職員はこの結果を真摯に受け止め、区民等の区政への参画と、区民等との協働を一層推進していく必要があります。

このガイドラインは、こうした千代田区を取り巻く状況を踏まえ、私たち職員が基礎的自治体の役割や、参画と協働の重要性をあらためて認識し、千代田区において真の意味での住民自治を推進していくために、参画と協働を推進する意義や主な手法の特徴を紹介するとともに、私たち職員が施策を立案し、日々の事務事業を執行するにあたっての参画と協働に対する基本的な姿勢を示しました。特に、参画については、区民生活に特に大きな影響を及ぼしうる 5 つの事例について、参画を推進するための具体的なルールを定めました。

また、区民等が区政に参画し、区と協働するにあたっては、区が保有する区政情報が適切に発信され、区民等に提供されていなければ、効果的な参画・協働は期待できません。このため、区の効果的な情報発信のあり方についても、私たちが留意すべき視点を整理しています。

実際に取りうる参画・協働の手法やそのレベルは、個々の事務事業により異なる場合がありますが、私たち職員は、区民等との参画・協働のプロセスを「負担」ととらえるのではなく、区民等に対する説明責任を果たすとともに、区民目線を養い、区民等へのサービスを高めるための「絶好の機会」と捉え、積極的に参画と協働を進めていくことが重要です。

また、このガイドライン自体も、参画と協働の進展に応じ、適宜その効果を検証し、区民等が求める水準に合わせ、見直しを図っていく必要があります。

このガイドラインをもとに、今後は私たち職員一人ひとりが参画と協働を推進する意義を理解し、日々の業務の中で実践していくことが求められます。

◆◆ 目 次 ◆◆

第1章 共通編	5
I 参画と協働の定義	5
II 区民等による参画と協働を推進する社会的背景	7
1 地方分権の進展	
2 区民等のニーズの多様化	
3 社会貢献活動への参加意欲の高まり	
III 参画・協働を推進する意義	9
1 自治意識の向上と自己実現機会の増加	
2 地域力の向上	
3 多様化する区民等のニーズへの効果的な対応	
4 公正で透明な区政運営の推進	
IV 各主体に期待される役割	11
1 区に期待される役割	
2 区民等に期待される役割	
3 活動団体に期待される役割	
第2章 参画編	13
【参画】の手法 一覧表	13
I 参画の定義	15
II 参画の主体	15
III 参画の手法と特徴、留意点	15
IV 千代田区における参画のルール	31
1 区民等にとって重要な方針等の策定または改定	33
2 基本計画の改定	35
3 分野別計画の策定・改定	37
4 低未利用地の活用及び施設整備	39
5 公園の整備及び利用制限	43

第3章 協働編 45

【協働】の手法 一覧表 45

I 協働の定義 46

II 協働の主体 46

III 協働に適した事業 46

IV 千代田区における協働の基本的姿勢 47

V 協働の手法と特徴、留意点 48

第4章 区政情報の効果的な発信 57

- 1 区政情報の発信にかかわる基本原則
- 2 区政情報の発信に際しての留意点

第5章 参画と協働の推進に向けた今後の展開 61

- 1 庁内、区議会及び区民等との情報共有
- 2 区民等へのフィードバック
- 3 参画と協働の進捗状況の把握と検証

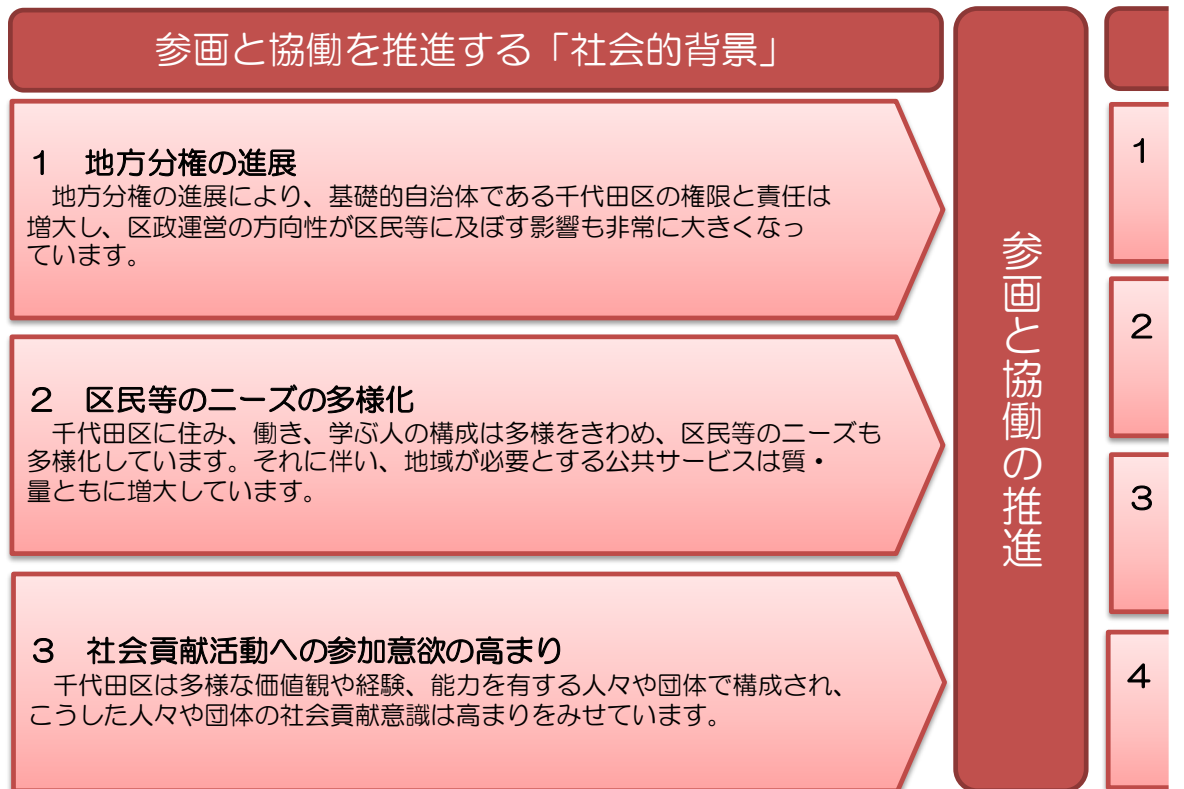
資料編 64

- 1 「社会的背景」にかかわる Q&A
- 2 参画と協働に関連する区の例規等
- 3 区民参画・協働推進検討部会 部員名簿及び検討経過
- 4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）

このガイドラインにおける参画と協働の定義

参画とは	区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に
協働とは	様々な活動主体と区、または活動主体同士が、相互の立場や特

参画と協働を推進する社会的背景と意義



各主体に期待される役割

- 1 区に期待される役割**
 - PDCAサイクルの各段階で、多様な手法により区民参画を促し、区民等から意見を受け付ける体
 - 地域で活動する様々な主体が、地域の課題解決に主体的に取り組めるよう、その自主性・自立性
 - 地域とのかかわりに消極的な人々が、地域とのつながりを持てるように、地域や活動団体と区民
 - 区民等が区政に対して積極的かつ具体的な意見・提案ができるよう、区の制度や取組、考え方な
- 2 区民等に期待される役割**
 - 区や活動団体の支援を受けながら、区政や地域の活動に積極的に関心を持ち、区に対して積極的に意見や提案を伝え、また自発的に地域活動等に参加・協力するよう努める。

参加し、意思形成にかかわることをいいます。

性を認め合い、共通の公共的な目的を実現するために協力し合うことをいいます。

参画と協働を推進する「意義」

自治意識の向上と自己実現機会の増加

区政への参画や、区との協働の機会が拡大していくことにより、区民等の意見を区に直接伝えることが可能となり、また、区とともに課題解決に向けた方策を考え行動を起こすことが可能となります。

地域力の向上

地域の様々な主体に活動や活躍の場を提供することにもつながり、参画・協働した人々のきずなを強めていくとともに、活動主体間のネットワークが広がっていくことが期待されます。

多様化する区民等のニーズへの効果的な対応

行政だけでは把握しきれない潜在的な地域のニーズや課題を発掘することにもなり、区民等が真に必要なとするサービスの創出や地域の課題解決につながっていきます。

公正で透明な区政運営の推進

区民等や活動団体に区政を身近に感じていただくことができるようになるとともに、区職員の人材育成や公正で透明な区政運営を進めることにもつながっていきます。

制・仕組みを整える。
を尊重しつつ、必要な側面的支援や環境整備を実施する。
を結びつけるための支援を行う。
ど区政にかかわる情報を積極的かつわかりやすく発信する。

3 活動団体に期待される役割

- それぞれの特性や強みを活かし、これまで以上に地域の活性化のための下支えにかかわっていく。
- 活動の内容や成果を区民等に発信し、理解されるよう努め、協働のすそ野を個人レベルにまで広げていく。

千代田区における参画のルール

区民等への影響が特に大きい5つの事例について、政策形成プロセスごとに用いるべき参画の手

事例	政策形成プロセスにおける参画手		
1 区民等にとって重要な方針等の策定または改定 ※権利を制限し、または義務を課す条例（公租公課に係るものや努力義務規定を除く）の制定または改正を行う場合にも適用	①世論の把握 ○広聴（区民の声、区政モニター、アンケート等）	②区民需要の明確化 △広聴（アンケート）	③方針等の具体的内容の検討 ○意見交換会・懇談会（審議会・協議会・検討会等を実施する場合を除く） 《条例による規制等の是非の検討》 ○審議会・協議会・検討会等（規制等の必要性が明らかなるものを除く）
2 基本計画の改定			③課題の抽出及び将来像の検討 ○無作為抽出による区民討議
3 分野別計画の策定・改定			③課題の抽出及び計画に掲載する施策等の具体的内容の検討 《策定》 ○ワークショップ（審議会・協議会・検討会等を実施する場合を除く） 《改定》 △ワークショップまたは審議会・協議会・検討会等（※1）
4 低未利用地の活用、施設整備（大規模改修を含む）、施設の廃止 ※「低未利用地の活用」とは、区が施設整備のために恒常的に活用する場合はいい、一時的に第三者に貸し付けるなど、暫定的な活用を行う場合は除く			③土地活用方針の策定（施設の大規模改修の場合は省略） ○意見公募 △意見交換会・懇談会 △住民説明会 ※△は施設の用途・規模等が具体的に示されている場合は実施
5 公園の整備（簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除く）及び利用制限			③個別公園整備の具体的内容の検討 ○意見交換会・懇談会

千代田区における協働の基本的姿勢

区や活動主体が、協働の効果を一層高め、相乗効果を発揮していくために理解しておくべき基本的な姿勢です。

- 1 目的の共有化**
協働事業の目的を区と活動主体双方が理解し、共有する。
- 2 対等の関係・相互理解**
相互の立場や特性を理解し、尊重し合いながら信頼関係を構築する。また、主体的に持てる力を出し合いながら協働を進める。
- 3 自主・自立性**
相互に自主性を尊重し、自らが分担する役割について責任を持って自律的に取り組む。
- 4 情報の公開**
積極的に情報公開し、説明責任を果たすと同時に、日常的に多様な活動主体の協働機会の均等性を確保する。
- 5 評価**
協働する期間や達成目標を明確にし、一定の時期に客観的な評価・検証を行う。

区政情報の発信にかか

参画と協働の推進にあたりするために配慮する必要のある

- 1 客観性** 情報の正確さし、情報の信頼性を高める
- 2 透明性** 情報の恣意的にするとともに、積極的な
- 3 明確性** 「お役所言葉かりやすさを高め、簡潔に
- 4 適時性** 情報が常に最に、できる限り早い段階で
- 5 多様性** 個々の情報発手段を活用して効果的に発

法等をルール化しました。

法(①から順に展開) ○=必ず実施、△=状況に応じて実施		
④方針等の策定 ○意見公募 ○住民説明会(個人が対象とならない場合を除く)		
④改定方針の策定 ○意見公募	⑤計画に掲載する施策等の 具体的内容の検討 ○審議会・協議会・検討会等	⑥計画の策定 ○意見公募 ○住民説明会
④計画の策定 【策定】 ○意見公募・住民説明会 【改定】 ○意見公募 △意見交換会・懇談会(※2) △住民説明会(できるだけ実施)	※1 ④で意見交換会・懇談会を実施する場合は省略可 ※2 ③でワークショップを実施している場合は省略可	
④施設整備の構想・計画の策定 ○意見公募 △意見交換会・懇談会 △住民説明会 ※△は③で実施している場合は省略可	⑤基本設計・実施設計の実施	⑥施設運営方法等の確定 ○住民説明会
④個別公園整備の方針の策定 △住民説明会(③で幅広く意見を聴いた場合は省略可) 【利用制限を伴う場合】 ○意見公募	⑤基本設計・実施設計の実施	⑥公園の運営方法等の確定 ○住民説明会

わる基本原則

、区政情報を区民等へ効果的に発信する原則です。

はもとより、内容の客観性にも配慮。

な選択を避け、区民等に見えるよう情報提供等に努める。

」を排し、図表や注釈等によってポイントを絞って情報発信を行う。

新のものとなるよう努めるととも区民等に提供する。

信媒体の特性を活かしつつ、多様な信を行う。

参画と協働の推進に向けた今後の展開

1 庁内、区議会及び区民等との情報共有

区民等からの意見・提案を庁内で共有し、施策の立案等に有効活用するよう努めます。また、意見・提案は、区議会や区民とも広く共有するよう努めます。

2 区民等へのフィードバック

受け止めた意見・提案の取扱いや今後の対応を真摯に検討し、その結果をフィードバックするよう努めます。また、意見・提案が反映できない場合でも、説明責任を尽くすよう努めます。

3 参画と協働の進捗状況の把握と検証

基本計画改定等のタイミングに合わせ、運用状況や参画と協働の進捗状況に対する区民等の評価の把握に努め、必要に応じてガイドラインの見直しを行います。

第1章 共通編

I 参画と協働の定義

本ガイドラインでは、「参画」と「協働」を次のように定義しています。

参画 … 区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

協働 … 様々な活動主体と区、または活動主体同士が、相互の立場や特性を認め合い、共通の公共的な目的を実現するために協力し合うこと。

右頁の図のとおり、区政のPDCAサイクル（※）には、区の基本計画や分野別計画の策定などから始まる政策・施策レベルのPDCAサイクルと、施策を具体的に実施する段階での、個々の事務事業の企画・立案などから始まる事務事業レベルのPDCAサイクルの2種類があります。

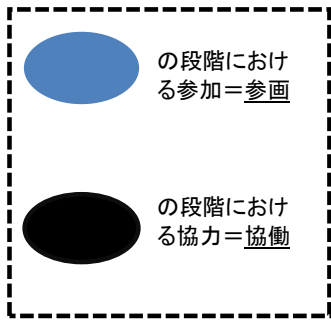
千代田区における「参画」とは、それぞれのPDCAサイクルにおける「P：企画・立案」、「C：評価」、「A：見直し」の各段階で、区民等（個人・団体を問いません。）が企画・立案などに主体的に参加し、区の意思形成にかかわることをいいます。

また、千代田区における「協働」とは、「D：実施」の段階（施策を事業として実施する段階）において、様々な活動主体と区が共通の公共的な目的を持ち、相互の立場や特性を認め合いながら、協力し合って事業を実施することをいいます。

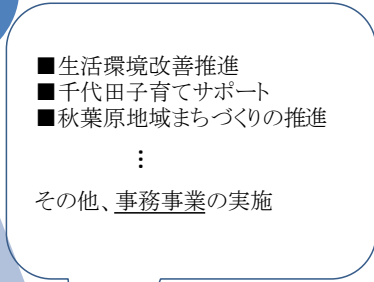
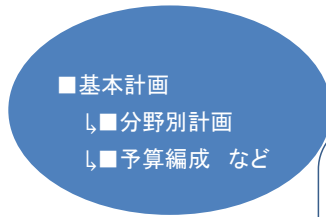
なお、協働については、上記のような「活動主体と区」といった関係だけでなく、活動主体同士、例えば「NPO法人同士」や「NPO法人と町会・自治会」など、団体同士が上記の定義に沿って協力し合う場合も協働に含めて考えます。

ただし、本ガイドラインは職員が活用することを想定しているため、主に「活動主体と区との協働」について説明しています。

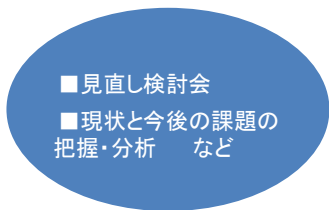
※ **PDCAサイクル** … 施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し（Plan-Do-Check-Action）のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。



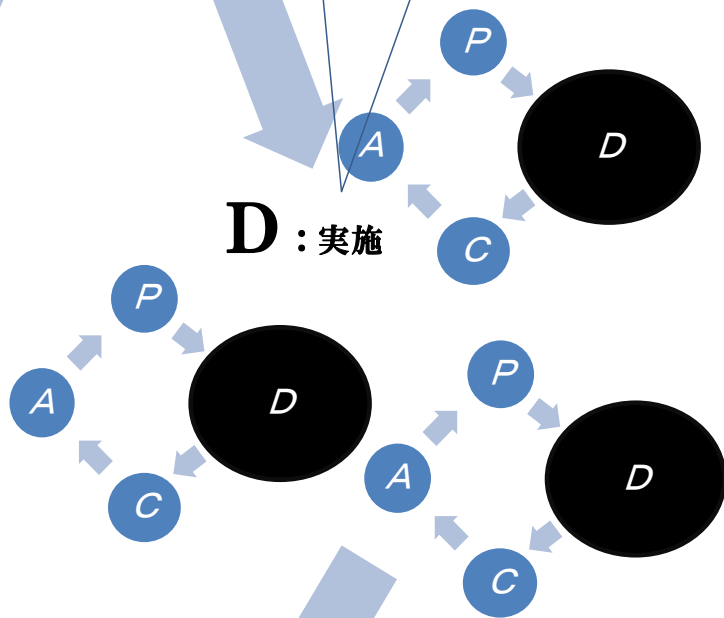
P : 企画・立案



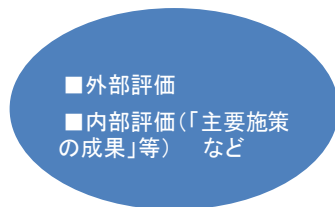
A : 見直し



D : 実施



C : 評価



II 区民等による参画と協働を推進する社会的背景

ここでは、区民等による区政への参画や区との協働を推進する社会的背景について説明します。なお、下線部分については、巻末「資料編」の「1『社会的背景』にかかわるQ&A」(65頁～)の中で、詳しい内容をQ&A方式で説明しています。

1 地方分権の進展

日本国憲法第92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨¹に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。

この規定により、地方自治制度はわが国の統治機構の一翼を担う制度として、法律によっても廃止することのできない基本的な仕組みの一つに位置付けられています。

また、この地方自治の仕組みを具体化する基本法として、地方自治法という法律が制定されています。

この法律は数次にわたり改正されていますが、平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正²により、地方公共団体は「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」(第1条の2第1項)ものとされ、さらには国に対して、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、(中略)地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう」義務付けられることにより、国と地方は、法律上は「対等・協力」の関係に置かれることとなりました。

また、あわせて国と地方公共団体の関係を「上下・主従」の関係としていた「機関委任事務」(国の事務を法令により地方公共団体の首長に委任して行われる事務)が廃止されました。

地方分権はいまだ道半ばといえますが、基礎的自治体である千代田区³の権限と責任は、従前と比較しても増大しており、区政運営の方向性が区民等に及ぼす影響も非常に大きくなっています。

今後も引き続き、自主的かつ自律的な自治体運営を進めるとともに、区民等への説明責任を一層明確にし、積極的な情報提供を行い、区民等による区政への参画が十分に行われる仕組みを整えていくことが求められています。

2 区民等のニーズの多様化

人口構成の変化⁴や企業、大学、NPO法人(※1)等の多様な主体の集積⁵により、千代田区に住み、働き、学ぶ人の構成は多様をきわめており、区民等

のニーズも多様化しています。それに伴い、地域が必要とする公共サービスは質・量ともに増大しています。

「住民自治」の考え方に基づけば、行政が特別な場や機会を設けずとも、地域で活動する区民等が、自らの発意・創意で地域のあり様を考えることが理想的といえます。そして現に、地域の中ではそうした活動に積極的に取り組んでいる人たちがいます。

しかし、核家族化や人口構成の変化が進む中で、隣近所の付き合いや繋がりは減少しており、こうした人たちの取組だけで地域の様々な課題を考え、解決していくことが難しくなっています。

また、こうしたニーズを行政や従来の地縁団体だけで担うことは、物理的にも限界があり⁶、さらに、災害等の危機発生時における地域の自助・共助及び協助（※2）の力を弱体化させてしまう可能性があります。

このため、今後は地域で活動する様々な主体⁷が、それぞれの強みを発揮し、相互に連携を図りながら地域の課題解決に取り組めるような環境づくりを進めることにより、地域の課題解決力を高めていく必要があります。

- ※1 **NPO 法人**…様々な社会貢献活動を行い、構成員に対して収益を分配することを目的としない団体を「NPO (Non Profit Organization)」といい、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した法人を「NPO 法人（特定非営利活動法人）」という。
- ※2 **協助**…千代田区独自の理念。主に災害発生時において、地域共同体の共助を基本としながらも、より広く、人道的支援も含めて、千代田に住み、働き、学ぶすべての人々が相互に助け合い、支え合うこと。

3 社会貢献活動への参加意欲の高まり

地域で活動する人や団体の社会貢献意識は高まりを見せています。⁸例えば、東日本大震災に伴う被災地支援においても、行政だけではなく、様々な分野のNPO 法人やボランティア活動を行う人々などが活躍⁹しています。

千代田区には約5万人の在住区民はもとより、約82万人の昼間区民が働き、学んでおり、多様な価値観や経験、能力を有する人々や団体で構成されています。

こうした人々や団体が、その経験や能力を有効に活用し、地域や社会に貢献できるようにすることは、本人の達成感や生きがいにも繋がります。

このため、区は、区民等やNPO・ボランティア団体等が、地域の活動に参加し、貢献しやすくなるような環境づくりを進める必要があります。

Ⅲ 参画・協働を推進する意義

1 自治意識の向上と自己実現機会の増加

日本国憲法に定める「地方自治の本旨」を実現し、住民自治を推進していくためには、地域で生活する区民等が、地域の課題を主体的にとらえ、自らも解決に向けた方策を考え、区とともに解決に向けて行動することが重要であり、区としても様々な場面を通じて、こうした機運を醸成していく必要があります。

こうした機運を醸成していくための支援策として、区がどのような役割を果たすことができるのかについては、広い意味では区組織の地域へのかかわり方も含めた検討が必要ですが、このガイドラインが対象とする職員一人ひとりが留意すべき認識としては、日々の業務を通じて地域の声に耳を傾け、施策等の見直しに反映させていくことはもとより、積極的に参画や協働の推進に努めていくことが重要です。

区政への参画や、区との協働の機会が拡大していくことにより、区民等の意見を区に直接伝えることが可能となり、また、区とともに課題解決に向けた方策を考え、行動を起こすことが可能となります。

そして、こうした取組を通じて、区民等の自治意識が高まり、ひいては一人ひとりの区民等の自己実現の機会が増加していくと考えられます。

2 地域力の向上

地域におけるコミュニティ意識や連帯感の希薄化が進む一方で、都心区である千代田区には様々な人が集まり、区内では、福祉や子育て、文化、スポーツなど様々な分野において、地域に根差した公共的な取組を行う人や団体が活動しています。

区は、町会や自治会など旧来の地縁団体の活動を支援することはもとより、こうした新たな地域の主体に対しても、その活動が持続可能なものとなり、地域における社会貢献等の活動が一層活発なものとなるよう、側面的に支援していく必要があります。

また、積極的に地域とのかかわりを持とうとしない人々が、地域から孤立することがないように、地域や活動団体と区民が繋がりを持てるよう支援していく必要があります。

参画と協働の推進は、こうした様々な地域の主体に、活動や活躍の場を提供することにも繋がり、活動に参画・協働した人々のきずなを強めていくとともに、活動主体間のネットワークが広がっていくことが期待されます。

そして、こうした活動やネットワークが地域に根差していくことで、千代田区固有の都心型コミュニティが生まれ、安全・安心の向上や地域の活性化

など、千代田区の価値や魅力を総合的に高めていくことに繋がると考えられます。

3 多様化する区民等のニーズへの効果的な対応

区民等の構成や価値観が多様化する中で、地域の様々な課題や区民等のニーズに対して、すべてを行政だけで対応し、解決していくことは一層困難になっています。

こうした中であって、区民等が真に必要なとすきめ細かなサービスを展開していくためには、区民等や地域で活動する団体など、地域の様々な主体がその特性や特徴を活かして、その地域にあった解決策を考え、お互いに知恵を出し、助け合いながら進めていく「共助」（及び協助）の精神がきわめて重要であり、区がこうした取組を側面から支援していくことが一層求められています。

参画と協働を推進することは、行政だけでは把握しきれない潜在的な地域のニーズや課題を発掘することにもなり、区民等が真に必要なサービスの創出や地域の課題解決に繋がっていくものと考えられます。

そして、こうした取組を進めていくことが、多様な価値観やニーズをもった様々な年代や立場の区民等の相互理解を促すことにも繋がり、ひいては「共助」（及び協助）を基盤とした「共生社会」を実現していくものと考えられます。

4 公正で透明な区政運営の推進

参画と協働を推進することは、区が区政運営を進めていくうえでも大きなメリットがあります。

参画と協働の場や機会を通じて、区民等や地域の活動団体と区の職員が意見を交換し、議論を深め、共通の目的の実現に向けて協力し合うことにより、区民等や地域の活動団体に区政を身近に感じていただくことができるようになります。

また、区の職員がこうした場や機会に参画することは、職員自身にとっても、相手を尊重し、多様な価値観を認め合う意識の醸成が図られ、ひいては職務に対する視野を広げ、今後の様々な職務に活かしていくことが可能となり、職員の人材育成にも繋がるものと考えられます。

さらには、こうした場や機会を通じて聴取した生の声などを踏まえて、職員一人ひとりが地域の特性や区民ニーズを的確に把握し、区政運営に反映していくよう努めることにより、より一層区民等から信頼される、公正で透明な区政運営を進めることにも繋がっていくと考えられます。

IV 各主体に期待される役割

参画と協働を推進していくためには、区、区民等、活動団体のそれぞれが、その特性や立場に応じた役割を果たし、積極的に連携を図っていく必要があります。

1 区に期待される役割

区の施策や事務事業を効果的かつ効率的に展開していくためには、まずは区自らが区民等の参画の機会の確保に努めるとともに、地域で活動する様々な主体と区、あるいは、多様な主体間の協働の推進に努める必要があります。

このためには、施策や事務事業の企画・立案や評価、見直しなど、区政運営のPDCAサイクルの各段階において、多様な手法により区民等の参画を促し、区民等からの意見を受け付ける体制・仕組みを整えていく必要があります。

また、地域で活動する様々な主体が、区や主体間との協働を通じて、地域の課題解決に主体的に取り組めるよう、区は、区民等及び活動団体の自主性及び自立性を十分尊重したうえで、必要な側面的支援や環境整備を行う必要があります。

さらには、地域とのかかわりに消極的な人々が、地域との繋がりを持てるように、地域や活動団体と区民を結びつけるための支援を行う必要があります。

加えて、区民等が区政に対して積極的かつ具体的な意見・提案ができるよう、区の制度や取組、考え方など区政にかかわる情報の積極的でわかりやすい発信に努める必要があります。

区が平成25年度に実施した区民アンケート調査（4,000名の無作為抽出区民に対して実施。以下、「区民アンケート調査」という。）によると、区が実施する広聴、意見公募（パブリックコメント）、説明会やシンポジウムなど、何らかの手段を通じて区政に参画した経験が「一度もない」と回答した区民は49.6%に達しました。また、今後の区政に積極的に参加していくことについては約6割の区民が消極的な回答となりました。

このことは、区民等による区政への参画の推進に向けた区の取組が、まだ十分ではないことの証ともいえ、こうした現状を踏まえて、着実に区政参画を進めていく必要があります。

2 区民等に期待される役割

区民アンケート調査によれば、過去2年間に何らかの地域活動に参加したことがある区民の割合は34.7%であり、参加したことはないものの、今後は

参加したいと考える区民を加えると 57.1%となっています。

しかし、単にイベント等の地域活動に参加するだけでなく、より主体的に活動の企画や運営に携わったことのある区民の割合はわずか 11.6%という結果となっています。

また、すでに述べたとおり、約 6 割の区民が区政への参画にも消極的な姿勢を示していることなどからも、千代田区において、一人ひとりの区民等に参画と協働の必要性や重要性が十分に浸透しているとはいえない状況です。

今後は、千代田区に住み、働き、学ぶ一人ひとりの人が、区や活動団体の支援を受けながら、区政や地域の活動に積極的に関心を持ち、区に対して積極的に意見や提案を伝え、また自発的に地域活動等に参加・協力するよう努めることが期待されます。

3 活動団体に期待される役割

町会、企業、大学、NPO 法人、ボランティア団体などの地域で活動する団体は、それぞれ様々な強みや専門性を有しています。

例えば町会は、地縁団体として地域の実情を的確に把握し、区民相互の繋がりの維持や地域の課題解決において重要な役割を果たしてきました。今後も、地域の活性化に資するこうしたノウハウやネットワークの継承に努め、引き続き、自助・共助（及び協助）の要として、地域の課題解決に取り組んでいくことが期待されます。

また、企業、大学、NPO 法人やボランティア団体等は、それぞれの分野において専門的な識見やノウハウを有し、また、地域の課題解決にも活用しうる先駆的な取組を行っている場合などもあります。今後は、こうした強みをこれまで以上に地域に還元し、広げていけるよう努め、町会等の地縁団体や区などとも積極的に連携を図り、地域の課題解決に主体的に取り組んでいくことが期待されます。

このように、地域の活動団体が、それぞれの特性や強みを活かし、これまで以上に地域の活性化のための下支えにかかわっていくことが求められています。また、こうした活動の内容や成果を区民等に発信し、理解されるよう努め、協働のすそ野を個人レベルにまで広げていくことが求められています。

第2章 参画編

【参画】の手法 一覧表 ※17頁から説明する、参画の手法の一覧表です。

	各手法の説明
(1) 意見公募 (パブリックコメント)	区の計画や方針等について、その内容や関連する資料をあらかじめ公表し、区民等に意見を求め、寄せられた意見の概要や、意見に対する区の考え方等を公表する手法
(2) 住民説明会	生活に直接関わるような施策等を決定・実施するにあたって、区が区民等の理解と協力を求めるために、その内容を説明し、直接的に意見を聴取する手法
(3) 審議会・協議会・検討会等	法律または個別の条例により設置される審議会その他の附属機関や、要綱等により設置される協議会・検討会・委員会等において、区民や学識経験者等で構成される委員が、一定期間継続して調査や審議、検討などを行う手法
(4) 意見交換会・懇談会	特定の課題について、区民や学識経験者、利害関係者等の意見を把握したり、区との認識の異同を明確にするために、自由に意見交換を行う手法
(5) ワークショップ	区が示した課題の解決等にあたって、様々な立場の人たちが参加し、それぞれが自由に意見を出し合いながら議論を重ねて共通認識の形成を図り、意見や提案をまとめていく手法
(6) 無作為抽出による区民討議	無作為抽出で選ばれた区民等同士が、複数のグループに分かれて同一のテーマについて自由に論議し、グループごとに意見をとりまとめ、全員の投票により優先順位を付け、提言を行う手法
(7) 広聴	<p>① アンケート 多数の人や特定の層に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握する手法</p> <p>② 区政モニター 区民等から選出された人に対して、封書または電子メールで区政に対する意見、要望、提案等を継続的に聴いたり、アンケート調査に回答してもらうことにより、区民等の意向を把握し、施策等の参考とする手法</p> <p>③ 区民の声 インターネットや手紙等により、区民等の日常生活の悩み事や区政に対する提案・要望・苦情などあらゆる声を聴く手法</p> <p>④ 区長との対話 区長が地域に出向き、区民等と直接対話する手法</p>
(8) 政策提案	区民や企業、大学、NPO法人等から政策に関する提案を募る手法 ※あらかじめ区がテーマを設定して募集する場合と、特にテーマを決めずに自由に提案してもらう場合とがある
(9) 住民投票	特定の政策について、区民等の賛否を投票により把握する手法 ※ここでいう住民投票は、憲法や法律に基づき実施するものではなく、地方公共団体が独自の住民投票条例を制定して実施するものを指す

I 参画の定義（再掲）

本ガイドラインでは、参画を次のように定義しています。

区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

II 参画の主体

施策や事業の内容により、参画の対象となり得る主体は異なってくると考えられます。よって、本ガイドラインでは、参画の定義における「区民等」の範囲を明確に定義付けることはしませんが、主に区内在住者、在勤・在学者、区内企業、区内公益団体、利害関係者などが「参画の主体（区民等）」として想定されます。

III 参画の手法と特徴、留意点

参画の手法には、「意見公募（パブリックコメント）」「住民説明会」「審議会・協議会・検討会等」「意見交換会・懇談会」「ワークショップ」「無作為抽出による区民討議」「広聴」「政策提案」「住民投票」など、様々な形態があります。

なお、本ガイドラインでは便宜上、参画の手法を9つに分類していますが、例えば「〇〇協議会」という名称であっても、専門的な調査や審議というより、自由な意見交換を目的としている場合もあります。このため、参画の手法は、会議の名称等で判断するのではなく、構成員の中身や会議等の性質で判断する必要があります。

参画の対象となる事業等が、最も効果的で、効率的なものになるよう、事業等の内容により適切な手法を選択することが重要です。

この章では、それぞれの手法の特徴を説明するとともに、区または区民等から見たメリット・デメリットや、区がその手法を活用するにあたっての留意点を説明します。

【共通の留意点】

区が参画の手法を活用する際に、各手法に共通する留意点は次のとおりです。

- 対象となる施策や事業について、事前に課題や論点、区の考え方等を明確にしておくなど、区民等が参画の場や機会を通じて意見を出しやすくなるよう、わかりやすい資料の公表や説明に努める必要があります。
- 参画の場や機会が、形式的な意見聴取に終わらないよう、区民等からの意見に対して真摯に検討したうえで、その意見に対する区の考え方や対応を公表していく必要があります。
- 区民等からの提案に対しては、施策や事業に反映できるのか、できないのか、また反映できないときはその理由等を明確にすることで、区民等に対する説明責任を果たすよう心掛ける必要があります。
- 参画の各手法には、それぞれ特徴があり、より効果を発揮するタイミングも異なります。このため、複数の手法を効果的に組み合わせる実施することが望まれます。なお、複数の手法の組合せについては、「IV 千代田区における参画のルール」(31頁～)を参照してください。

また、ワークショップや委員会など、会議形式の参画の手法を活用する際の留意点は、次のとおりです。

- 会議等の開催目的、位置付け、参加者に求めることなどを明確にしておく必要があります。
- 会議等の開催準備には、手間と時間が掛かるため、最終目標（計画の策定や条例の制定等）を実現すべき時期から逆算して十分な期間を確保して、計画的に準備を進める必要があります。
- その会議等の目的や位置付けを踏まえ、参加者の選定方法を十分に検討する必要があります。
 - ⇒例：>学識経験者と公募区民等の人数のバランスを考慮する。
 - >性別、年代、地域等、構成員の多様性を確保する。
- 参加者が出席しやすい開催日時・場所の設定に努める必要があります。また、事前に時間的余裕を持って開催予定を周知する必要があります。
- 会議等を進めるにあたり、「参加者にどこまで議論し、意見を出してもらうのか」、「区が意見を今後どのように検討し、計画等にどのように活用していくのか」の2点を事前によく説明し、参加者との認識の共有を図る必要があります。
- 区民等が参加する会議等を行う場合は、公開を原則とします。
 - ⇒「千代田区附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準」（巻末「資料編」74頁～）も参照してください。

(1) 意見公募（パブリックコメント）

区の計画や方針等について、その内容や関連する資料をあらかじめ公表し、区民等に意見を求め、寄せられた意見の概要や、意見に対する区の考え方を公表する手法です。

【メリット・デメリット】

様々な案件について、幅広い区民等の意見を聴くことが可能ですが、組織的な意見が寄せられたり、賛否に偏りが生じる場合があります。また、案件によっては意見が集まらないこともあります。インターネットによる意見応募もできるため、区民等にとっては時間や場所を選ばず、応募しやすいというメリットがあります。

【対象とすべき施策等】

時間や場所の制約を受けることなく気軽に応募できるため、より多くの区民等からの意見聴取が可能であることから、区の総合的な施策に関する方針・計画の策定や、区民等の生活全般に影響を及ぼしたり、権利を制限し、または義務を課すことなどを定める条例の制定等に適しています。

なお、「千代田区意見公募手続要綱」では、次の事項を意見公募の対象としています。

千代田区意見公募手続要綱

（意見公募手続の対象）

第4条 意見公募手続は、次に掲げるものについて実施する。

- (1) 区の総合的な施策に関する計画の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

このうち、(3)の「実施機関が必要と認めるもの」は、「千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）」で次のとおり定められています。

千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）

- (1) 区の総合的な施策に関する方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (3) 施設の整備（大規模改修を含む。）や廃止に関する計画等の策定及び重要な変更
- (4) 区政に関する基本方針を定める条例の制定、重要な改定及び廃止
- (5) 区民に義務を課し、又は権利を制限することを定める条例（公租公課に係る条例を除く。）の制定、重要な改定及び廃止
- (6) 区民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、重要な改定及び廃止
- (7) その他、各所管部及び各事務局が必要と認めるもの

【留意点】

- 意見公募を実施していることが、より多くの区民等に周知されるよう、広報紙やホームページ、フェイスブック（※）等の様々な媒体で実施の周知を行う必要があります。
 - ※**フェイスブック**…ソーシャルネットワーキングサービス（人と人との繋がりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス）の一つ。実名登録が大きな特徴。
- 意見公募の対象となる施策等の関連施設に必要な資料を備え付けるなど、積極的に周知を行うことで、意見を提出してもらいやすくするよう努めます。さらに、より多くの区民等が意見を寄せられるよう、実施期間は十分に確保する必要があります。なお、区の要綱では現在、最低2週間以上の期間を確保することを定めています。
- 意見公募は、区民生活等に重大な影響を及ぼす案件等が対象となるため、直接影響を受ける区民等を対象として実施する必要があります。このため、区の要綱では、意見公募に応募できる人を次のように限定しています。

千代田区意見公募手続要綱

(定義)

第2条 この要綱において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 区民等 次に掲げる者をいう。

- ア 区内に住所を有する者
- イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- エ 区内の学校に在学する者
- オ その他計画等に利害関係を有する者

- 意見の提出者からは、要綱の第7条第3項に掲げる事項（氏名や住所、在勤者である場合はその勤務先など）を明らかにしてもらおうこととなっており、このため、必要事項の記載欄を設けた意見提出様式を用意するなど、意見応募者が必要事項を申告しやすくするための配慮が必要です。
- 意見公募は、区としての考え方がまとまった段階で行われるものであるため、提出された意見に基づき、抜本的な再検討や根本的な見直しを行うことが難しいのも事実です。このため、意見公募に付す内容を検討する段階においても、他の参画の手法をできる限り取り入れるなど、区民等の意見を踏まえた素案をつくるよう努める必要があります。

(2) 住民説明会

生活に直接かかわるような施策等を決定・実施するにあたって、区が区民等の理解と協力を求めるために、その内容を説明し、直接的に意見を聴取する手法です。

【メリット・デメリット】

住民説明会は、区民等の生の声を直接聴取することができますが、区の考え方がまとまった段階で行われるものであるため、参加者の意見が限定的にしか反映されないなど、参加者の不満が残る場合もあります。

【対象とすべき施策等】

利害関係者や、当該案件の実施等により生活に影響が生じる区民等の意見を直接的に聴きとることができるため、方針や計画の策定、条例の制定等に適しています。

【留意点】

- 法令上、説明会の実施が義務付けられているものに限らず、生活に直接かかわるような施策等については、可能な限り実施するように努める必要があります。
- 自由な議論の場というよりも、区の説明に対し広く意見を聴くという性格が強いため、区が一方的に説明して終了するということがないよう、質問の時間を十分に設けるなど、参加者の意見を十分に聴きとることができるように努める必要があります。
- 説明会の場で発言できなかった人などが、事後に質問し、意見等を言えるようにするため、開催後も一定期間、意見等を受け付けるなどの配慮が必要です。
- 住民説明会は、区としての考え方がまとまった段階で行われるものであるため、いただいた意見に基づき、抜本的な再検討や根本的な見直しを行うことが難しいのも事実です。このため、住民説明会で説明する内容を検討する段階においても、他の参画の手法をできる限り取り入れるなど、区民等の意見を踏まえた素案をつくるよう努める必要があります。

(3) 審議会・協議会・検討会等

法律（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）または個別の条例により設置される審議会その他の附属機関や、要綱等により設置される協議会・検討会・委員会等において、区民や学識経験者等で構成される委員が、一定期間継続して調査や審議、検討などを行う手法です。

【メリット・デメリット】

学識経験者等の専門知識などを継続的に聴取することができるため、専門的な課題について掘り下げた議論ができます。また、課題意識や意欲を持った区民等の参画により、地域事情や生活実態に即した、より率直な意見を議論に加えることができます。

審議会等は、専門的な視点から、継続的に調査や審議等を行う場であることから、参画できる区民等の人数は限られます。また、学識経験者等については、一般的にはメンバーが固定化されやすい傾向があります。

【対象とすべき施策等】

学識経験者や専門家等による様々な意見を継続的に聴取することができるため、政策課題に対する専門的視点からの調査や審議、あり方の検討等に適しています。

【留意点】

幅広い視点から審議等が行われるよう、区民や学識経験者等については、できるだけメンバーの固定化を避けるとともに、専門分野や活動分野、性別や年代など、バランスを考えて選考する必要があります。

(4) 意見交換会・懇談会

特定の課題等について、区民や学識経験者、利害関係者等の意見を把握したり、区との認識の異同を明確にするために、自由に意見交換を行う手法です。

【メリット】

意見交換を通じて、双方が認識を共有し、理解し合える場とすることができます。

【対象とすべき施策等】

意見交換によって、区民や学識経験者等と認識の共有を図りながら内容を検討することができるため、意見公募や住民説明会に付すべき案件について、それらの手法を行う前に実施することが適しています。

【留意点】

互いに馴れ合いにならないように注意しながら、率直な意見が言い合えるような雰囲気づくりに努める必要があります。

・コラム・

公聴会

公聴会とは、公の機関が重要な案件や区民等の権利義務に大きな影響がある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために、行政手続法第10条（千代田区行政手続条例第10条）や、個別の法律等により設置することとなっているものです。千代田区では、都市計画法に基づくものや、建築基準法及び関連政省令に基づくものなどがあります。

また、行政機関が法令を制定したり、その他の事項を決定するために任意または義務的に意見を聴くため、開催するものもあります。

公聴会では、あらかじめ申出をして公述人に指定された人が、公開の場で意見を表明することになります。

(5) ワークショップ

区が示した課題の解決等にあたって、様々な立場の人たちが参加し、それぞれが自由に意見を出し合いながら議論を重ねて共通認識の形成を図り、意見や提案をまとめ上げていく手法です。

ワークショップでは、司会進行役の人(いわゆる「ファシリテーター」)が、参加者の主体的かつ自発的な議論を促し、参加者全員が体験するものとして運営されることが一般的です。

【メリット・デメリット】

案件に対して掘り下げた議論ができるため、課題に対する参加者の理解が深まりやすく、認識の共有を図りやすいといえます。また、グループで議論を重ねることにより、区民等の協働意識が醸成されます。区民等から見たメリットとしては、自分たちの意見やアイデアを活かせるため、達成感が得られやすく、主体性を持って区政の課題等にかかわっていくことができます。その一方で、ワークショップは長期間にわたって開催されるため、時間的制約のある区民等にとっては参加が難しくなります。また、司会進行役の力量に、議論の熟度や参加者の満足度が左右されやすいというデメリットがあります。

【対象とすべき施策等】

継続的な議論を通じて認識の共有を図りやすく、区民等の主体的なかかわりが期待できることから、施策等の具体的な内容の検討に適しています。

【留意点】

- ワークショップでの議論を経てまとめられた意見や提案に対しては、区が意見をどのように検討し、今後の計画等にどのように活かしていくのかを、後日きちんと区民等に説明し、理解してもらう必要があります。
- 司会進行役には、会議をスムーズに進行するための工夫や、話し合いを活性化させる技術など、司会進行役としての力量が求められます。

（６） 無作為抽出による区民討議

無作為抽出で選ばれた区民等同士が、複数のグループに分かれて同一のテーマについて自由に議論し、グループごとに意見を取りまとめ、全員の投票により優先順位を付け、提言を行う手法です（詳しくは、24 頁のコラムをご参照ください）。

【メリット・デメリット】

この手法のメリットとしては、①日頃、区政に参加する機会の少ない区民等（いわゆる「サイレントマジョリティ」）の声を区政に取り入れることができる、②グループで討議を重ねることにより、区政への関心が喚起され、区民等の協働意識が醸成される、③投票により優先順位付けがされるため、より多くの人に支持されうる提案となることを意識した討議がなされる、といったことが挙げられます。

一方で、短時間で討議が行われるため、複雑な事項の検討には不向きであり、結果的に掘り下げた議論ができず、区民等が消化不良に陥る場合があります。また、投票により優先順位を決定するため、独創的な意見やアイデアを出しづらい、会議の進行が進行役の力量に左右されやすい、といったデメリットもあります。

【対象とすべき施策等】

日頃、区政に参加する機会の少ない区民等の意見を取り入れることができるため、課題の抽出や将来像の検討に適しています。

【留意点】

- 無作為抽出した候補者の中から参加者を選定するにあたっては、母集団の意見とかけ離れないよう、母集団の性別・年齢構成等に近付けるよう努めます。また、地域や職業構成など、様々な面で偏りが出ないように留意します。
- 限られた時間内で合意形成を図る必要があるため、十分な事前準備、適切なテーマ設定、時間配分を考えたしっかりした段取りを組むことが必要です。
- 参加者に「仕事」として責任のある言動をとってもらうために、できるだけ報酬を支払うことが望ましいと考えられます。
- 区民討議の場では、区民等からの提案に対する区の考え方を明確にすることができないため、区民討議の実施後に、区が意見を今後どのように検討し、計画等にどのように活かしていくのかを、区民等に丁寧に説明する必要があります。

● 無作為抽出による区民討議とは？ ●

ドイツで始められた「プラーヌンクスツェレ」という、近年急速に注目されている住民参加手法をベースとしています。この手法の特徴は、次のとおりです。

- 主催者（自治体）が区民討議で検討する内容を示して、公平・中立的な実施機関に委託して行う。
- 候補者を無作為抽出し、主催者（自治体）側から参加を要請する。
- 少人数のグループで、主催者（自治体）から与えられたテーマについて討議する。討議テーマに対して、決められた時間内に、必ずグループとしての合意形成を図る。
- 主催者（自治体）は討議の手順や討議対象分野の現状など情報提供のみを行い、討議は住民だけで行う。
- 参加者に報酬を支払うことにより、仕事として責任をもって取り組んでもらう。
- 討議の都度、グループのメンバーを入れ替え、役割や立場など参加者相互の関係の固定化を防ぐ。
- グループごとに取りまとめられた提言に対して、参加者全員の投票により優先順位を付ける。

ワークショップと比較すると、全国でもまだ実施事例は多くありませんが、千代田区では基本計画の改定プロセスへの住民参加手法として、平成 25 年度に無作為抽出による区民討議の手法による区民会議を開催しました。

・ コラム ・

ワールドカフェ

無作為抽出型ワークショップの種類の 1 つです。

カフェのような寛いだ空間の中で、メンバーの組み合わせを変えながら、少人数のグループで自由に話し合うことにより、知識や情報を共有しながら様々なアイデアを生み出す「会話」の手法です。最終的な結論は求めないことから、「決めない会議」と呼ばれることもあります。

新しいプロジェクトを立ち上げる際の、最初の会議などに導入するのに適しています。

(7) 広聴

広聴とは、様々な機会を通じて、広く区民等から区に対する意見や要望等を聴くことをいいます。

広聴には、「アンケート」「区政モニター」「区民の声」「区長との対話」といった、いくつかの手法があります。区民等のニーズや意見を幅広く集め、的確に把握するためには、できるだけ各手法を併用することが望ましいといえます。

① アンケート

多数の人や特定の層に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握する手法です。広聴アンケートの代表例に、世論調査があります（世論調査とは、集団や社会の世論を調べることを目的に行われる調査をいいます）。

【メリット・デメリット】

区民等が自分の都合の良い時間や場所で回答できることから、簡便に多くの意見を聴くことができ、日頃、区政に参加する機会の少ない区民等の参画を促す手法として有効です。その一方、質問できる項目数が限定されるため、限られた内容しか聴きとることができません。また、質問への誤答、回答ミスが起きる可能性があることや、アンケートが返送されるまでに時間が掛かり、集計までにさらに時間が掛かるというデメリットもあります。

【対象とすべき施策等】

区民等の意見や意向、傾向等を統計的に把握することができることから、政策課題や事業の実施成果の把握等に適しています。

【留意点】

- 調査目的に適した対象者抽出（サンプル数、対象、実施地域等）を行います。
- 施策や事業、対象者を限定して、深く意見を聴き取りたい場合などには、世論調査的なアンケートとは別に、施策や事業ごとの個別アンケートを実施します。
- 質問数を増やしすぎず、質問項目は、回答者にわかりやすいよう整理・構成します。統一された様式で、見やすく、回答しやすいようにレイアウトします。

《質問項目設定の留意点》

- 回答しやすい質問から始める。
- できるだけ、一般的な質問や事実を聞く質問を前に、個別具体的な質問や意識を聞く質問をあとにする。
- 1つの質問で複数のことを聞かない。

- 質問文は簡潔に。あいまいな表現、専門用語は避ける。

《レイアウトの留意点》

- 文字の大きさ、文字と文字の間隔、行と行の間隔、文字と図表のバランスなどに配慮する。
- 説明文、質問文、選択肢、回答欄の区別がつきやすいように、フォントを使い分ける、文字を囲む、網掛けをする、下線を引くなどの工夫をする。
- 回答の内容により次に進む質問が異なる場合は、注意書きや矢印により、進むべき質問を分かりやすく示す。

《回答選択肢の留意点》

- 選択肢は3～5個程度とする。なお、質問に対する回答として、例えば「良い」か「悪い」かの傾向を把握したい場合は、選択肢に「普通」「どちらともいえない」といった項目を設けず、〈①非常に良い ②やや良い ③やや悪い ④非常に悪い〉といった4段階の選択肢とする方法もある。

② 区政モニター

区民等から選出された人に対して、封書または電子メールで区政に対する意見、要望、提案等を継続的に聴いたり、アンケート調査に回答してもらうことにより、区民等の意向を把握し、施策等の参考とする手法です。

区政モニターの職務、資格要件及び委嘱期間は、「千代田区政モニター設置要綱」により、次のとおり定められています。

千代田区政モニター設置要綱

(職務)

第2条 区政モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 区政に対する意見、要望、提案等を随時提出すること。
- (2) 区政についてのアンケート調査に回答すること。

(資格要件)

第3条 区政モニターの資格要件は、満20歳以上の区内在住・在勤・在学者（外国人は日本語で文書交換のできる者）とする。ただし、区職員及び区立学校に勤務する教職員を除く。

(委嘱期間)

第6条 区政モニターの委嘱期間は1年とし、再任はできないものとする。ただし、区長が特に必要であると認めた場合はこの限りでない。

区政に対する意識の高い区民等の意見を、継続的に集めることができるというメリットがある一方で、応募者が集まりにくい傾向があります。

③ 区民の声

インターネットや手紙等により、区民等の日常生活の悩み事や区政に対する提案・要望・苦情などあらゆる声を聴く手法です。

【メリット】

寄せられた提案等に対して個別に、丁寧に回答することで、区民等との信頼関係を醸成することができます。

【留意点】

問題が直ちに解決しなくても、一定程度の理解が得られるように努めます。

④ 区長との対話

区長が地域に出向き、区民等と直接対話する手法です。

【メリット・デメリット】

区長とコミュニケーションをとることで、区政に親近感を持ってもらうことができます。区民等にとっては、区長に直接意見を伝えることができるため、満足度を得られやすいといえます。一方で、開催できる時間や回数が限定されるというデメリットがあります。

・コラム・

他自治体における広聴の新たな試み

情報通信技術（ICT）の進展や、スマートフォンなどの情報通信機器の普及に伴い、他の自治体では、こうした手段を活用した新しい広聴の試みが行われています。

千葉県広聴課が実施している「ちば市民協働レポート実証実験（ちばレポ）」は、スマートフォンやパソコンから、「歩道の破損」「公園のごみの散乱」などの問題を、写真付きレポートとして住民に報告してもらう仕組みです。

こうした手段は、住民が行政に対し、迅速かつ気軽に地域の課題や情報を寄せることができるという意味で、広聴の新たな試みとして注目されています。

一方で、地域課題の解決を安易に行政に頼りがちになるおそれがあるため、導入する際には、住民から寄せられた課題を解決するにあたっての行政と活動団体等の役割分担などを、あわせて整理する必要があります。

千代田区における広聴の課題

○「区政モニター」の課題

区政モニターへの継続的な調査を通じて、区政への理解を深めてもらい、地域で行動するオピニオンリーダー（※1）として育ててもらうことを期待していますが、現状では、封書または電子メールでの聴き取りしか行っておらず、十分な意見聴取ができていないといえます。今後は、例えば「グループインタビュー（※2）」のような座談会形式の意見交換会の導入等を検討する必要があります。

※1 **オピニオンリーダー**…世論形成に大きな影響力を持つ人をいいます。ここでは、「地域コミュニティなどの集団において、その集団の意見や行動に影響を持つ人」という意味で使用しています。

※2 **グループインタビュー**…調査条件に適合する対象者を一同に集め、司会者の進行のもと、特定のテーマについて、座談会形式で自由に意見交換してもらう手法です。座談会形式であるため、相互作用により意見が活発になりやすく、多くの意見、深い意見を集めやすいというメリットがあります。

アンケート調査などでは把握しきれない詳細情報を得たい場合や、調査結果について、より深掘りしようとする場合などに適しています。

○「区長との対話」の課題

区長との対話手法は、「区政懇談会」「ふらっと区長室」「まちなか懇談会」「出張！区長室」など、その都度あり方を検証しつつ、形を変えながら実施してきています。平成25年度に実施した「出張！区長室」の成果や課題を分析し、他の広聴活動を補う対話型広聴としてのあり方を検証していく必要があります。

(8) 政策提案

区民や企業、大学、NPO 法人等から政策に関する提案を募る手法です。あらかじめ区がテーマを設定して募集する場合と、特にテーマを決めずに自由に提案してもらう場合とがあります。

【メリット・デメリット】

区にはない斬新な発想からの提案や、提案者が持つ専門性を活かした提案により、課題の解決や区の魅力の向上に繋がる可能性があります。

また、区民目線に立った提案を受けることで、区民ニーズに即した施策の展開に繋がる可能性があります。

その一方で、実現するうえで多額の費用がかかる提案や、提案者の利益を優先するような提案などが寄せられる場合も考えられます。

【対象とすべき施策等】

地域の様々な主体が持つ情報やノウハウを活用できることから、地域の魅力や資源を発掘・活用する事業や、区がこれまで取り組んだことのない分野にかかわる事業の検討に適しています。

【留意点】

- 提案を募集していることが、より多くの区民に周知されるよう、広報紙やホームページ、フェイスブック等の様々な媒体で実施の周知を行う必要があります。
- より多くの区民等が提案を寄せられるよう、募集期間は十分に確保する必要があります。
- 区がテーマを設定して提案を募集する場合には、何について提案して欲しいのか、テーマを設定した意図が明確に伝わるようにする必要があります。
- いただいた提案に対しては、区の選考結果や、採用となった提案の扱いを明らかにする必要があります。

・コラム・

NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度

現在、区が事業として実施している政策提案制度です。

NPO・ボランティアからの先駆性・創造性を活かした斬新な視点からの提案を求め、それをベースとして政策に組み入れていくことで、多様化する区民ニーズに対応することを目的としています。

また、この事業では、区との協働を前提として提案を募集しており、参画と協働が一体となった事業といえます。

(9) 住民投票

特定の政策について、区民等の賛否を投票により把握する手法です。なお、ここでいう住民投票は、憲法や法律に基づき実施するものではなく、地方公共団体が独自の住民投票条例を制定して実施するものを指します。

【メリット・デメリット】

投票資格さえ満たせば、誰でも参加できます。また、個別の政策について、賛否を明確にすることができます。デメリットとしては、法定の投票制度ではないため、投票結果に法的拘束力を持たせることはできないとされており、投票結果の実効性が弱いこと、投票結果として賛否のみしか表明されないため、区民等の個別の意見や要望、賛否の理由等が確認できないこと、多額のコストがかかること、などが挙げられます。

【対象とすべき施策等】

特定の政策について、投票者の明確な意思を確認することができるため、行政運営上の重要事項の決定等に適しています。

【留意点】

- 実施にあたっては、独自の住民投票条例を制定する必要があります。
- 対象事案（論点）や投票の実施時期を慎重に検討する必要があります。
- 投票資格者の要件を検討する必要があります（例えば、年齢要件、国籍要件、昼間区民を含めるか否か等）。
- 投票の成立要件を検討する必要があります（例えば、投票率による基準を設ける等）。
- 住民投票の対象事案に関する判断を行うために必要な情報については、公平性や中立性に十分留意しながら、積極的に公開する必要があると考えられます。
- あくまで議会制民主主義を補完するものであり、乱発は避けなければなりません。

IV 千代田区における参画のルール

「参画編」で説明したとおり、参画の各手法にはそれぞれ特徴があり、効果を発揮するタイミングも異なります。そして、一つの手法のみで多様な区民等の意見を聴取し、区民世論を把握することはできません。

このため、それぞれの手法の特徴や、そこで得られる意見等の特性を十分に理解し、特徴の異なる複数の手法を併用して意見を聴取することが重要です。

例えば、「意見公募（パブリックコメント）」は、気軽に応募しやすいという点で優れた手法の一つですが、特定の課題について関心の強い人たちによる組織的な意見が寄せられたり、賛否に偏りが生じる場合もあります。このため、意見公募に付す案を検討する段階で、互いの意見の相違を論議等を通じて理解し合うことのできる「ワークショップ」等の手法を取り入れることなどが有効と考えられます。

また、区民世論調査などの「アンケート」は、広く区民の総体的な世論を把握する手法としては優れていますが、質問項目数や内容が限られるので、より掘り下げた意見や、賛否では割り切れない区民の個々の要望などを詳しく聴き取るために、対話形式で区民ニーズを掘り下げて聴取することのできる「意見交換会」等の手法と組み合わせることが有効です。

本ガイドラインでは、区で統一したルールに基づいて参画を進めていく必要性がより高い、区民等への影響が特に大きい事例を5つ挙げ、それぞれ政策形成のプロセスごとに、用いるべき手法やそれを用いる際のルールを定めました。

今後は、これらの事例に該当する事業等を実施する場合には、これから説明するルールに従い、実施していく必要があります。

注) 事例1～5における「審議会・協議会・検討会等」「意見交換会・懇談会」は、名称ではなく、構成員の中身や会議等の性質で判断してください。

例えば、「まちづくり協議会」という名称であっても、自由な意見交換を目的とするものであれば、「意見交換会・懇談会」に位置付けることとなります（15頁「III 参画の手法と特徴、留意点」参照）。

なお、これらの事例に該当しない場合においても、区として積極的に参画を進めていくことは重要です。13～14頁の「【参画】の手法 一覧表」を参考に、用いる手法を選択し、できる限り複数の手法を組み合わせ実施してください。

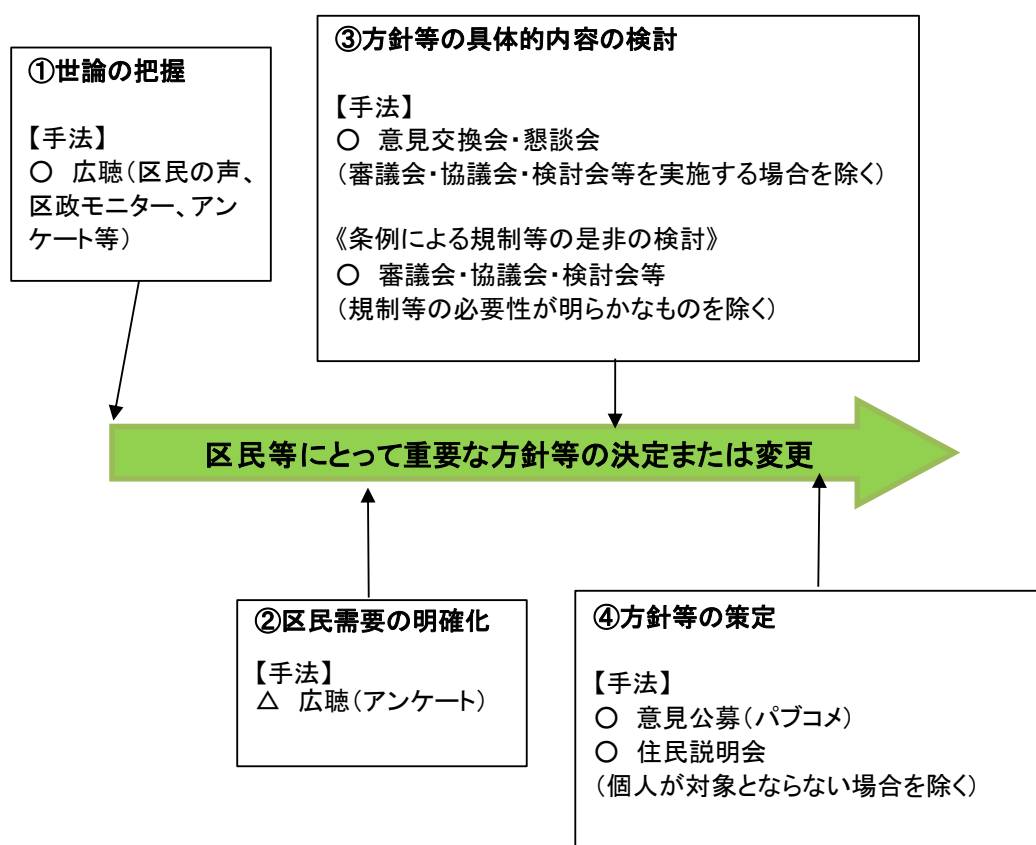
ところで、新たな参画の手法を導入するにあたっては、その手法により参加が得られる区民等の構成や意見等の特長が、既存の手法と何が異なり、同じであるのかを整理し、どのような位置付けで当該手法を導入するのかを整理する必要があります。

このため、本格的な実施、導入にあたっては、試行の段階において参加者等からアンケートをとるなどにより、参加者の属性（年齢、職業、参画の場への参加経験等）や満足度、課題を聴取し、その必要性を十分検討することが肝要です。

1 区民等にとって重要な方針等の策定または改定

区民等にとって重要な方針等の策定または改定を行う事例です。

なお、権利を制限し、または義務を課す条例（公租公課に係るもの及び努力義務規定を除く。）の制定または改正を行う場合は、必ずこの事例のルールに従って意見聴取を実施してください。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

③ 方針等の具体的内容の検討

区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで方

針等を策定する必要があるため、「意見交換会・懇談会」を必須とします。

ただし、検討にあたって専門知識が必要などの理由から、別途「**審議会・協議会・検討会等**」や関係団体からの意見聴取の場を経るものについては、手続を省略することができます。

なお、条例による規制等の是非について検討する場合には、専門的視点及び区民の視点から答申を受ける必要があるため、「**審議会・協議会・検討会等**」を必須とします。ただし、法的規制の必要性が明確な場合など、審議会等による答申を経る必要のないものについては、手続を省略することができます。

④ 方針等の策定

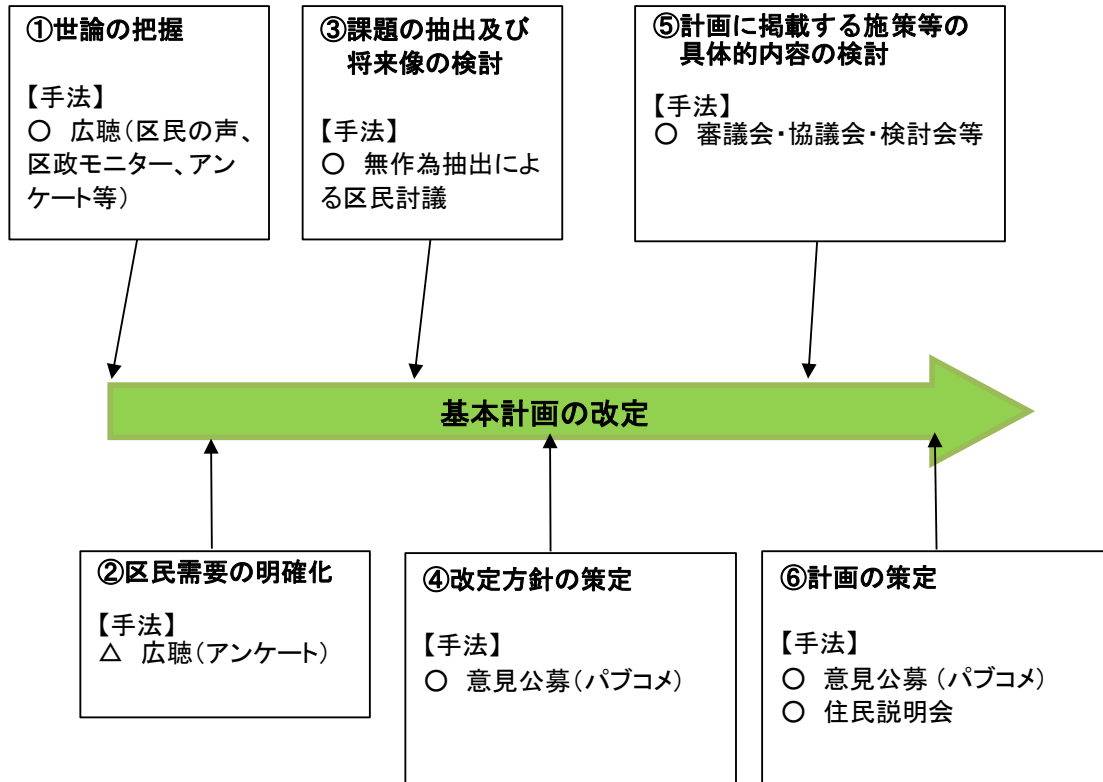
「**意見公募（パブリックコメント）**」は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「**住民説明会**」も、区民等に及ぼす影響が特に大きいため必須とし、方針等の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。ただし、企業（個人事業主を含む。）のみを対象とする場合は、手続を省略することができます。

なお、実施する場合は、幅広く意見を聴取できるよう、地域ごとに実施するように努めます。

2 基本計画の改定

区政運営の総合的かつ基本となる行政計画である基本計画を改定する事例です。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

③ 課題の抽出及び将来像の検討

課題や将来像について、意見を幅広く聴取する必要があるため、「無作為抽出による区民討議」を必須とします。

④ 改定方針の策定

「意見公募（パブリックコメント）」は、区民等に及ぼす影響が特に大き

いため、必須とし、広く意見を聴取します。

⑤ 計画に掲載する施策等の具体的内容の検討

この段階では、より具体的な内容を検討する必要があるため、「審議会・協議会・検討会等」を必須とします。

⑥ 計画の策定

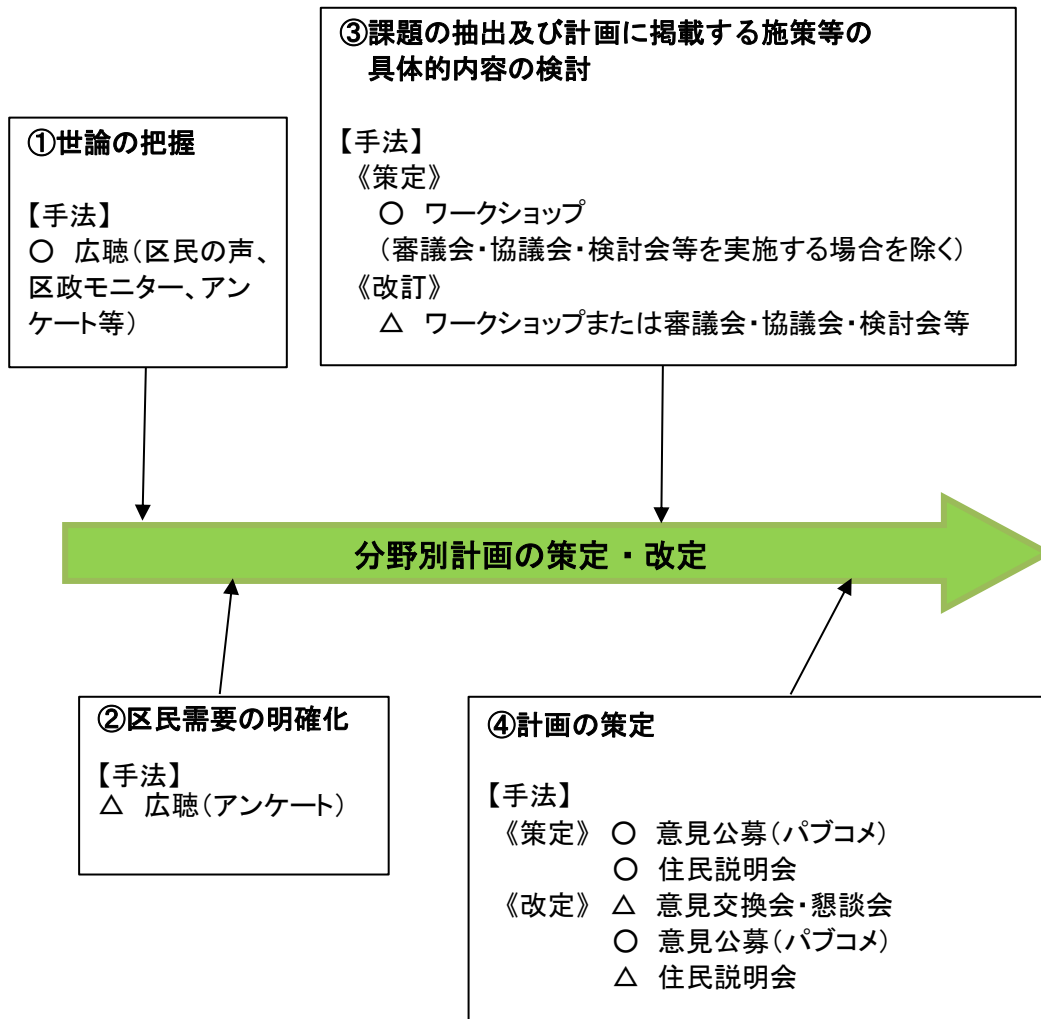
「意見公募（パブリックコメント）」は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」も、区民等に及ぼす影響が特に大きいため必須とし、計画の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

なお、「住民説明会」を実施する際には、幅広く意見を聴取できるよう、地域ごとに開催するように努めます。

3 分野別計画の策定・改定

各部署で定める分野別計画の策定・改定の事例です。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

③ 課題の抽出及び計画に掲載する施策等の具体的内容の検討

計画を新たに策定する場合は、既存の計画を改定する場合に比べ、より具体的に課題や掲載する施策等の内容を検討する必要があるため、「ワークショップ」を必須とします。

なお、当該計画の専門性が高いなどの理由から、別途「審議会・協議会・検討会等」や関係団体からの意見聴取の場を経るものについては、手続を省略することができます。

また、既存の計画を改定する場合、④の段階で「意見交換会・懇談会」の手続を経るものについては、区民等の意見を直接聴取する機会が設けられているので、「ワークショップ」（または「審議会・協議会・検討会等」や関係団体からの意見聴取）の手続を省略することができます。

④ 計画の策定

「意見交換会・懇談会」は、③の段階で「ワークショップ」の手続を経ているものについては、区民等の意見を直接聴取する機会が設けられているので、手続を省略することができます。

また、専門性が高いなどの理由から、別途「審議会・協議会・検討会等」や関係団体からの意見聴取の場を経るものについても、手続を省略することができます。

「意見公募（パブリックコメント）」は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」は、計画を新たに策定する場合は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため必須とし、計画の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

なお、「住民説明会」を開催する場合は、幅広く意見を聴取できるよう、地域ごとに開催するように努めます。

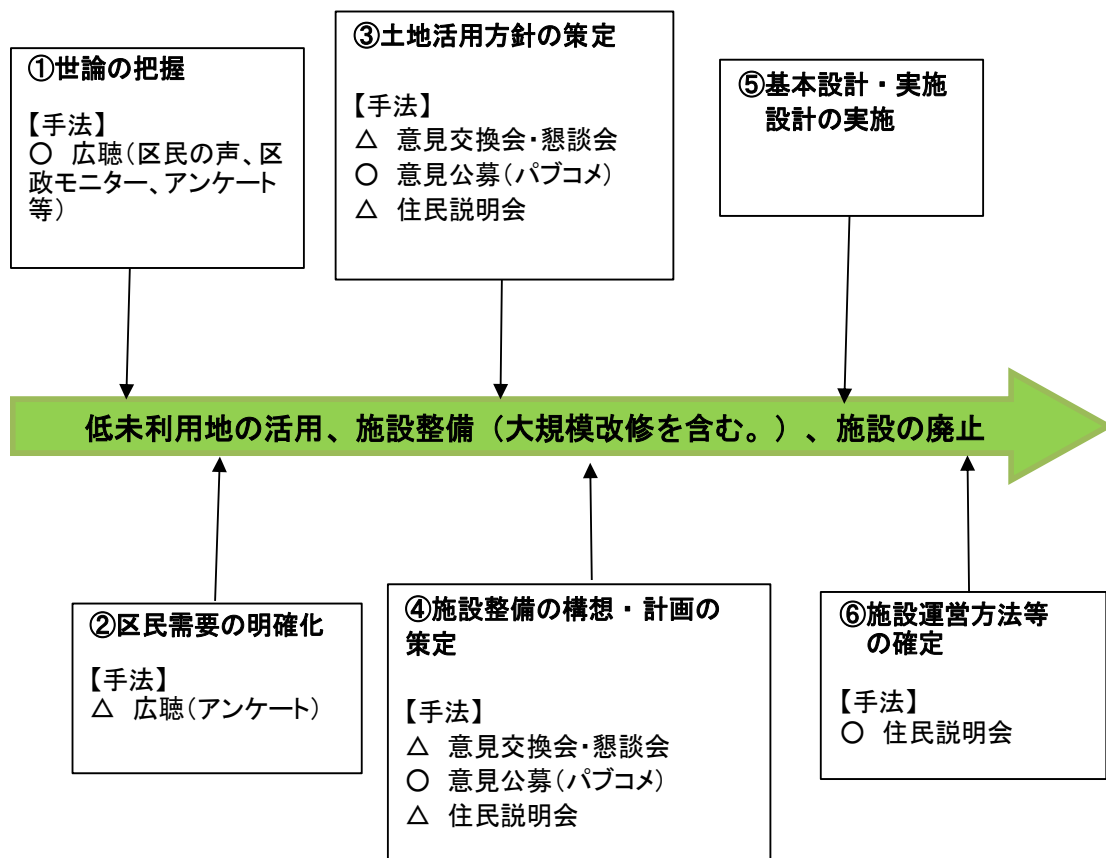
4 低未利用地の活用、施設整備（大規模改修を含む。）、施設の廃止

低未利用地の活用及び施設整備、施設の廃止の事例です。

なお、ここでいう「低未利用地の活用」とは、区が施設整備のために恒常的に活用する場合をいい、一時的に第三者に貸し付けるなど、暫定的な活用を行う場合は除きます。ただし、暫定活用についても、個々の案件の状況に応じて、できる限り区民等の意見を踏まえて判断する必要があります。

また、「施設整備」は、大規模改修を含みます。

※以下、施設の廃止の場合は、「整備」を「廃止」と読み替えてください。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

③ 土地活用方針の策定

※土地活用方針とは、名称を問わず、全体または個別の土地について活用の方向性を示したものをいいます。

※施設の大規模改修の場合は、このプロセスは省かれます。

「意見交換会・懇談会」は、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等、施設整備の内容を具体的に方針に明記しようとする場合には、区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで方針を策定する必要があるため、実施を原則とします。

なお、土地活用方針の段階で、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等が具体的でない場合は、この段階での手続は省略し、④の段階で「意見交換会・懇談会」を実施します。

「意見交換会・懇談会」を実施する際には、施設の種類や性質に応じて、構成員に偏りが生じないように注意します。

「意見公募（パブリックコメント）」は、当該土地活用に関係する区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」は、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等、施設整備の内容を具体的に方針に明記しようとする場合は、区民等に及ぼす影響が大きいため実施を原則とし、方針の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

「住民説明会」を実施する際には、対象の施設が全区的な施設（スポーツセンター等）である場合は出張所地域ごとに、地域的な施設（区民館など）である場合は当該関係出張所地域で実施するなど、対象となる施設の性質に応じて、出張所単位、学区単位等、より効果的に意見を聴取できるように対象範囲を設定する必要があります。

なお、土地活用方針の段階で、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等が具体的でない場合は、この段階での手続は省略し、④の段階で「住民説明会」を実施します。

④ 施設整備の構想・計画の策定

「意見交換会・懇談会」は、区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで構想や計画を策定する必要があるため、実施を原則とします。

ただし、③の段階で「意見交換会・懇談会」を実施している場合は、手続を省略することができます。

なお、「意見交換会・懇談会」を実施する際には、施設の種類や性質に応

じて、構成員に偏りが生じないように注意します。

「意見公募（パブリックコメント）」は、当該施設整備に係る区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」は、当該施設整備に係る区民等に及ぼす影響が大きいため実施を原則とし、計画の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

ただし、③の段階で「住民説明会」を実施している場合は、手続を省略することができます。

なお、対象の施設が全区的な施設（スポーツセンター等）である場合は出張所地域ごとに、地域的な施設（区民館など）である場合は当該関係出張所地域で実施するなど、対象となる施設の性質に応じて、出張所単位、学区単位等、より効果的に意見を聴取できるように対象範囲を設定する必要があります。

⑤ 基本設計・実施設計の実施

設計は、構想及び計画の内容に基づいて実施される必要があります。

⑥ 施設運営方法等の確定

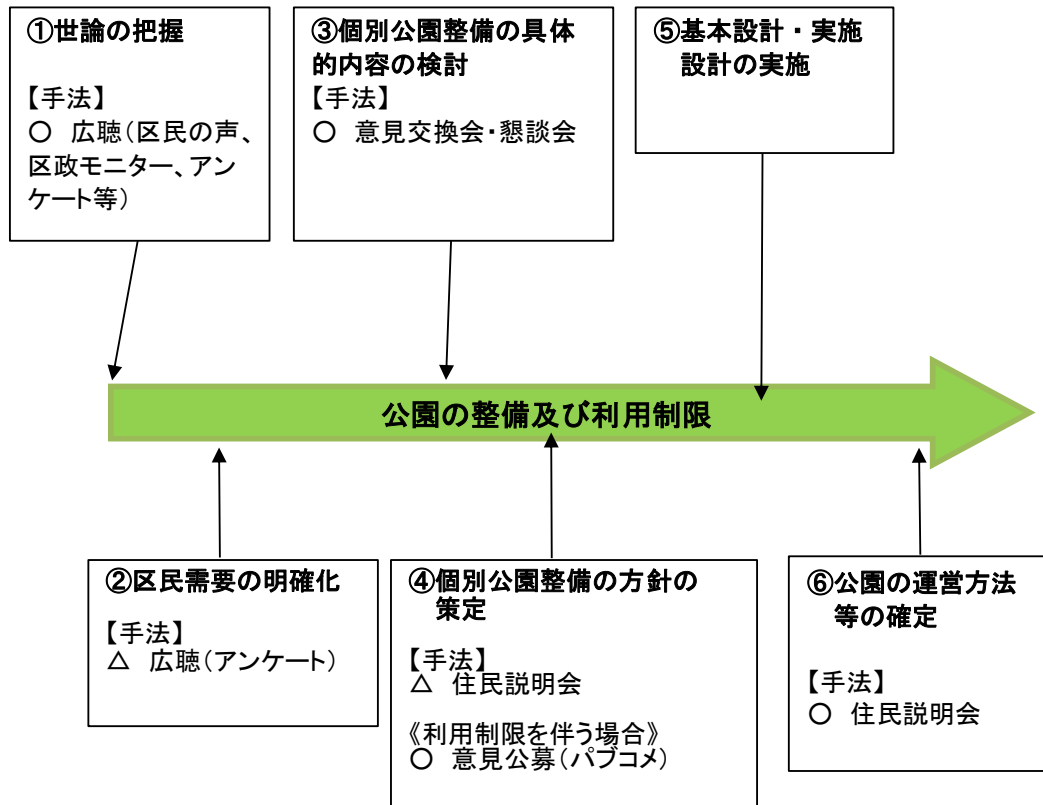
「住民説明会」は、区民等に及ぼす影響が大きいため必須とし、施設の運営方法などについて直接区民等に説明し、意見を聴取します。

なお、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」などの例規等により、施設建設工事等に関する住民説明会の開催が義務化されている場合は、例規等に基づき適切な時期に説明会を実施する必要があります。



5 公園の整備（簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除く。）及び利用制限

公園の整備及び区民等の利用を制限する改修を行う事例です。
なお、簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除きます。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

② 区民需要の明確化

必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

③ 個別公園整備の具体的内容の検討

区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで方針を策定する必要があるため、「意見交換会・懇談会」は必須とします。

なお、構成員等については、周辺住民だけでなく、公園利用者等幅広い区民の声を聴取できるよう、十分配慮して選びます。

④ 個別公園整備の方針の策定

「住民説明会」は、③の段階で実施された「意見交換会・懇談会」において、周辺住民だけでなく、公園利用者等幅広い区民から意見を聴取した場合は手続を省略することができます。なお、対象地域をみだりに限定することがないように努めます。

「意見公募（パブリックコメント）」は、利用時間の制限や禁煙・分煙など区民等の利用を制限する改修を行う場合は実施する必要があります。

⑤ 基本設計・実施設計の実施

設計は、整備方針・計画の内容に基づいて実施される必要があります。

⑥ 公園の運営方法等の確定

「住民説明会」は、区民等に及ぼす影響が大きいため必須とし、公園の運営方法などについて直接区民等に説明し、意見を聴取します。

第3章 協働編

【協働】の手法 一覧表 ※48 頁から説明する、協働の手法の一覧表です。

(1) 協働型委託	各手法の説明	事業例	関連する要領等	該当頁
(1) 協働型委託	通常の業務委託より協働する意図を強く持ったうえで、協働相手の特性や発想を活かすことを目的に、主に区が実施している事業等を委託する手法	◆公の施設の管理・運営	—	48
(2) 補助 (助成を含む)	協働相手が実施する公益性の高い事業について、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が補助金等を交付する手法	◆地域団体助成事業（コミュニティ活動事業助成） ◆千代田区事業者による災害時備蓄物資購入助成	◆千代田区補助金等交付規則 ◆補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針	49
(3) 共催	イベント等の実施にあたり、協働相手と区が共に主催者となって事業を行う手法 ※事業の実施責任はそれぞれの主体が応分に負う	◆さくらまつり ◆納涼のタベ	◆千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領	50
(4) 後援	協働相手が主催する事業に対して、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が後援者の立場として名義の使用を承認する、または、区が主催する事業に、協働相手が「後援」という形で名を連ねる手法 ※いずれも金銭的な支出を伴わず、信用の付与等で支援を行う	◆区の施策の推進に寄与すると認められるイベント ◆区内大学の公開講座	◆千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領	52
(5) 事業協力	協働相手と区の間で、それぞれの特性を活かす役割分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う手法	◆生活環境改善推進 ◆災害時における区内大学との連携 ◆千代田まちかど見守り隊	—	53
(6) 実行委員会	協働相手と区が新たな組織を作り、そこが主催者となって事業を行う手法	◆文化芸術の秋フェスティバル ◆成人の日のつどい ◆区民体育大会 ◆コミュニティスクール	—	54
(7) 情報提供・ 情報交換 (意見交換を含む)	区が、協働相手から政策や事業等の提案を受けたり、互いに保有する情報を交換・共有する手法	◆連合町会長会議	—	56

I 協働の定義（再掲）

本ガイドラインでは、協働を次のように定義しています。

様々な活動主体と区、または活動主体同士が、相互の立場や特性を認め合い、共通の公共的な目的を実現するために協力し合うこと。

協働は、区と活動主体（町会やNPO法人など）との関係だけでなく、「町会・自治会とNPO法人」や「NPO法人同士」など、協働の定義に沿って活動主体同士が協力し合う場合も対象となりますが、本ガイドラインでは主に、区が区民等や様々な地域の主体との協働を推進するうえでの協働の手法や、あるべき姿勢を整理します。

II 協働の主体

千代田区における協働の主体（活動主体）は、実施する事業により様々な主体が想定されます。例えば、区内在住者、在勤・在学者、町会・自治会等の地縁団体、企業、ボランティア団体、NPO法人、大学など個人・団体を問いません。

III 協働に適した事業

区の施策や事業の中には、その実施の段階で区民等や様々な地域の主体との協働により進めた方が、一層効果的なものがあります。

こうした施策等は、各主体がそれぞれの特性や能力を活かして取り組むことにより、相乗効果を期待することができ、ひいては参画と協働の意義や効果を高めることにも繋がります。協働を取り入れることが望ましい事業の類型は次のとおりです。

- (1) 当事者性を発揮した主体的取組が期待される事業
⇒安全・安心活動、公園の管理運営、環境美化活動 等
- (2) 独自のノウハウや高い専門性を必要とする事業
⇒芸術・文化活動、相談事業、外国人への支援 等
- (3) これまで区が取り組んだことのないような取組
⇒コミュニティ・サイクルの推進 等

IV 千代田区における協働の基本的姿勢

協働の効果を一層高め、相乗効果を発揮していくためには、区や活動主体（以下、各主体という。）が協働に対する基本的な姿勢を理解しながら、連携・協力していくことが求められます。

（１） 目的の共有化

協働事業を行うには、事業の目的を双方が理解し、共有することが必要です。

（２） 対等の関係・相互理解

異なる立場や価値観を持つ各主体が協働を進めるには、相互の立場や特性を理解し、尊重し合いながら信頼関係を築いていくとともに、対等の関係を保つことが重要です。ここでいう対等とは、それぞれが持つ「資金力」や「人材」等の資源の大きさなどに左右されずに、主体的に持てる力を出し合う関係をいいます。

（３） 自主・自立性

各主体が有する様々な特性や長所を十分に活かすことができるよう、それぞれが相互に自主性を尊重し、自らが分担する役割については、責任を持って自立的に取り組むことが必要です。

（４） 情報の公開

協働事業の活動の内容や協働プロセスの透明化を図るため、各主体は積極的に情報を公開し、説明責任を遂行する必要があります。また、区は協働にかかわる情報を日常的に公開することにより、様々な活動主体の協働機会の均等性を確保する必要があります。

（５） 評価

協働の質や効果をより高めるため、協働する期間や達成目標を明確にし、一定の時期に客観的な評価・検証をする必要があります。

V 協働の手法と特徴、留意点

協働の手法には、「協働型委託」、「補助（助成）」、「共催」、「後援」、「事業協力」、「実行委員会」、「情報提供・情報交換（意見交換）」など、様々な形態があります。

協働の対象となる事業が最も効果的で、効率的なものになるよう、事業の内容により適切な手法を選択することが重要です。

この章では、それぞれの手法の特徴を説明するとともに、主な事業例や、区がその手法を活用するにあたっての留意点を説明します。

(1) 協働型委託

通常の業務委託より協働する意図を強く持ったうえで、協働相手の特性や発想を活かすことを目的に、主に区が実施している事業等を委託する手法です。

協働相手を持つネットワークや特性、能力を活かすことで、区にはない創造性や先駆性が発揮され、区民等のニーズに合ったサービスの提供が可能になります。また、協働相手の発想や専門性、柔軟性を活かした効果的・効率的な実施が期待できます。

【事業例】

事業名	事業概要
公の施設の管理・運営	指定管理者制度

【留意点】

- できる限り多くの活動主体に公平・公正な受託機会を確保するため、原則として競争原理に基づいて受託者を選定する必要があります。
- 委託中のトラブルを回避するためにも、仕様書の内容や契約の進め方などを協働相手に良く説明し、十分に理解してもらう必要があります。
- 単なる区の「下請け化」を避け、協働相手の自主性が発揮された効果的な事業が実施されるよう、受託者の提案・企画を仕様内容に取り入れるなどの工夫が望まれます。
- 事業の最終的な責任は区が負うこととなります。契約履行状況を的確に把握するとともに、事業の実施過程においても協議の場を設定し、情報提供や意見交換を行うことにより、委託業務が確実に履行されるようにする必要があります。

(2) 補助（助成を含む。）

協働相手が実施する公益性の高い事業について、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が補助金等を交付する手法です。

効率性等の点から区自らによる対応が困難な事業や先駆的な事業など、区が直接実施しにくい事業の実施が可能となり、多様なサービスの提供に繋がります。また、協働相手が主体となる手法であることから、自主的・主体的な活動の活発化や、活動のすそ野の広がりが期待できます。

【事業例】

事業名	事業概要
地域団体事業助成（コミュニティ活動事業助成）	コミュニティの活性化を目的に、地域自らが実施する、区民、昼間区民等誰もが参加できる比較的小規模なコミュニティ事業に対し、助成金を交付 ※町会、商店街、PTA、その他地縁により組織され、区民が構成員として参加する団体が対象
千代田区事業者による災害時備蓄物資購入助成	地域防災体制の整備拡充を図るため、千代田区内の事業者が災害時に必要となる物資を備蓄し、資材を確保するための購入費用の一部を助成 ※要件に該当する区内事業所等が対象

【留意点】

- 原資が公金であることを十分に踏まえ、事業の公益性や補助金交付の妥当性について適正に判断する必要があります。
- 資金を提供する側（区）、される側（協働相手）という意識から、対等性を失うことのないよう留意する必要があります。
- 協働相手が補助金のみに関わり、区に依存することで自主性が失われないよう、「補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針」（巻末「資料編」87頁）に基づき、補助要件を明確化したり、交付回数や交付期間を限定するなどの工夫が必要です。
- 事業報告等の提出を受け、補助金交付によってどのような効果があったかを事後に検証し、次年度も継続する場合は、事業の評価結果を反映させる必要があります。

(3) 共催

イベント等の実施にあたり、協働相手と区が共に主催者となって事業を行う手法です。事業の実施責任はそれぞれの主体が応分に負います。

協働相手のノウハウやネットワークを活かした企画により、プログラムが充実するとともに、区単独では充足できない区民等のニーズにも対応した事業の実施が可能になります。また、協働相手との協力関係が促進されるとともに、双方の特性や得意分野を活かすことで相乗効果が期待できます。さらには、区が共催することにより、事業を実施する活動主体の社会的信用が増し、活動への理解が深まります。

【事業例】

事業名	事業概要
さくらまつり	桜の開花時期に合わせて、千鳥ヶ淵緑道を中心に靖国神社、神田神社でさくらまつりを開催 ※千代田区観光協会との共催
納涼の夕べ	毎年7月13日に千鳥ヶ淵ポート場で灯ろう流しやコンサートを実施 ※千代田区観光協会との共催

【留意点】

- 相手方の行動等によっては区の信用が失墜するおそれもあるため、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任をもって判断する必要があります。なお、「千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領」（巻末「資料編」88頁～）では、承認の基準を次のとおり定めています。

千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領 第2

1 千代田区が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。

- (1) 行事が公序良俗に反するおそれのあるもの。その他社会的な非難を受ける恐れのあるものとき。
- (2) 行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているとき。
- (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。

- 事業内容について、企画・計画の段階から協働相手と十分な協議を行い、事業目的の明確化と情報の共有化を図ります。
- 企画・計画段階における協働相手の関与度を高め、当事者意識の向上を図り、形式的な共催とならないよう留意します。

- 協働相手にも主催者としての社会的責任が求められることを確認しておきます。
- 協働相手と区との役割分担や、経費負担、リスク対応などについて事前に取り決め、協定書などの書面により、取り決めた内容を明らかにしておきます。
- 随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議します。

・コラム・

公有財産の提供

活動団体の活動が、区の政策目的等に合致する場合に、区が所有する公有財産である施設や物品等を貸与することです。「千代田区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」第4条の規定に該当する場合は、無償または貸付料を減免して貸し付けることができます。

(4) 後援

協働相手が主催する事業に対して、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が後援者の立場として、名義の使用を承認する手法です。また、区が主催する事業に、協働相手が「後援」という形で名を連ねることも考えられます。いずれも金銭的な支出を伴わず、信用の付与等で支援を行います。

区が後援することにより、事業を実施する協働相手の社会的信用が増し、活動への理解が深まります。

【事業例】

- ・各主体が行うイベント（区の施策の推進に寄与すると認められるもの）
- ・区内大学の公開講座

【留意点】

- 新規団体も参入できるよう配慮しつつ、区の名称が対外的に公表されるものであることを踏まえ、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任をもって判断する必要があります。なお、「千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領」（巻末「資料編」88頁～）では、承認の基準を次のとおり定めています。

千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領 第2

- 1 千代田区が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。
 - (1) 行事が公序良俗に反するおそれのあるもの。その他社会的な非難を受ける恐れのあるものとき。
 - (2) 行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているとき。
 - (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。

- 事業報告の提出を求めるなどして、後援した事業を評価し、成果を明確にするよう努める必要があります。

(5) 事業協力

協働相手と区の間で、それぞれの特性を活かす役割分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う手法です。

相互の特性が活かされ、効果的・効率的に事業を行うことができます。また、地域に密着した活動団体等が協力することにより、地域の活性化や地域住民の連帯感が醸成されます。さらには、区民等の積極的な地域活動参加を促進する効果が期待できます。

【事業例】

事業名	事業概要
生活環境改善推進	生活環境改善の周知・啓発、合同パトロールの実施 等
災害時における区内大学との連携	災害時の帰宅困難者対策として、学生ボランティア派遣と大学施設の避難施設としての一時解放を主な内容とする基本協定を締結
千代田まちかど見守り隊	犯罪から子どもを守り、安全で安心な地域社会をめざすために、小学校・児童館の下校時に、子どもたちの見守り活動やパトロール活動を実施

【留意点】

- 事業の実施前に双方で十分話し合って検討を行い、協定書などの書面を作成し、事業の目的、期間、役割分担、経費分担、責任の所在など、取り決めた内容を明確にしておく必要があります。
- 協働相手との信頼関係の構築に努める必要があります。
- 対等な立場での事業協力であることを双方が理解し、どちらか一方の主導で進めたり、役割分担が偏ったり、依存的にならないようにします。
- 随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などを双方で話し合います。

・コラム・

アダプトシステム

アダプトシステムとは、国や自治体が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域住民や企業、団体が引き受け、公共施設や花壇の管理、清掃等を通じ、環境美化活動をする制度です。

千代田区では、町会、ボランティア、地域の商店会や企業を中心とした団体等と協定を結び、道路の緑化や清掃、公園の花壇管理等を行ってもらうことで、公共施設への愛着や地域の方々相互の交流を深めています。

(6) 実行委員会

協働相手と区などが事業実施のための組織を作り、そこが主催者となってイベント等の事業を行う手法です。様々な活動主体の参加が可能であるとともに、参加委員の専門性や地域性、ノウハウやネットワークを活かすことができます。また、それぞれが抱える課題についての共通認識に基づいた運営ができるとともに、相互理解や協力関係が促進されます。その結果、参加委員間の交流・連携が図れ、地域活動の活性化に繋がります。

【事業例】

事業名	事業概要
文化芸術の秋フェスティバル	9月から11月までの3か月を、フェスティバル期間と位置付け、文化芸術活動の成果を発表し、区民等が交流する場を創出することにより、活動の更なる発展と文化芸術環境の向上を図る。企画・運営は実行委員会方式
成人の日のつどい	成人の新しい門出を皆で祝福し、将来の幸福を祈念するつどいとして、成人の日に実施。新成人と青少年委員からなる企画運営委員会形式を採用
区民体育大会	区民参加のもとに、区民体育の振興・福祉の増進・区民相互の親睦を深めるために開催。運営は実施委員会が行う
コミュニティスクール	学校を地域の人々の文化学習や地域コミュニティの拠点として位置付け、区民自らの主体的な活動を促進するとともに、家庭・学校・地域が相互理解を深め、それぞれの教育力を互いに生かすことができるよう地域ぐるみの学習活動を推進

【留意点】

- 区が実行委員会を組織化する場合、目的の達成のために必要な委員を過不足のないよう選出するとともに、事業の目的を各委員に十分説明し、共通の理解のもとで協力が得られるよう努める必要があります。
- 前例踏襲による委員の固定は、実行委員会の自主性や活動意欲の低下を招くおそれがあるため、必要に応じて見直す必要があります。
- 事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図る必要があります。
- 協働相手の自主性を尊重する必要があります。

- 責任の所在が分散したり不明瞭にならないよう、相互の役割分担や経費負担などを取り決めておく必要があります。
- 協働相手側にも主催者としての社会的責任が求められることを確認しておく必要があります。
- 随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議する必要があります。



(7) 情報提供・情報交換（意見交換を含む。）

区が、協働相手から情報の提供を受けたり、互いに保有する情報を交換・共有する手法です。

情報を提供し合うことで、情報収集の効率化や情報の共有化が図られます。

また、協働相手が区の情報を得ることで、活動の幅や可能性が広がると同時に、専門的な知識や技術に基づく提案や意見が受けられます。さらには、共有する地域課題の解決に繋がったり、新たな事業展開が可能となります。

【事業例】

事業名	事業概要
連合町会長会議	連合町会長と幅広い情報交換を行うこと、及び区政の諸問題について協議することを目的に会議を開催
千代田区ミュージアム連絡会	区内の博物館・美術館等が、互いに協力して文化・芸術の振興に資することを目的として、情報交換及び講演会・研修等を行う

【留意点】

- 協働相手との日頃からの率直な情報交換を通じて課題を共有し、協働相手と区との信頼関係を構築するよう努める必要があります。
- 区政に関する情報提供は、結果のみならず経過も説明するよう努める必要があります。
- 区は協働相手の立場を尊重し、対等な立場で、建設的な意見交換を行うよう努める必要があります。
- 団体等からの提案の内容によっては、事業等への反映が難しい場合があります。その場合も、できるだけ事業等に反映できる部分はないか、前向きな姿勢で検討します。反映できない場合には、その理由を明確にする必要があります。

・コラム・

協働事業推進のための人材育成

協働事業を将来支えるための人材を育成する手法です。育成した人材が将来、地域の課題解決を担うことで、結果的に協働事業の推進に繋がることから、協働事業の一形態としています。

千代田区では、子育てしやすい地域づくりのために、地域における子育てや家族を支援する人材の養成・活用を図る「千代田子育てサポート」事業等を実施しています。

第4章 区政情報の効果的な発信

参画と協働を進めていくうえでは、区政にかかわる様々な情報が適切に提供されていなければなりません。

また、執行機関とともに区政運営の両輪である区議会との関係においても、区民代表である区議会がそのチェック機能を有効に果たし、区民ニーズに即した団体意思の決定を行えるよう、執行機関からの適切な情報発信と区議会との情報共有が行われる必要があります。

ところで、区による情報発信が効果的に行われていないと、区民等による区政へのチェックが十分に機能しない場合があるだけでなく、区民福祉に資する様々な区の施策が区民等に十分に認識されず、ひいては、区民サービス向上のために日々取り組んでいる職員の努力が報われないということにもなりかねません。

このため、参画と協働の推進にあたっては、区政情報の効果的な発信についても、あわせて十分に留意する必要があります。

1 区政情報の発信にかかわる基本原則

区が区民等に適切に情報を発信する際には、客観性、透明性、明確性、適時性及び多様性に配慮する必要があります。

(1) 客観性

区が区民等に発信する区政情報は、区民等が区に対して意見や提案を行ううえで重要な判断材料の一つとなります。

区からの情報発信が、区の主観的な判断や先入観に基づいて行われるようなことがあれば、区民等は本来の意図とは異なる意見や提案を行ってしまうことも考えられます。こうしたことが起きないように、区が区民等へ発信する情報は、その正確さはもとより、関係する統計データや法令根拠等をあわせて示すなど、内容が客観的なものとなるよう努め、情報の信頼性を高める必要があります。

(2) 透明性

区民等が触れる区政情報が、区によって恣意的に選別され、また、区民にとって重要な情報が秘匿されるようなことがあれば、参画の場や機会が増進しても、区民等が区に対して的確に意見を述べ、提案をすることができず、真の意味での住民自治は進展しません。

このため、区政にかかわる様々な情報が、区による恣意的な取捨選択が行われることなく、区民等に見えるように努める「区政情報の見える化」は、区民等の区政参画を促進するうえで大変重要な姿勢といえます。

区職員は、「区民等に対して業務にかかわる情報を開示し、説明を尽くすことが原則であり、こうした取組も業務の一環」であるということを十分に認識し、千代田区情報公開条例で原則開示の例外と規定されている事項をみだりに拡大して解釈することなく、積極的に区政情報の提供・発信に努める必要があります。

(3) 明確性

区政にかかわる情報は、区民等から見てわかりやすく示されている必要があります。

「お役所言葉」という表現がありますが、職員にしかわからない言葉や、専門的な知識がないと理解することができない情報等は、簡易な表現を用いたり、図表や注釈等により必要な情報を補足するなど、区民等にもわかりやすい情報発信に努める必要があります。

また、区民等にとって何が重要な情報なのか、区が何を区民等に伝えたいのかが明確となるよう、広報紙など区民等に発信する情報や説明は、簡潔にポイントを絞って行うよう努め、ホームページについては、トップ画面やサイト構成を一層わかりやすいものにしていく必要があります。

(4) 適時性

区による情報発信は、できる限り区民等が必要とするタイミングで適切に提供される必要があります。

せっかく区政にかかわる情報がわかりやすく発信されていても、情報が古かったり、区民等に提供されるタイミングが遅ければ、区民等がその情報を有効に活用したり、区に対して的確な意見を述べることができません。

このため、ホームページ等に掲載する情報等が常に最新のものとなるよう努めることはもとより、区民等に及ぼす影響が大きい区の計画や重要な方針の策定や変更等については、できる限り早い段階で区民等に情報を提供し、それに対して区民等が意見を述べる機会を確保するよう努める必要があります。

(5) 多様性

広報紙や町会掲示板、区役所の窓口、ホームページ、フェイスブック、ツイッター（※1）、動画共有サイト（※2）など、区が区政情報を発信する手段は多様化しています。

一方、個々の環境や事情により、区民等が区政情報にアクセスできる手段が限られている場合があります。

このため、区は広報紙やホームページなど、それぞれの情報発信媒体の特徴を活かしつつ、できる限り多様な手段を活用して、より効果的に区政情報を発信するよう努める必要があります。

※1 ツイッター…「ツイート（つぶやき）」と称される、140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのこと。

※2 動画共有サイト…インターネット上に利用者が投稿した動画を、不特定多数の利用者で共有し、閲覧できるウェブサイト（インターネット上で様々な情報を提供するページ）のこと。

2 区政情報の発信に際しての留意点

区政情報の発信にあたり、5つの基本原則を念頭に置くことは重要ですが、区政情報の発信が目的化してしまうと、本来の意義を損なってしまうことがあります。

例えば、私たちが事業内容を区民等にお知らせする際に、広報紙に記事を掲載したり、チラシやパンフレット、ポスター等を作成すること自体が目的になっていないでしょうか。また、窓口にチラシやパンフレットが雑多に置かれ、区民等が必要とする情報が探しにくくなっていないでしょうか。

情報発信の目的は、情報が必要な対象に伝わることです。区民等が必要とする区政情報の内容や求める質・量は、人により大きく異なります。また、一度に理解できる情報量も人によって異なります。伝えるべき対象となる区民等の属性などを考慮し、どのような媒体を活用し、どのようなタイミングで、どのような内容であれば伝わるのかを考えて、情報を発信する必要があります。

これらを踏まえ、区民生活等に重大な影響がある政策情報は大きく印象的に伝えたり、日常的なイベント・事業はできるだけ簡潔に伝えたいうえで、必要とする人に対しては、より詳しい情報取得に誘導したりするなど、メリハリをつけた情報発信を心掛ける必要があります。

情報発信のメリハリやわかりやすさ（明確性）が求められる一方で、公開可能な情報が漏れなく公開できる環境を整え、区政に関する詳細な情報を求める人が、必要とする情報を十分に取得できるようにすることも重要です。こうした観点から、区のホームページは、区政に関する情報のデータベース

として機能することも求められています。そのため、情報検索機能を高めながら、ホームページを通じて積極的に区政情報を発信していくことが必要です。

・コラム・

オープンデータ

昨今、国や地方公共団体の公共情報を誰もが使いやすい形で公開する「オープンデータ」の取組が進んできています。国や地方自治体のデータを「公共財」としてとらえ、こうしたデータを活用し、官民が連携して新たな公共サービスの創出や地域の課題解決を目指す取組であり、協働の新しい形態といえます。

しかし、公開するデータの正確を期すためにデータの確認に時間を要することや、データを二次利用しやすい形式に変換するための費用がかかること、データの二次利用により生じた損害に関する責任の所在を明確にしておかなければならないことなど、課題もあります。

第5章 参画と協働の推進に向けた今後の展開

参画と協働にかかわるガイドラインは、策定するだけでなく、それが区政運営の様々な場面や事務事業の執行の中で実践に結びつき、目に見える形で区民等による参画や区との協働が推進されていく必要があります。

このため区は、参画と協働を取り巻く社会的背景や、これを推進する意義などを踏まえ、区政運営の様々な場面で、本ガイドラインで掲げた参画と協働の手続を確保し、また、区民等による協働の取組を積極的に支援していきます。

ところで、参画・協働の場や機会を通じて、区政に関する様々な意見や提案が区民等から寄せられます。

区による参画・協働の推進が目的化し、単にアリのバイ的に意見を聴きとることに終始してしまつては、参画・協働を推進する意義は失われ、その目的は達成されません。

このため区は、こうした意見・提案を聴き取るだけでなく、庁内はもとより、区民等や区議会とも共有し、区政運営や事務事業の執行・見直しに有効に活用するとともに、意見・提案を寄せた区民等に対しても説明責任を果たしていく必要があります。

1 庁内、区議会及び区民等との情報共有

区民等から寄せられた意見・提案を所管部署だけで抱え込み、その対応を検討するだけでは、分野横断的な課題や新たな課題に十分に対応することはできません。

このため、参画・協働の場面を通じて得られた区民等の意見や提案は、できる限り速やかに庁内で共有し、各分野の施策や事務事業の立案や見直しに有効に活用することが重要です。

また、二元代表制をとるわが国の地方自治制度において、千代田区としての団体意思を決定するのは議事機関である区議会です。このため、区民等から寄せられた意見・提案については、執行機関のみで活用するのではなく、政策形成過程においても、区民代表である区議会と速やかに共有し、議案の議決や予算・決算の審議等にも有効に活用してもらえよう努める必要があります。

さらに、寄せられた意見・提案を広報紙やホームページ等で公表し、広く区民等と共有することにより、参画や協働の場に立ち会うことのできた区民等だけではなく、広く一般的な区民等の区政へのさらなる関心を喚起することや、区民目線からの新たな発想を引き出すことにも繋がり、ひいては住民自治を一層促進することに繋がることが期待されます。

2 区民等へのフィードバック

区民等から寄せられる意見・提案の中には、財政上の制約や費用対効果の面から実現が困難なものや、関係団体等との調整が必要であるなど実現に向けて時間が必要となるものも含まれます。

しかし、いずれの意見・提案も、区民等が貴重な時間を割き、区政のことを真剣に考えたうえで寄せられたものであることには変わりありません。

このため、区は単に意見・提案を聴き取るだけではなく、受け止めた意見・提案の取扱いや、今後の対応等を真摯に検討し、意見・提案をした区民等に対して、その結果をフィードバックすることが重要です。

ところで、区政運営や区の事務事業に対する区民等の考え方は様々であり、すべての区民等の意見・提案を区政運営に反映することは不可能です。

このため、区民等からの意見・提案に対して、区はそれを踏まえた対応をとることができないことも当然考えられます。

この場合、区としての考え方や結論を曖昧にするのではなく、意見・提案を反映することのできない理由や背景等を明確にし、区民等に対して十分な説明責任を尽くすことが肝要です。

3 参画と協働の進捗状況の把握と検証

区民等の自治意識の高まりに応じて、参画と協働に関して区民等が区に対して期待する内容も異なってくることが考えられます。

区は本ガイドラインを策定するだけではなく、これを運用した結果、区政運営において参画と協働がどれくらい推進され、区民等の意識や区政運営にどのような変化（効果）があったのかを定期的に検証する必要があります。

このため基本計画の改定等のタイミングに合わせ、本ガイドラインの運用状況や、参画と協働の進捗状況に対する区民等の評価の把握に努め、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行っていく必要があります。

◆◆ 資料編 ◆◆

資料編 目次

1 「社会的背景」にかかわるQ & A	65
2 参画と協働に関連する区の例規等	74
(1) 千代田区附属機関等の会議及び会議録等の 公開に関する基準	74
(2) 千代田区意見公募手続要綱	77
(3) 千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）	80
(4) 千代田区 NPO・ボランティアとの協働を進める ための基本指針	81
(5) 千代田区補助金等交付規則	83
(6) 補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針	87
(7) 千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領	88
3 区民参画・協働推進検討部会 部員名簿及び検討経過	90
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）	92
(1) 在住区民アンケート	92
(2) 昼間区民アンケート	114

■ 「社会的背景」にかかわるQ & A

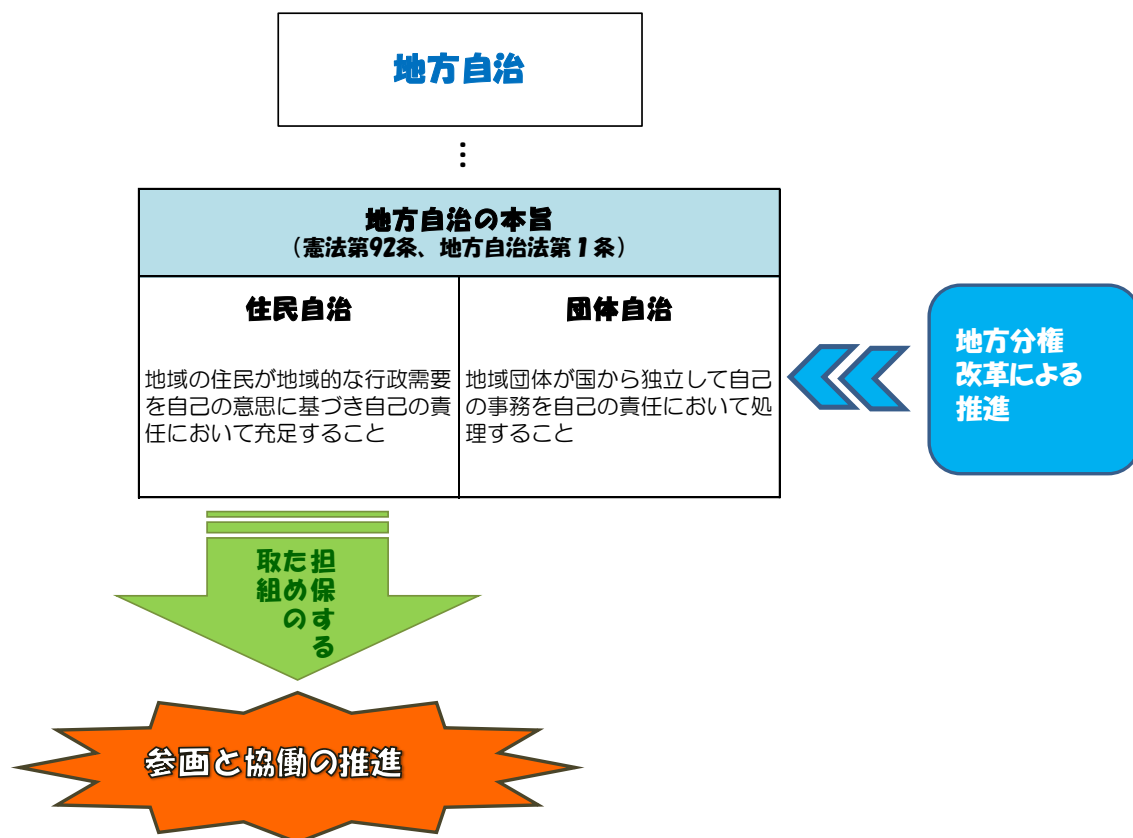
ここでは、「第1章 共通編」のうち「Ⅱ 区民等による参画と協働を推進する社会的背景」について、詳しい内容をQ & A方式で説明します。

Q. 1 地方自治の本旨とは何ですか。

A. 日本国憲法第92条及び地方自治法第1条に規定される「地方自治の本旨」とは、一般的には「国のもとに、地方公共団体の『団体自治』及び『住民（人民）自治』の二つの意味における地方自治を確立すること」であるとされています。

「団体自治」とは、「国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関によりその団体の責任において処理すること」であり、「住民自治」とは、「地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること」であるとされています。

この「団体自治」を推進するための流れが「地方分権」であり、「住民自治」を担保するための取組の一つが、本ガイドラインの目的でもある「参画と協働の推進」であるといえます。



Q. 2 平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正により、地方公共団体は十分な権限と財源を持てるようになったのですか。

A. 平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正により、国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られ、法律上、国と地方公共団体は「対等・協力」の関係に位置付けられたものの、国から地方に移譲された事務事業は限られた範囲にとどまり、また、役割分担を実質的に担保する税財源の移譲については具体的な制度改正に至りませんでした。

その後も、国においては、「経済財政改革の基本方針」（骨太の方針）で示された三位一体の改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の財源保障機能の見直し及び縮小、基幹税の充実を基本とした税源移譲の3点を一体的に進める取組）が進められましたが、国庫補助金については国の負担率の引下げにより地方への負担転嫁となるものがあり、また、所得税と並ぶ基幹税である消費税の移譲や地方交付税の抜本的な見直しも見送られるなど、きわめて不十分なものとなりました。

平成18年12月に施行された地方分権改革推進法（施行後3年で効力を失う時限立法として制定）では、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、①地方公共団体への権限移譲の推進、②地方公共団体に対する事務の処理またはその方法の義務付けの整理・合理化、③地方公共団体に対する国または都道府県の関与の整理・合理化の措置を講ずることとされ、この法に基づき設置された「地方分権改革推進委員会」による4次にわたる勧告を経て、平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定されました。

この計画では、国による地方公共団体に対する「義務付け・枠付けの見直し」と地方公共団体による「条例制定権の拡大」、「国と地方の協議の場の法制化」などの取組が示されました。

こうした取組を経て、今日までに、義務付け・枠付けの緩和や都道府県から区市町村への権限移譲を行う法改正が段階的に行われています。

○ 地方分権改革の流れ

年月	主な動き
平成5年6月	● 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
平成7年5月	● 地方分権推進法 成立
平成7年7月	● 地方分権推進委員会設置（内閣府の諮問機関）
平成10年5月	● 地方分権推進計画 閣議決定
平成11年3月	● 第二次地方分権推進計画 閣議決定
平成11年7月	● 地方分権一括法 成立
平成16年～18年	いわゆる三位一体の改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の財源保障機能の見直し・縮小、基幹税の充実を基本とした国から地方への税源移譲）
平成18年12月	● 地方分権改革推進法 成立（3年間の時限法）
平成19年4月	● 地方分権改革推進委員会設置（内閣府の諮問機関）
平成21年11月	● 地域主権戦略会議 閣議決定により設置
平成21年12月	● 地方分権改革推進計画 閣議決定
平成22年6月	● 地域主権戦略大綱 閣議決定
平成22年12月	● アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～ 閣議決定
平成23年4月	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法） 成立 ● 国と地方の協議の場に関する法律 成立
平成23年8月	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法） 成立
平成24年11月	● 地域主権推進大綱 閣議決定
平成25年3月	● 地方分権改革推進本部 閣議決定により設置
平成25年6月	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法） 成立
平成25年12月	● 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について 閣議決定

Q. 3 基礎的自治体である千代田区は、これまでに、どのような取組を行ってきましたか。

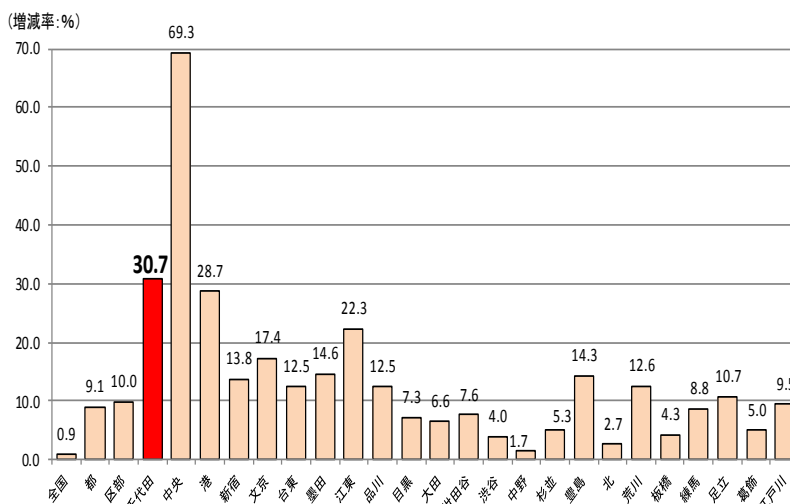
A. 千代田区では、平成13年10月に区議会の議決を経て策定した「千代田区第三次基本構想～千代田新世紀構想～」において、基本方針の一つとして、「千代田市をめざし、新しい自治のあり方を発信する」ことを掲げ、区のすべての施策・事務事業を「千代田市」をめざす観点から取り組み、区民と区がともに施策を立案し、実施し、評価していくこととしています。

こうした考え方にに基づき、全国に先駆けて、幼保一元化施設「いずみこども園」を設置（平成14年4月）し、路上喫煙禁止を掲げた生活環境条例を施行（平成14年10月）するなど、千代田区の地域特性を踏まえた様々な先駆的施策を実現し、国の地方分権の取組に先んじて、基礎的自治体としての新しい自治のあり方を発信してきました。

Q. 4 人口構成の変化とありますが、具体的に千代田区の人口構成にはどのような変化がみられますか。

A. 総務省「国勢調査」（5年に一度実施される全数調査）によると、千代田区の人口は、平成12年から平成22年までの10年間で、約3割（36,035人→47,115人）増加しています。この10年で都内人口は軒並み増加していますが、千代田区の人口増加は、特別区の中では中央区（69.3%）に次いで2番目に高い伸びを示しています【図表1】。

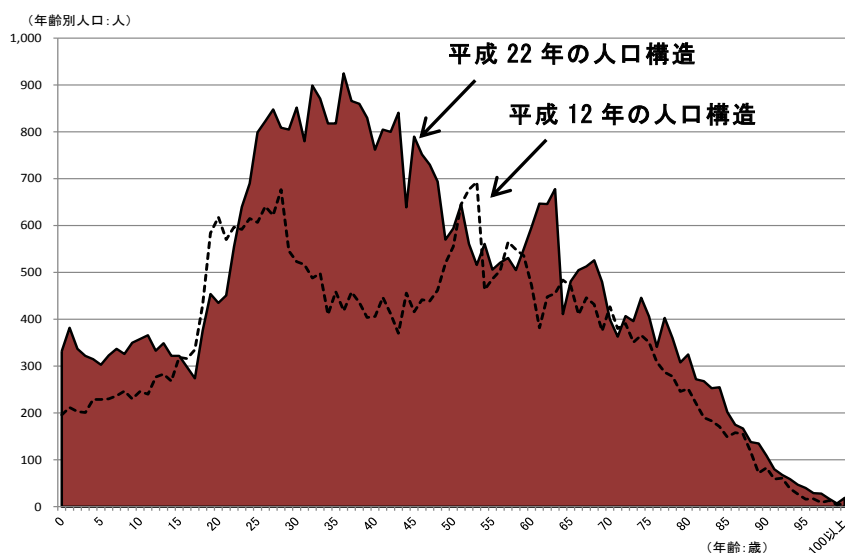
図表1 人口増減率比較（平成12年⇒22年）



資料：総務省「国勢調査」

区民の年齢構成にも大きな変化が見られます。千代田区における近年の人口増加は、20歳代後半から40歳代までの年代とその子の年代がけん引しており、最近10年で見ると、特に、35歳から39歳までの年代層の人口は約2倍となり、0歳～4歳までの年代層は約6割増加しています【図表2】。

図表2 千代田区の人口構造 ～10年前との比較

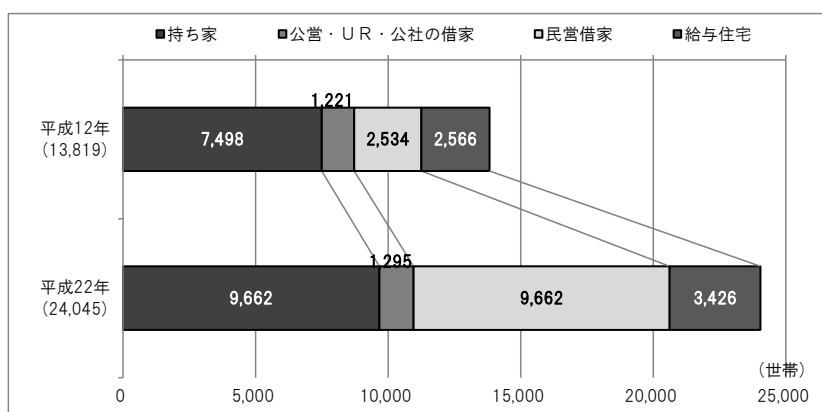


資料：総務省「国勢調査」

また、世帯構成や住まい方も大きく変化しています。単身世帯数は10年で約2倍（6,665世帯→13,835世帯）となり、区内世帯に占める単身世帯の割合は54.4%と半数を超えています。また、民営借家世帯数も10年で約3.8倍となり、区内世帯の約4割が民営借家住まいとなっています【図表3】。

このように、千代田区民の人口や世帯の構成は、近年大きく変化しています。また、雇用形態の多様化や女性の社会進出の進展など、区民のライフスタイルや価値観も多様になっており、区や区政に期待する内容も変化し、多様化していると考えられます。

図表3 所有関係別世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

Q. 5 多様な主体の集積とありますが、千代田区で働き、学ぶ人は、具体的にどれくらいいるのですか。

A. 総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」によると、区内に立地する事業所は 4 万を超え、この数は、港区、中央区に次ぐ集積となっています。

この結果、常住人口（千代田区に住む人の数）が 5 万人に過ぎない千代田区には、約 82 万もの人々が日中、働き、学んでいます。昼夜間人口の差は、他の都心区でも 4～5 倍程度であるのに対し、千代田区は約 17 倍となっており、この値は全国的にも突出しています。

また、千代田区には大学等の教育機関も多く立地しており、82 万人の昼間人口の 1 割弱を学生が占めています。

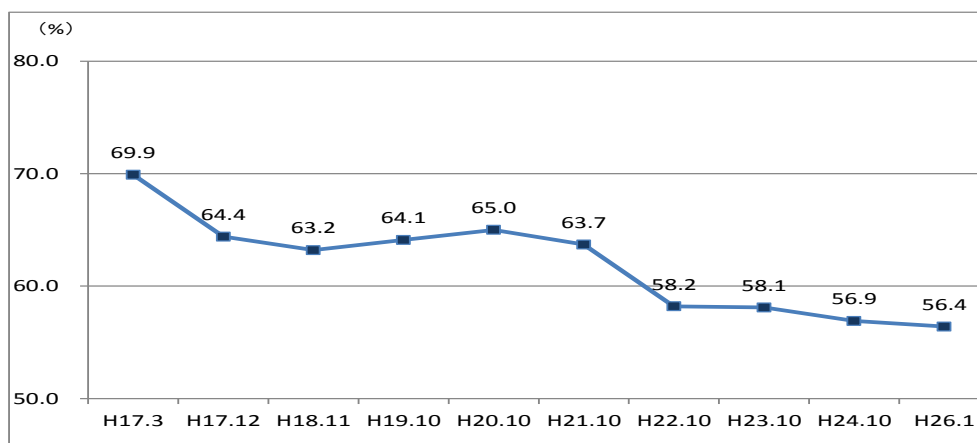
こうした昼間人口の規模や多様性は、千代田区の特徴の一つといえ、昼間区民の価値観や区に対するニーズもまた、在住区民と同様に多様であると考えられます。

Q. 6 なぜ、従来の地縁団体だけで区民等の多様なニーズを担うことが難しいのですか。

A. 地域の課題を地域自らが解決していくうえで、地域コミュニティの核の一つである町会等の地縁団体は今日、その重要性を一層増しています。

しかし、町会等への加入者の減少に象徴されるように、人口構成の変化等に伴い、地域におけるコミュニティ意識や連帯感の希薄化が進んでいるとも言われており、町会等の従来の地縁団体だけでは、地域の課題への対応にも限界があると考えられます。

図表 4 町会加入率



資料：区民世論調査

Q. 7 地域で活動する様々な主体とありますが、千代田区ではどのような主体が活動を行っていますか。

A. 千代田区には4万を超える事業所や多くの大学、さらには、800を超えるNPO法人や多くのボランティア団体などが活動しています。

また、最近ではフェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）（※）を活用して、地域単位のコミュニティを形成し、インターネット上でのコミュニティ活動を活発に行っている人たちもいます。

こうした地域の多様な主体の存在は、千代田区の地域コミュニティを活性化させるうえで、大きな力となる可能性があります。

※**ソーシャル・ネットワーキング・サービス**…人と人の繋がりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

Q. 8 地域で活動する人や団体の社会貢献意識は高まりを見せている、とありますが、本当に社会貢献意識は高まっているのですか。

A. 内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」によると、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか」という質問に対して、「思っている」と回答した人の割合は、平成14年12月調査では58.9%であったのに対し、平成25年2月調査では、66.7%に増加しています。

この傾向は年代を問わず共通していますが、特に、従前は「思っている」と回答した人の割合が「思っていない」と回答した人の割合より低かった20代の層においても、直近の平成25年2月調査では「思っている」と回答した人の割合が66%に達し、「思っていない」と回答した人の割合（31.9%）を大きく上回っており、若年層にも参加のすそ野が広がることによる、今後の地域における社会貢献活動の一層の活性化が期待されます。

Q. 9 東日本大震災に伴う被災地支援において、NPO 法人やボランティア活動を行う人々などが活躍したとありますが、それらの団体の千代田区における地域活動の状況はどのようになっていますか。

A. 様々な社会貢献活動を行い、構成員に対して収益を分配することを目的としない団体を「NPO (Non Profit Organization)」といい、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した法人を「NPO 法人 (特定非営利活動法人)」といいます。また、NPO 法人のうち、一定の基準を満たすものとして都道府県などの所轄庁に認定を受けた法人を「認定 NPO 法人」といい、税制上の優遇措置を受けることができるようになっています。

NPO 法人の数は、平成 25 年 9 月末現在で 48,244 法人となっており、そのうち約 19%が都内に集積しています。さらに、その 1 割弱 (約 800 法人) が千代田区内に主たる事務所を置いています。

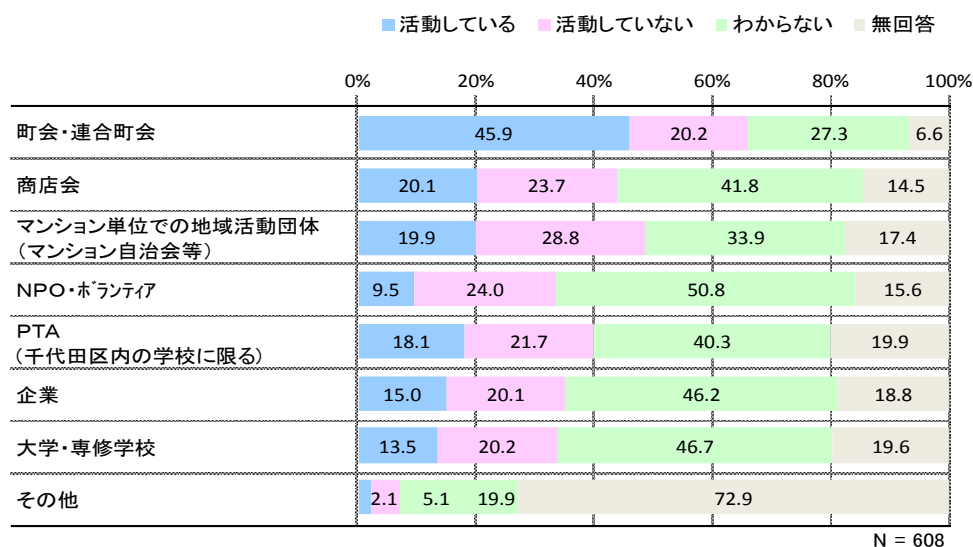
個人レベルでのボランティア活動も活発に行われています。総務省の「平成 23 年社会生活基本調査」(平成 23 年 10 月)によると、わが国で 1 年間にボランティア活動を行った人は 2,995 万 1 千人におよび、ボランティア活動にかかわる「行動者率」(10 歳以上人口に占める過去 1 年間に当該活動を行った人の割合)は、26.3%に達しています。

また、5 年前の同調査と比較すると、年齢別の行動者率は、20 歳代から 40 歳代前半までの年代層を中心に上昇が見られ、ボランティア活動に従事する年代層の幅が広がりを見せていることがわかります。

しかしながら、区民アンケート調査によると、NPO やボランティアグループに所属している区民の割合は、4.1%にしかすぎません。

また、区が実施した別の区民アンケートによると、「NPO・ボランティア団体があなたの身近で地域活動をしていますか」という質問に対し、「活動している」と回答した区民は 9.5%にすぎず、NPO やボランティアの活動が区民からほとんど認知されていないという状況がうかがえます。

図表5 身近で地域活動をしている団体の認知度



資料：千代田区区民生活部『「地域コミュニティ施策の一元的な推進」に向けた検討における区民アンケート調査』

区内には多数のNPO法人が存在し、社会貢献活動が行われています。また、全国的に見ると、個人レベルのボランティア活動も活発に行われています。

しかし、NPOやボランティア団体への区民の参加割合は低く、そうした団体が地域で行う活動も、区民にほとんど認知されていないことから、千代田区の地域課題の解決に直接資するような地域活動は、それほど活発に行われていない可能性があります。

今後は、いかに区民に地域活動に参加してもらうか、そして、いかに団体に地域活動に目を向けてもらうかが、協働を推進していくうえでの課題であるといえます。

資料2-(1)

○千代田区附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準

平成21年5月29日21千政総職発第177号

千代田区は区民等の多様な意見を取り入れ、また専門的な識見を活用するため、さまざまな会議を開催している。これらの会議では、さまざまな議題がさまざまな目的で論議されており、中には、プライバシーなどの法益に深く関わるようなものもある。しかし、そのような法益に配慮しながらも、基本的には、できる限り公開のもとで審議され、その記録が公開されることが、その内容を公正にするため、また民主的な区政運営を確保するためにも重要である。

千代田区は、このような見地から、この基準を定める。

(目的)

第1条 この基準は、附属機関等の会議及び会議録等の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民に対しその審議状況を明らかにし、公正透明で民主的な区政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「附属機関等」とは、次の各号に定める機関をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関
- (2) 前号の附属機関に準じて区政に関し審議、審査、調査等を行うために区規則又は要綱等に基づき設置された合議制機関（区職員のみを構成員とし、もっぱら執行機関内部の意思形成過程に携わるもの及び区内部又は区と関係機関等との事務連絡を主目的とする会合を除く。）

(会議の公開の基準)

第3条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議が千代田区情報公開条例（平成13年条例第2号）第7条第1項各号に規定する非公開情報（公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。以下同じ。）を含む内容について審議等を行う場合
- (3) 前号に該当する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等の会議を公開するかどうかは、前条に定める会議の公開の基準(以下「公開基準」という。)に基づき、当該附属機関等がその会議において決定する。

2 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対してこれを認めることにより行うものとする。

2 会議の傍聴を認める場合には、あらかじめ傍聴人の定員を定め、傍聴席として所定の場所を設けるものとする。

3 傍聴するうえでの注意事項その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等の長が定めるものとする。

4 当該附属機関等の長は、傍聴人が注意事項を遵守せず会議の進行上支障があると認めるときは傍聴を中止することができる。

(会議開催予定の公表)

第6条 附属機関等の所管課等は、会議開催にあたっては、公開・非公開の別にかかわらず原則として会議開催の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した内容を区ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等事前公表が困難と認められるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 会議の公開又は非公開の別(その別が未確定であるときは、非公開になることもあること。)

(6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由

(7) 傍聴人の定員

(8) 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合の処置

(9) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の所管課等は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成に当たっては、逐語記録又は要点記録により調製する。

3 会議録の作成に当たっては、附属機関等又はその長の確認を得るとともに、次条

第1項ただし書の非公開情報の有無及びそれが有る場合の非公開理由について、あらかじめ意見を聴くものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録は、公開するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録のうち、会議終了後においても千代田区情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。

2 前項の規定により会議録を公開する場合は、前条第3項の規定により聴取した意見を尊重して行うものとする。

3 会議録の公開は、区ホームページ又は区政情報コーナー若しくは所管課等の窓口での閲覧により行うものとする。

4 会議の録音テープ等の電磁的記録については、その視聴を希望する者に対し、通常の執務時間の範囲内で相当な方法により公開する。ただし、非公開の内容を含むものについては、この限りでない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9条 会議及び会議録の公開について法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(その他の会議の公開)

第10条 第2条第2項かっこ書きにより除外されている会議においても、個々にその設置根拠たる法律、条例等その他設置の趣旨目的に反しない限り、会議の公開に努め、また、千代田区情報公開条例の規定に従って会議録を公開するものとする。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

千代田区意見公募手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、区民等の区政への参画を促進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 第4条に定める事項について、当該計画等の案を公表し、区民等から広く意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表するまでの一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 区民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 区内に住所を有する者
 - イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区内の学校に在学する者
 - オ その他計画等に利害関係を有する者

(実施)

第3条 実施機関は、この要綱に定めるところにより、意見公募手続を実施するものとする。

2 意見公募手続は、区長が統轄する。

(意見公募手続の対象)

第4条 意見公募手続は、次に掲げるものについて実施する。

- (1) 区の総合的な施策に関する計画の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 計画等の策定が迅速性又は緊急性を要する場合
- (2) 計画等の策定に当たり、実施機関に裁量の余地が小さいと認められる場合
- (3) 計画等の策定に当たり、意見提出の手続が法令により定められている場合

(計画等の案の公表)

第6条 実施機関は、第4条に規定する計画等の案を作成したときは、最終的な意思決定を行う前に次に掲げる情報を公表しなければならない。

- (1) 当該計画等の案及びその概要
- (2) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 当該計画等の案に関連する資料

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、広報紙への掲載は、概要のみとすることを妨げない。

- (1) 区ホームページへの掲載
- (2) 担当課窓口及び出張所窓口への備付け
- (3) 区政情報コーナーへの備付け
- (4) 広報紙への掲載
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 区長は、第1項の規定による公表を行っている計画等の案の一覧を作成し、区政情報コーナーに備え付けるとともに、区ホームページに掲載するものとする。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、計画等の案に対する意見の提出期間、提出方法その他の意見の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示するものとする。

2 計画等の案に対する意見の提出期間は、計画等の案を公表した日から起算して2週間以上とする。

3 意見を提出する者(以下「提出者」という。)は、意見を提出するときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 第2条第3号イに掲げる者 その者が有する事務所又は事業所の名称
- (4) 第2条第3号ウに掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称
- (5) 第2条第3号エに掲げる者 その者が在学する学校の名称
- (6) 法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (7) その他実施機関が必要と認める事項

4 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 区ホームページからの入力
- (4) 電子メール
- (5) ファクシミリ
- (6) その他実施機関が必要と認める方法

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、区民等から提出された意見について検討し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見の概要
- (2) 意見に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案を修正したときは、当該修正の内容

2 前項の規定による公表は、区ホームページと広報紙への掲載により行うものとする。ただし、広報紙への掲載は、概要のみとすることを妨げない。

(意見の取扱い及び個人情報の保護)

第9条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、提出された意見を公表することが、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 第7条第3項の規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の事項は原則として非公開とし、実施機関は、当該事項を千代田区個人情報保護条例(平成10年千代田区条例第43号)に基づき、適正に管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料2-(3)

26 千政企調発第 27 号
平成 26 年 4 月 1 日

部（局・室）長
会計管理者 各位

副区長 山口 正紀
（公印省略）

千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）

「千代田区意見公募手続要綱」については、「千代田区参画・協働ガイドライン」の策定にあわせて改正したので、所属職員に周知徹底させ、その実施に遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、同要綱第 4 条第 3 号に規定する、「前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」についても、同ガイドラインの内容にあわせて見直すこととしたので、同要綱第 10 条に基づき、下記のとおり定める。

この旨、命により通達する。

記

- (1) 区の総合的な施策に関する方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (3) 施設の整備（大規模改修を含む。）や廃止に関する計画等の策定及び重要な変更
- (4) 区政に関する基本方針を定める条例の制定、重要な改定及び廃止
- (5) 区民に義務を課し、又は権利を制限することを定める条例（公租公課に係る条例を除く。）の制定、重要な改定及び廃止
- (6) 区民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、重要な改定及び廃止
- (7) その他、各所管部及び各事務局が必要と認めるもの

千代田区 NPO・ボランティアとの協働 を進めるための基本指針

平成15年3月
千代田区政策経営部

21世紀を迎えた今日、福祉、環境などの社会的課題が複雑化している中、これまでの社会システムでは、社会的ニーズに十分対応することが困難になってきています。

千代田区では、平成13年10月、第3次基本構想を策定し、基本方針として、「100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる」ことを掲げました。今後、活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていくためには、千代田に住み・働き・学び・集う全ての人々による自発的・自立的なNPO・ボランティア活動は重要な役割を担うものと期待されます。

そこで、区では、NPO・ボランティア等を、まちづくりの新たなパートナーと位置づけ、協働に向けた基本的考え方を示すこととしました。

指針1 NPO・ボランティアと区との協働だけではなく、地域、企業、大学等を含めた協働を推進していきます。

千代田区には、地域の課題解決に幅広く活動してきた町会等の自治組織があり、また、企業・大学等も集中しています。これらとNPO・ボランティアとの協働は、千代田区の地域活性化にとって、大きな効果を与えるものです。区は、区とNPO・ボランティアとの協働だけではなく、千代田のまちづくりを担う様々な主体の協働を推進していきます。

指針2 異なる組織・活動文化と積極的に出会い、時にはぶつかりあいながら、理解し信頼しあう、協働のプロセスを大切にします。

協働は、異なる組織・活動文化をもつもの同士が、それぞれの特性を理解しそのよさを発揮しあうことで、効果を高めていくものです。お互いの文化の違いから生じるぶつかりあいを恐れず、共通する社会的課題に共感し、信頼しあう関係を築いていくことが、協働の出発点と考えます。

指針 3 協働の目的や達成目標について十分話し合い、協働の成果を事前、事後に検証していきます。

区が推進する協働の最終目的は、だれもが住みたいと思える都心の魅力にあふれた千代田のまちづくりに向け、地域の課題解決や活性化を図ることです。協働にあたっては、その目的や達成目標を明確にし、協働することによる効果を事前に検証するとともに、実施後の成果について分析・評価していきます。

指針 4 政策の立案段階から、互いの考えやアイデアを活かしあいます。

協働とは、お互いが対等の立場で役割や責任を分担しあうことです。決して、相手に補助的、下請け的な役割を求めるものではありません。区は、事業の実施場面だけでなく、企画立案の段階から、NPO・ボランティアの発想・提案を取り入れ、協働していく機会を充実していきます。

指針 5 中間支援組織等、他の機関と連携しながら、自立に向けた活動支援を推進します。

対等の立場で協働を進めていくためには、NPO・ボランティアの活動が自立し、安定的に展開していることが必要です。区は、NPO・ボランティアの自発性・自立性を尊重しつつ、区内にある中間支援組織等と連携しながら、NPO・ボランティアの自立に向けた環境整備を基本とした、活動支援を進めていきます。

○千代田区補助金等交付規則

昭和48年3月31日規則第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 区がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で反対給付を受けないもの（区長が指定するものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行なう者をいう。

(事務担当者の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて、公正、かつ、有効に使用されるように努めなければならない。

(他の規程との関係)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付に際しては、あらかじめ、補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）をして、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- (5) その他必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付させなければならない。

- (1) 申請者の営むおもな事業
- (2) 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業等の効果
- (4) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

3 補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項第3号の申請書に記載すべき事項の全部若しくは一部又は前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第6条 前条の補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第7条 前条の規定による交付の決定に当つては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8条 補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知しなければならない。

第3章 補助事業等の遂行等

(承認事項)

第9条 補助事業者等が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、承認を受けさせるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第10条 補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等を

して補助事業等の遂行の状況に関し書面により報告させなければならない。

(補助事業等の遂行命令等)

第11条 補助事業者等が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者等をして次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出させなければならない。第9条第3号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

(1) 補助事業等の成果

(2) 補助金等に係る収支計算に関する事項

(3) その他必要と認める事項

2 前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があるときは、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することができる。

(是正のための措置)

第13条 前条の規定による報告及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な措置をした場合に準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第14条 補助事業者等が次の各号の一に該当した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

2 第8条の規定は、前項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第15条 補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 第14条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消をした場合において、補助金等の返還を命じたときは、補助事業者等をしてその命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 補助事業者等に対し、補助金等の返還を命じた場合において、補助事業者等がこれを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、区長の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びこれに付随する従物

(2) 立木

(3) 工作物、機械及び器具で、区長が指定するもの

(4) 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め
るもの

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針

【公平性、公正性、客観性の確保】

- 行政は住民が負担する税を主な原資として様々な事業を行っている。このため、全ての事業について費用対効果の検証がなされなければならない。これに加え、補助金の支出については、公益上の必要性がその前提条件であると同時に、公平性、公正性、客観性がより一層求められるものであるため、既存の補助金についても改めて検証すること。
- 特に、補助事業開始当時とは社会的背景や経済的状況、さらには区民のニーズなどが変化しているにもかかわらず、長期間にわたり事業の見直しを行っていないものなどは、その効果、有用性について再検証すること。

【団体補助から事業補助への見直し】

- 団体の運営費に対して補助をする「団体補助」は補助金の使途が不明確であることから、できるかぎり事業補助化することで補助金支出の透明性を高めること。
- やむをえず団体補助を継続する場合においては、補助対象外である類似団体との間において公平性の観点から疑念が生じることのないよう補助目的、補助理由等を再検証し、補助基準を明確にすること。

【補助対象事業の精査と補助決定方法の見直し】

- 補助金支給の有無によって、公平性の観点から疑念を生じることのないよう、補助対象事業を明確にすることはもとより、補助対象の決定に際しては透明性の確保に努めること。

【使途を証する書類の確認】

- 補助金の使途の確認については、事業報告書等の提出を求めるだけでなく、可能な限り領収書や補助対象事業の実施内容が確認できる写真など、使途を証する書類の添付を求めること。

【執行状況の实地確認等】

- 補助対象事業の執行状況については可能な限り实地確認を行うこと。ただし、事業が多岐に亘っていることなどにより实地確認が困難である場合には、事業の中から無作為に抽出して確認を行うなどの工夫に努めること。またその際、補助目的がどのように達成されたかという点についても確認をし、補助効果の検証に努めること。

千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領

昭和 62 年 5 月 27 日 62 千総総発第 202 号区長決裁

国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する博覧会、展示会、講演会、記念式等の行事について、主催者から後援、共催、協賛等の名義（以下「後援名義等」という）の使用の依頼があった場合は、依頼団体又は依頼内容に区にかかわりのある部分がある場合に、下記の基準によりこれを取り扱うものとする。

記

第 1 後援、協賛又は共催の名義の使い分け

- 1 「後援」と「協賛」の区分については、原則として「後援」名義を承認するが、特に主催者の要望があるときは、「協賛」名義を承認することができる。
- 2 「後援」は千代田区が当該行事を外部的に支援するものであるのに対し、「共催」は千代田区が主体的に実施すべき行事を他の団体等と共同して実施するものであるから、いずれの名義を使用するかについては、十分検討して承認すること。

第 2 後援名義等の使用承認基準について

- 1 千代田区が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。
 - (1) 行事が公序良俗に反するおそれのあるもの。その他社会的な非難を受けるおそれのあるものとき。
 - (2) 行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているとき。
 - (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。
- 2 後援名義等の使用承認に当たっては、行事の実施状況の把握に必要な条件を付するものとする。

2 参画と協働に関連する区の例規等

- 3 各部（行政委員会等の事務局を含む。以下同じ。）長は、前 2 項に定めるもののほか、各部の事務事業の実状を勘案した具体的基準等を必要に応じて定めるものとする。

第3 後援名義等の使用承認等の実績報告について

各部長は、後援名義等使用承認報告書（第 1 号様式）に後援名義等使用承認簿（第 2 号様式）を添えて、各年度終了後 20 日以内に政策経営部長に報告すること。

第4 後援名義等の使用承認の通知

後援名義等の使用承認等の通知は、別紙 1 及び別紙 2 に定める例により、必要に応じ所属の補正を加えるものとする。ただし、これにより難しいものについては、この限りではない。

<参考>

後援：背後で助けること。

協賛：計画に賛成して協力すること。（類）賛助

共催：複数の団体や組織による共同主催。

■ 区民参画・協働推進検討部会 部員名簿及び検討経過

【部員名簿】

組織順（平成25年度）、敬称略

職	氏名	所属・職名	
部会長	歌川 さとみ	政策経営部	政策経営部長
部員	印出井 一美	政策経営部	広報広聴課長
	伊藤 司		国際平和・男女平等 인권課長
	芝崎 晴彦		企画調整課長
	菊池 洋光		IT推進課長
	細越 正明	区民生活部	区民生活課長事務取扱
	佐藤 尚久	保健福祉部	福祉総務課長
	佐藤 敏章	まちづくり推進部	まちづくり総務課長
	小川 賢太郎	環境安全部	安全生活課長
	村木 久人	子ども・教育部	子ども総務課長

【検討経過】

回	日付	検討内容
第1回	平成25年5月29日(水)	○昨年度の取組状況及び今年度の検討課題 ○今後のスケジュールについて ○区民参画・協働に関する調査について
第2回	平成25年8月22日(木)	○今後のスケジュールについて ○参画・協働に対する基本的認識について ○参画・協働の調査結果の報告
第3回	平成25年10月21日(月)	○参画・協働に対する基本的認識について ○参画と協働の類型化 ～類型ごとの特徴と留意点の整理
第4回	平成25年11月15日(金)	○「(仮称)参画・協働ガイドライン【案】」について ○区民生活への影響が特に大きい事例の参画手法のルール化の検討 ○広報・広聴活動の現状と課題・今後の方向感について
第5回	平成25年12月13日(金)	○「(仮称)参画・協働ガイドライン【案】」について

- 4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
（1）在住区民アンケート

**千代田区「区民満足度・意向アンケート調査」
（抜粋）**

－目次－

I.	アンケート調査の実施概要	1
1.	実施概要	1
2.	報告書の見方	1
II.	結果概要	2
III.	実施結果	3
1.	回答者属性	3
2.	千代田区における地域活動への参加状況	8
3.	千代田区政への参加状況	12
4.	千代田区政の情報受信状況	15

I. アンケート調査の実施概要

1. 実施概要

区の施策に対する区民の評価の把握と、区民の地域活動・区政運営への参加意向の把握を目的に、在住区民を対象にアンケート調査を実施した。

図 I-1 在住区民アンケート調査の実施概要

<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none">○回答者属性○区での定住意向○区での地域活動への参加状況○区政への参加状況○区政の情報受信状況○区政に対する満足度、今後の取組の重要性 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・郵送配布・郵送回収法 <p>【抽出条件】</p> <ul style="list-style-type: none">・千代田区在住の満 20 歳以上の日本人男女。平成 25 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳から、居住地区、年齢に基づいて層化したのち無作為抽出。 <p>【調査時期】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 25 年 5 月 28 日（火）～平成 25 年 6 月 17 日（月） <p>【回収状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・標本数：4,000 有効回答数：1,374 （有効回収数 34.4%）
--

2. 報告書の見方

- ① 集計表の回答比率は小数点第 2 位を四捨五入し、第 1 位までを表示している。従って合計が 100% にならない場合がある。また、複数回答（選択肢からいくつでも選ぶ形式）の質問では回答比率が 100% を超える場合がある。
- ② 本文図表及び集計表の n は原則として回答者数を表している。設問ごとに回答者数（n）を基数として比率を算出している。
- ③ 回答形式として、本文図表の SA（Single Answer）は単一回答（選択肢から一つを選ぶ形式）を、MA（Multiple Answer）は複数回答を表している。
- ④ 本文図表においては、グラフを見やすくするため比率の掲載を省略する場合がある。また、回答選択肢の表示は適宜語句を簡略化している。
- ⑤ クロス集計において、分析の軸（＝表側）として回答者の属性や設問は「無回答」を除いているため、各回答者の属性の基数と合計が全体と一致しない場合がある。

II. 結果概要

1. 回答者属性

- ・ 調査結果を解釈するに当たり、住民基本台帳人口に比べ、本アンケートの回答者は、性別で見ると女性が多く、また、年齢別にみると60代以上の回答者割合が高い点に留意が必要である。

2. 千代田区における地域活動への参加状況

- ・ どの地域活動団体にも所属していないとの回答の割合が半数近くにのぼる。所属しているとの回答が最も多い地域活動団体は町会・自治会である。
- ・ 参加したことがある者、また企画・運営に関与した経験を持つ者が最も多い地域活動は「お祭りや各種イベント等の活動」、今後参加したいと考えている者が最も多い地域活動は「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」、企画・運営に関与したいと考えている者が最も多いのは「国際理解・国際交流に関する活動」となっている。
- ・ 地域活動に参加する上での必要条件については、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」、「仕事・家事をしながらでも参加可能な軽度の負担」の回答割合が高く、仕事、家庭と両立可能な参加のあり方が望まれているといえる。
- ・ 地域活動に参加する上での必要条件について年齢別にみると、年齢が若いほど活動に関する情報提供を、年齢が高いほど誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気を重ねる傾向にある。

3. 千代田区政への参加状況

- ・ 区政参加機会についてみると、「いずれにも参加していない」との回答が半数近くにのぼる。参加方法として比較的回答が多いのは、「区が行うアンケート調査への回答」や「町会・自治会の設置・参加」等である。
- ・ 区政への参加希望についてみると、いずれの形態でも参加したいと思わない者の割合が約6割にのぼる。また、参加形態別にみると、「区が行うアンケート調査の回答」を希望する者の割合が最も高く、次いで「ホームページや電子メール」が高くなっている。

4. 千代田区政の情報受信状況

- ・ 区政に対する情報の入手先としては、「広報千代田」を利用している者の割合が約7割と最も高くなっており、かつ他の媒体を大きく引き離している。
- ・ 区政に対する情報の入手先を年齢別にみると、年齢が若いほどインターネットを利用して情報を得ている者の割合が高い傾向にある。ただし、20代では区政に対する「情報を得ていない」と回答した者の割合が最も高くなっている。
- ・ 情報の受信手段の満足度についてみると、満足の割合が最も高いのは「広報千代田」であり、逆に不満の割合が最も高いのは「区のホームページ」である。
- ・ 情報受信手段に対する不満の理由については、そもそも情報の入手方法が不明であったり、パソコンが使える環境でないなどの理由で情報受信が不可能であったりすることが不満の大きな要因となっていると考えられる。

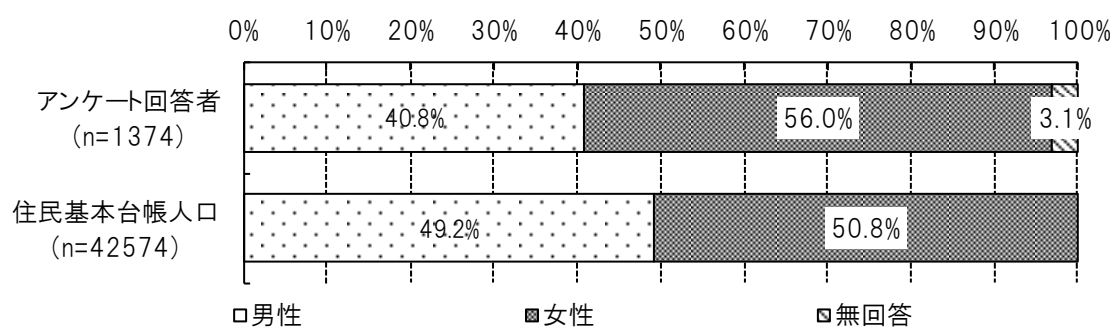
III. 実施結果

1. 回答者属性

(1) 性別

「女性」の割合が56.0%と「男性」に比べて高い。アンケート対象者を抽出した元となる住民基本台帳人口（平成25年4月1日現在）の20歳以上人口と比較すると、「男性」の割合が低く、「女性」の割合が高いことに留意が必要である。

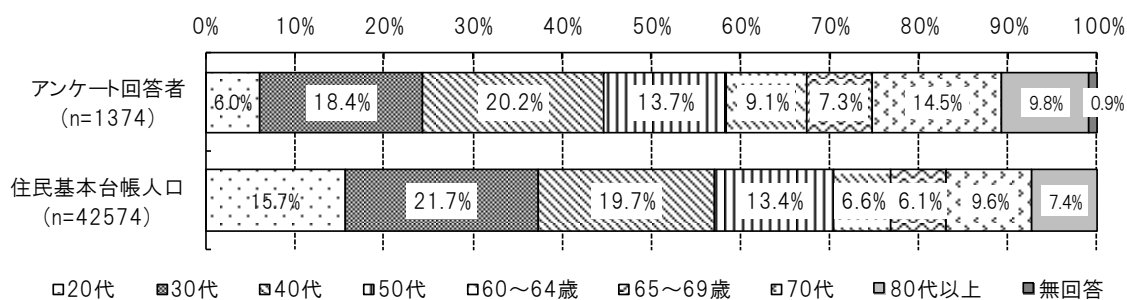
図 III-1 性別 (SA)



(2) 年齢

「40代」の割合が20.2%と最も高い。60代以上の回答者の割合を合計すると40.7%であり、回答者の約4割は高齢者である。住民基本台帳人口（平成25年4月1日現在）と比較すると、若年層（20代、30代）の割合が低く、60代以上の割合が高いことに留意が必要である。

図 III-2 年齢 (SA)

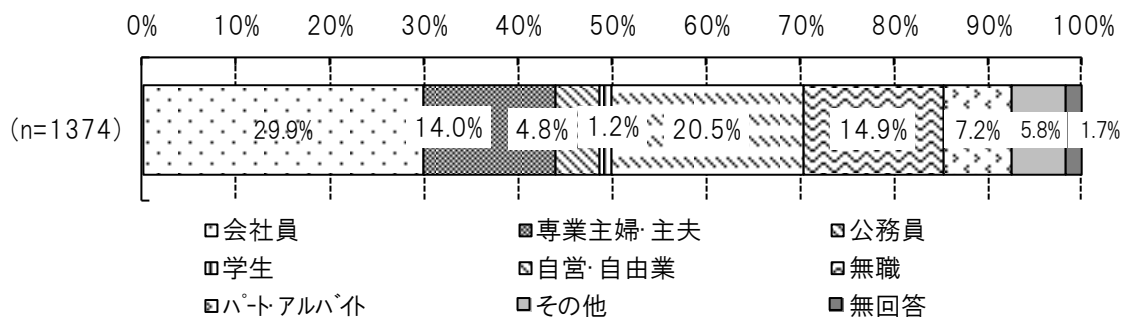


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

(3) 職業

「会社員」の割合が29.9%で最も高い。次いで、「自営・自由業」が20.5%である。

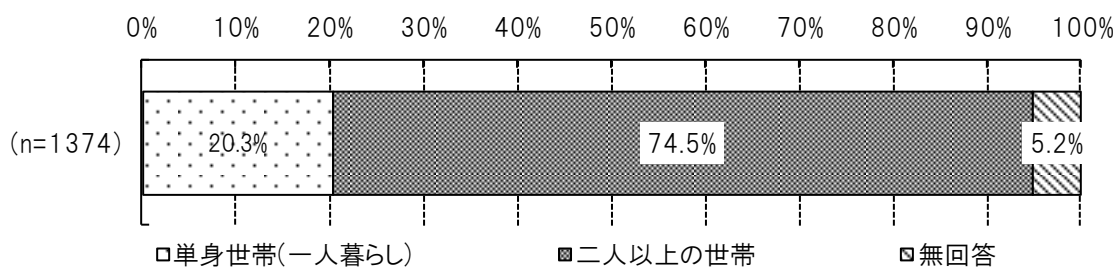
図 III-3 職業 (SA)



(4) 世帯構成

「二人以上の世帯」の割合が74.5%で最も高い。

図 III-4 世帯構成 (SA)

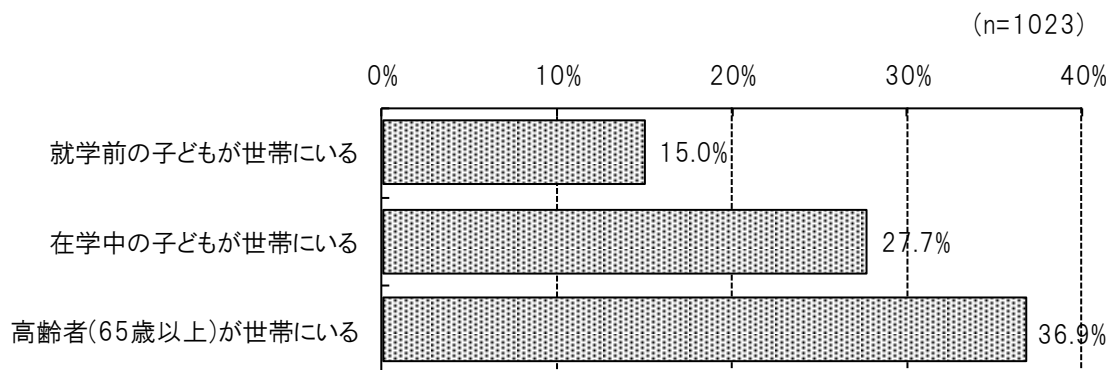


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

(5) 家族構成

二人以上の世帯の家族構成をみると、高齢者（65歳以上）がいる世帯の割合が36.9%と最も高い。

図 III-5 家族構成 (MA)

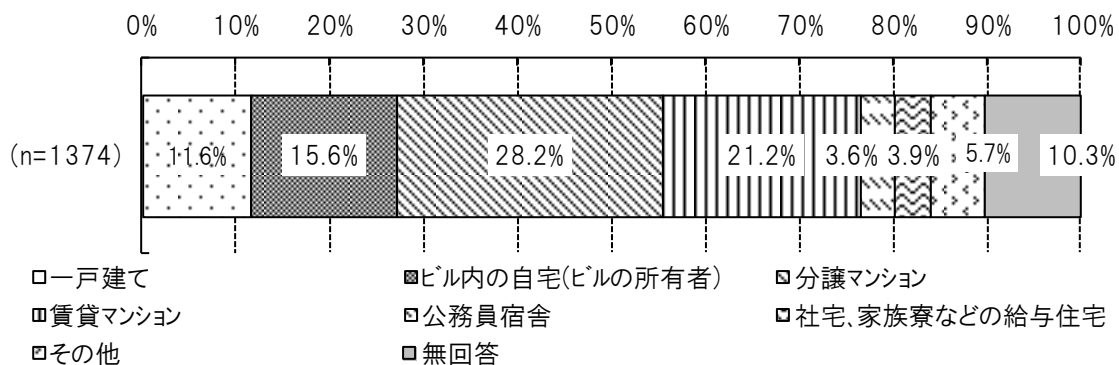


注) 複数回答

(6) 居住形態

居住形態をみると、「分譲マンション」に居住している者の割合が28.2%と最も高い。次いで、「賃貸マンション」に居住している者の割合が21.2%である。

図 III-6 居住形態 (SA)

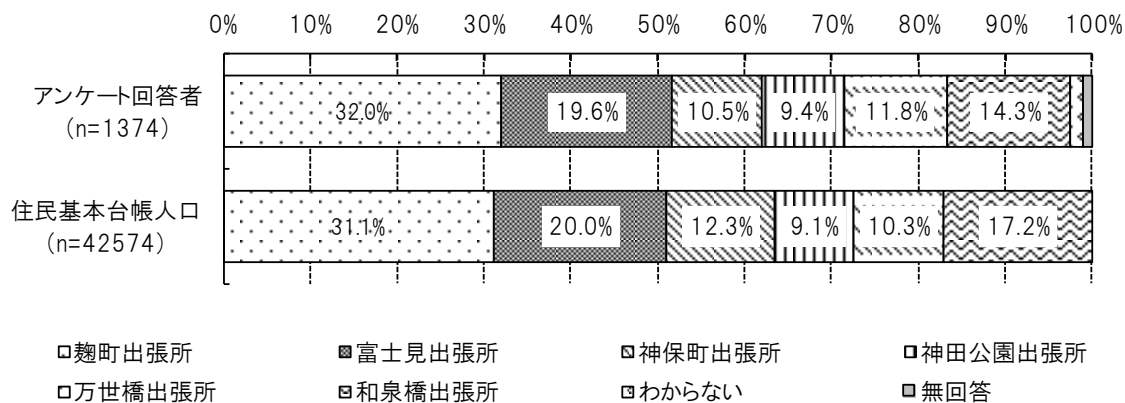


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

(7) 居住地区

居住地区をみると、「麴町出張所」に居住する者の割合が 32.0%と最も高い。次いで、「富士見出張所」に居住する者の割合が 19.6%である。住民基本台帳人口（平成 25 年 4 月 1 日現在）と概ね同様の構成となっている。

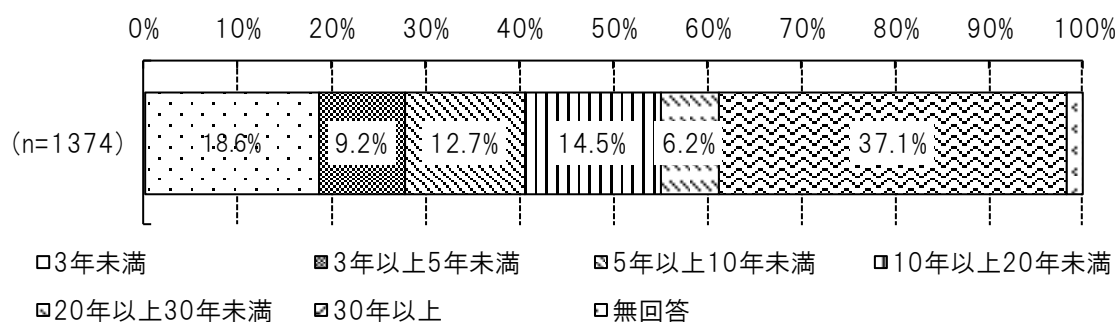
図 III-7 居住地区 (SA)



(8) 千代田区における居住年数

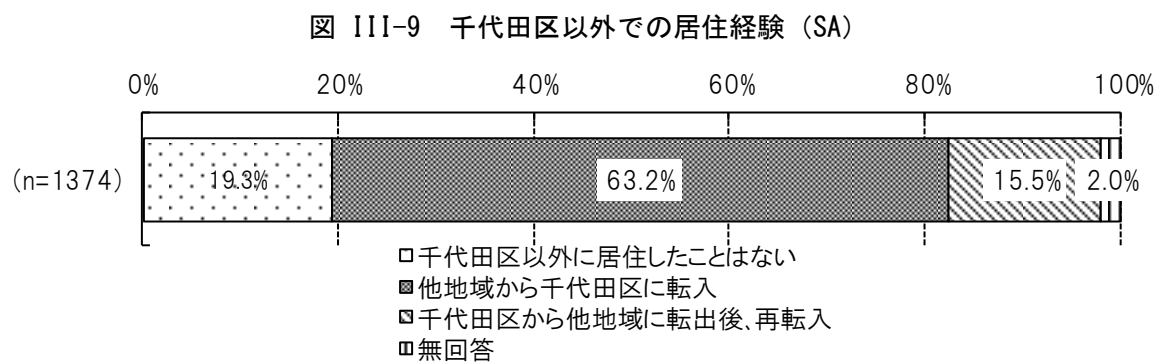
千代田区における居住年数をみると、「30年以上」居住している者の割合が 37.1%と最も高い。また、居住年数が 10 年未満の居住者の合計は 40.5%にのぼる。

図 III-8 千代田区における居住年数 (SA)



（9） 千代田区以外での居住経験

千代田区以外での居住経験をみると、もともと他地域に居住していたが、千代田区に転居してきた者の割合が 63.2%と最も高い。



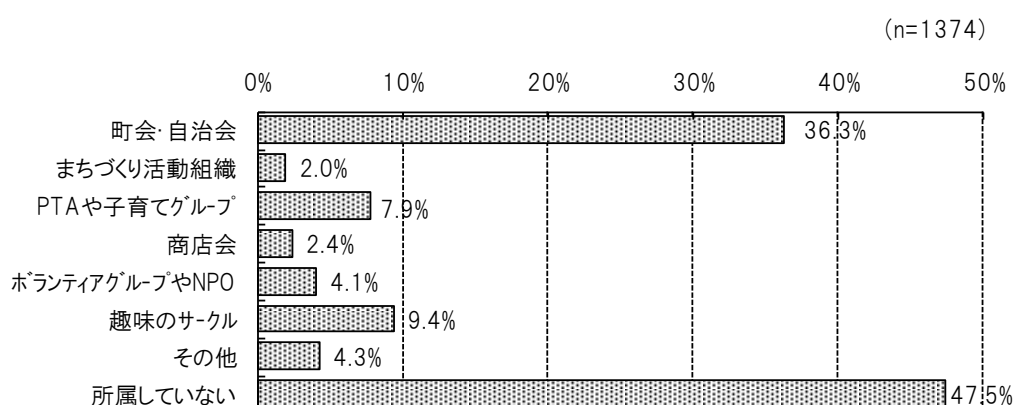
2. 千代田区における地域活動への参加状況

(1) 地域活動団体への所属

問4 あなたは千代田区における地域活動を行っている団体に所属していますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

地域活動を行っている団体への所属についてみると、どの団体にも所属していないとの回答の割合が47.5%と半数近くにのぼる。所属している団体のうちで最も多いのは町会・自治会であり、36.3%の者が参加している。

図 III-10 地域活動団体への所属 (MA)



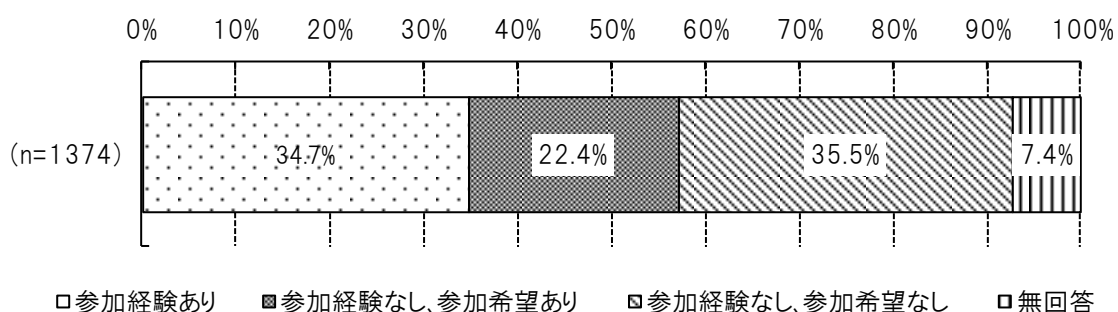
(2) 過去2年間における地域活動への参加経験

問5 あなたは過去2年間において、千代田区における地域活動に参加したことがありますか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。

過去2年間における地域活動への参加経験についてみると、参加経験のない者の割合は57.9%と6割弱にのぼる。

一方、参加経験がある者と、今後参加したいと考えている者の割合を合計すると57.1%である。

図 III-11 過去2年間における地域活動への参加経験 (SA)

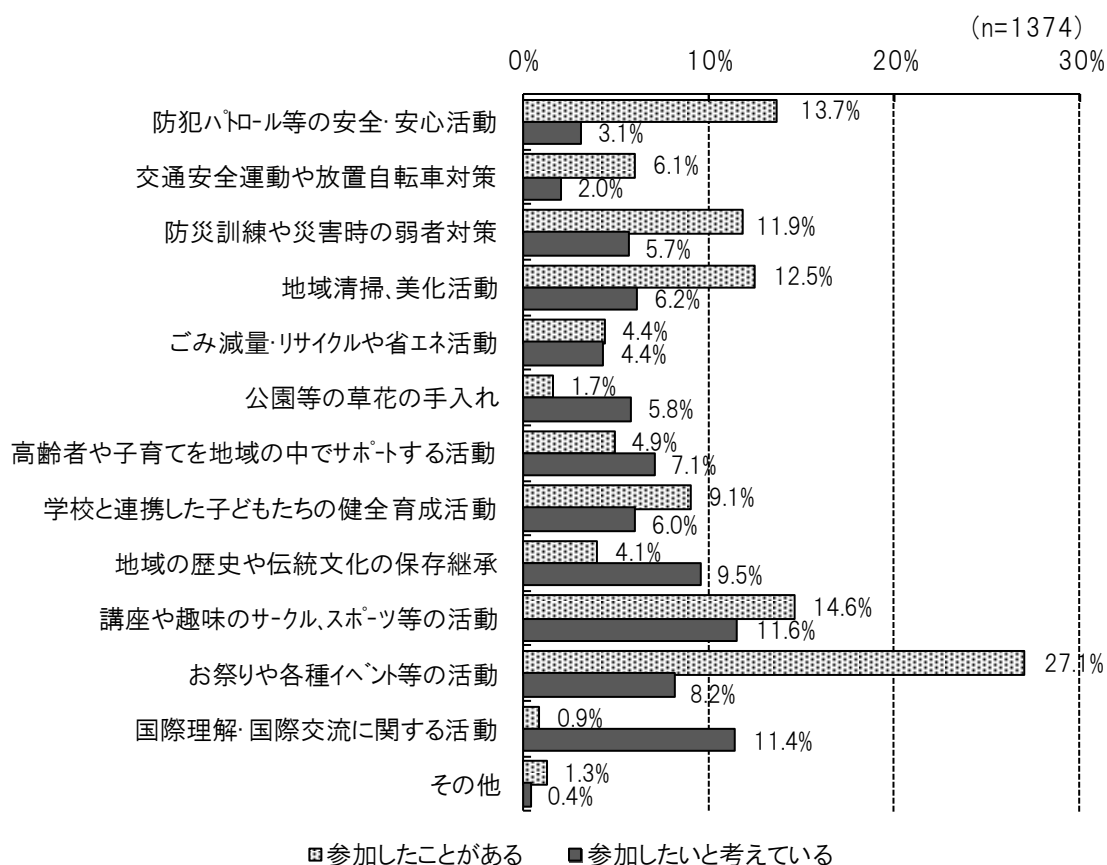


(3) 参加や企画・運営をしたことがある、または今後したいと考えている地域活動

問6 参加や企画・運営をしたことがある、または今後したいと考えている「地域活動の内容」について、「1. ～13.」の番号に○印をつけたうえ、「参加経験又は参加希望」と「企画・運営に関与」欄のあてはまるものに○印をつけてください。

地域活動について、参加したことがあると回答した者の割合が最も多いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後参加したいと考えていると回答した者の割合が最も多いのは、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」である。

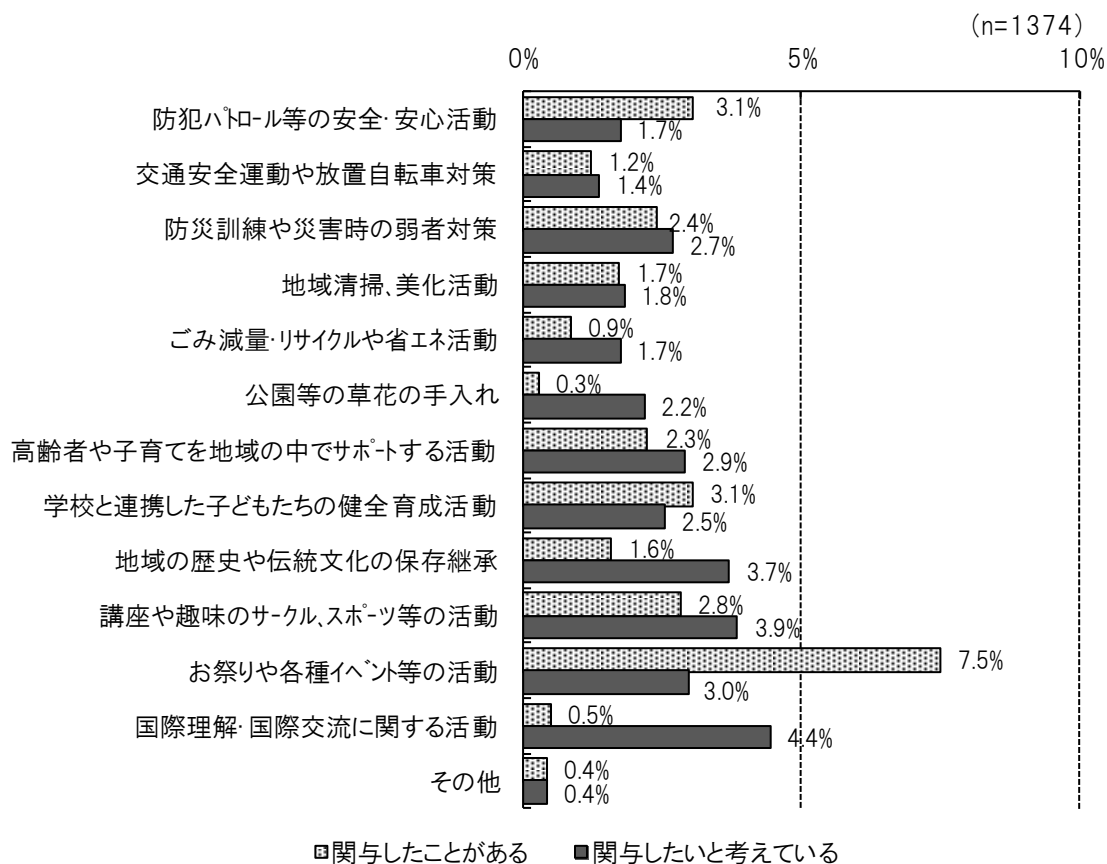
図 III-12 参加したことがある、または今後参加したいと考えている地域活動 (MA)



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

地域活動について、企画・運営への関与経験を持つと回答した者の割合が最も高いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後関与したいと考えている回答した者の割合が最も高いのは「国際理解・国際交流に関する活動」である。

図 III-13 企画・運営に関与したことがある、または今後関与したいと考えている地域活動（MA）



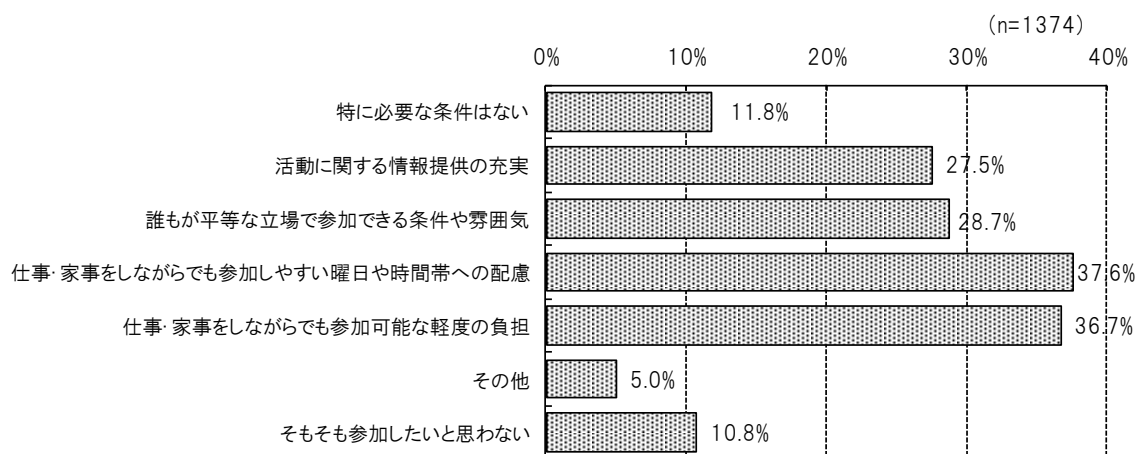
(4) 地域活動へ参加する際の必要条件

問7 あなたが地域活動に参加する際に、必要だと考える条件は何ですか。また、現在参加していない方は、どのような条件があれば活動に参加してもよいと思いますか。

地域活動へ参加する際の必要条件についてみると、「そもそも参加したいと思わない」と回答した者は10.8%にとどまることから、現状活動に参加していない者の中でも、多くの者は条件や内容次第で参加を検討すると考えられる。

必要条件については、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」、「仕事・家事をしながらでも参加可能な軽度の負担」への回答割合が高く、仕事・家庭と両立可能な参加のあり方が望まれているといえる。

図 III-14 地域活動へ参加する際の必要条件 (MA)



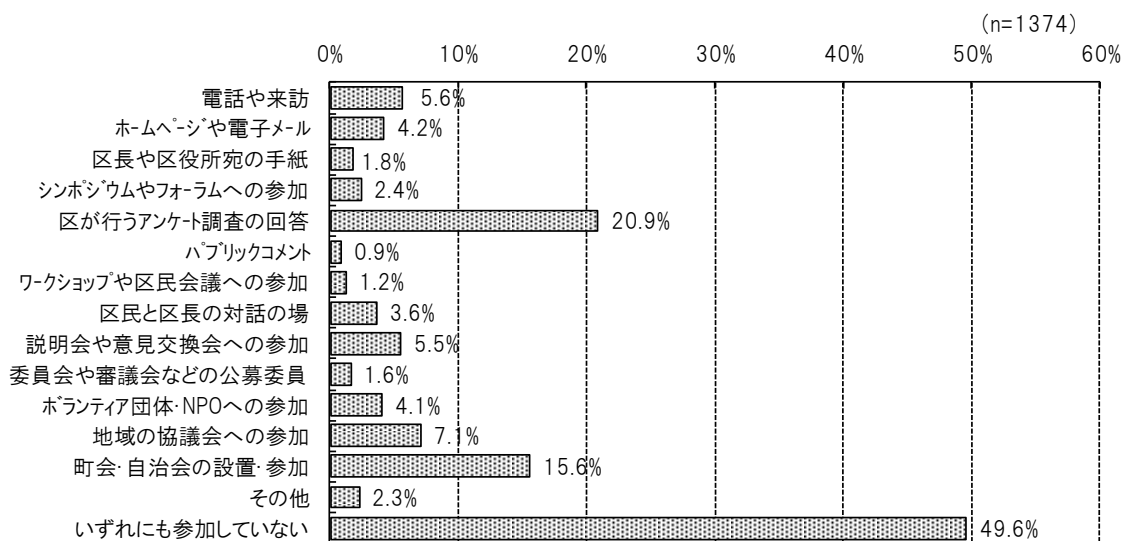
3. 千代田区政への参加状況

(1) 区政参加機会

問8 あなたは、これまでに区政に参加する機会がありましたか。

区政参加機会についてみると、「いずれにも参加していない」との回答が49.6%と半数近くにのぼる。参加方法として比較的回答が多いのは、「区が行うアンケート調査の回答」や「町会・自治会の設置・参加」等である。

図 III-15 区政参加機会 (MA)



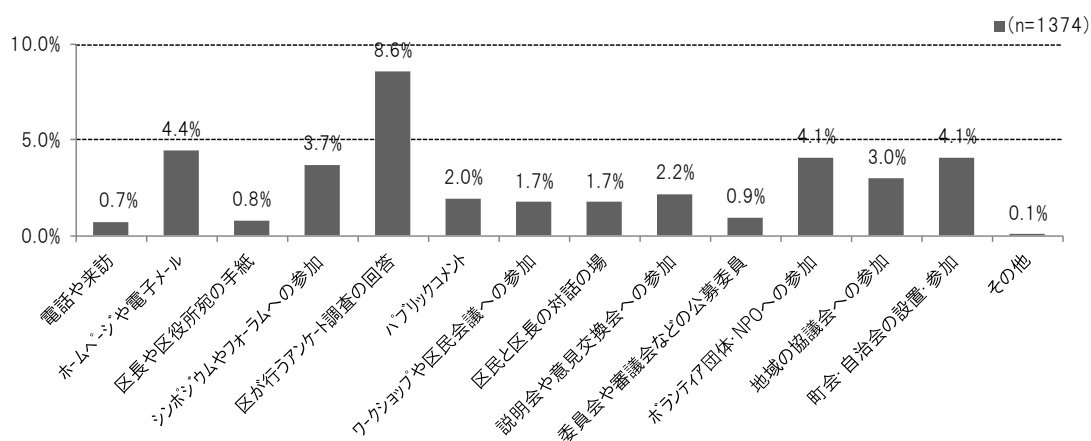
(2) 区政参加希望

問9 あなたは、今後、区政に積極的に参加したいと思いますか。参加したいと思う順番に3つまで、問8の該当する項目の番号を記入欄にお書きください。また、いずれの形態でも参加したいと思わない場合は空欄にしてください。

区政への参加希望についてみると、まず、グラフには掲載していないが、いずれの形態でも参加したいと思わない者（回答欄の3か所すべてを空欄とした者）の割合は61.9%にのぼり、約6割の者は区政への参加に消極的であるといえる。

参加希望の1番目に挙げられた参加形態についてみると、「区が行うアンケート調査の回答」の回答割合が最も高い。次いで、「ホームページや電子メール」、「ボランティア団体・NPOへの参加」、「町会・自治会の設置・参加」等が高い。

図 III-16 区政参加希望（1番目として選択）(SA)



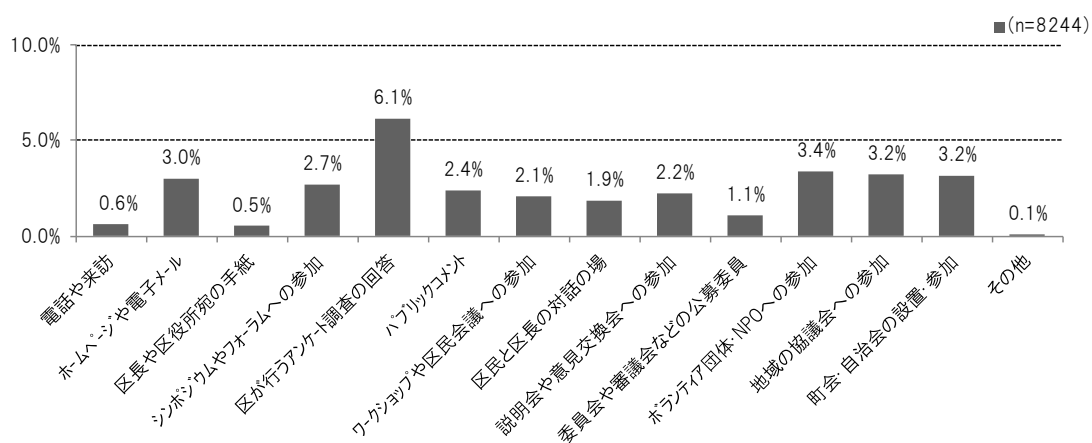
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋） （1）在住区民アンケート

それぞれの参加形態について、参加希望の順位も踏まえ、参加希望を数値化し、前述の一番目に挙げられた割合と比べると、「区が行うアンケート調査の回答」に次いで「ボランティア団体・NPO への参加」の割合が高いものの、傾向に大きな違いは生じない。

*参加希望の数値化の方法

- 各選択肢について、参加したいと思う順番の 1 番目として回答されれば 3 点、2 番目として回答されれば 2 点、3 番目として回答されれば 1 点として、得点を算出し、回答者全員の得点を合計する。
- 各選択肢の合計点を、全回答者の総得点（1374 人×6 点＝8244 点）で除し、その割合を各選択肢に対する参加希望の割合とする。
- あくまで回答の傾向をみるための便宜的な数値化であることに注意が必要である。

図 III-17 区政参加希望（1 番目＝3、2 番目＝2、3 番目＝1 点と変換）



4. 千代田区政の情報受信状況

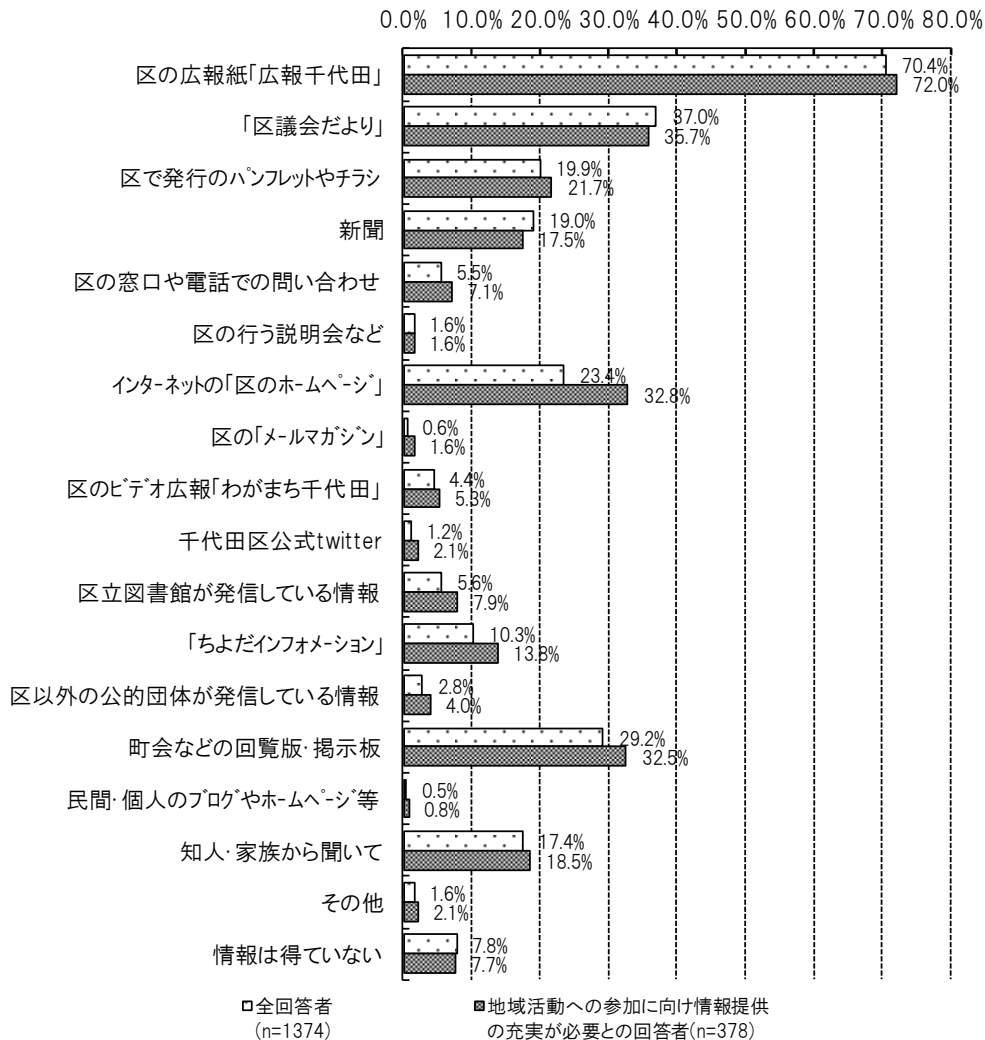
（1） 区政に関する情報入手先

問 10 あなたは区政に関する情報をどこから得ていますか。

区政に対する情報の入手先としては、「広報千代田」を利用している者の割合が 70.4%と最も高く、かつ他の媒体を大きく引き離している。情報入手先としては、区のホームページを除き、区議会だよりやパンフレット、新聞、回覧板など紙媒体のものが比較的多い。

また、地域活動への参加に向け情報提供が必要との回答者についてみると、全回答者と傾向は概ね同じだが、「区のホームページ」の割合が高い。

図 III-18 区政に関する情報入手先（MA）

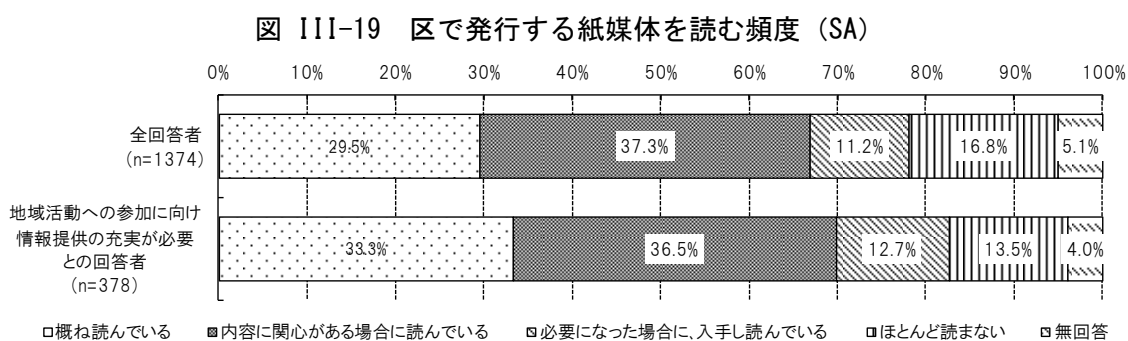


(2) 区で発行する紙媒体を読む頻度

問 11 あなたは「広報千代田」をはじめとする区で発行する紙媒体のパンフレットやチラシをどの程度読んでいますか。

広報千代田などの紙媒体を読む頻度については、「内容に関心がある場合に読んでいる」者の割合が37.3%と最も高い。「概ね読んでいる」者の割合も3割近くにのぼる。

また、地域活動への参加に向け情報提供が必要との回答者についてみると、全回答者と傾向は概ね同様である。

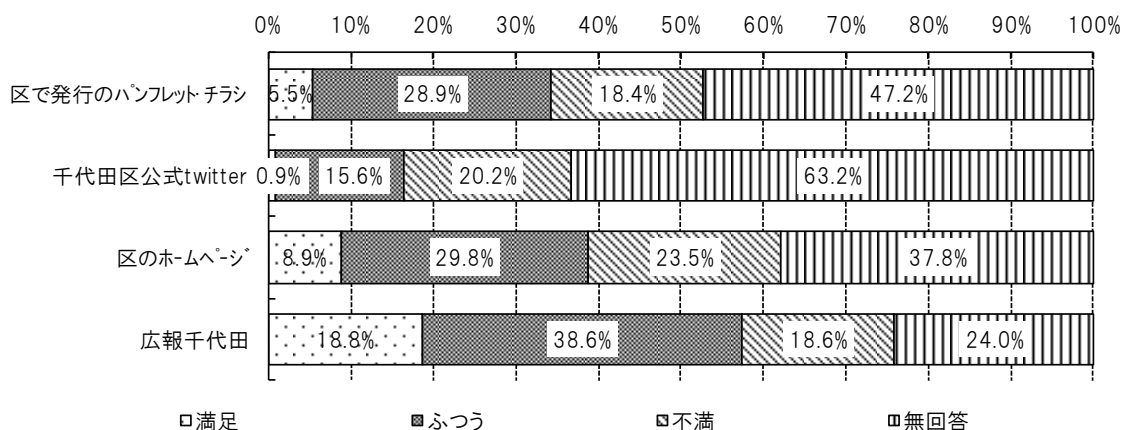


(3) 情報の受信手段の満足度

問 12 次の区政に関する情報の受信手段の満足度について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつ選び、○印をつけてください。不満に○をつけた方は、不満の理由についてもあてはまるものをすべて選び、○印をつけてください。

情報の受信手段の満足度についてみると、満足の割合が最も高いのは「広報千代田」である。逆に不満の割合が最も高いのは「区のホームページ」である。広報千代田以外の受信手段は、先の問 10 への回答から分かるように利用者が少ないため、満足度を評価できないことによる無回答も多くみられる。

図 III-20 情報の受信手段の満足度 (SA、n=1374)



(4) 情報の受信手段の不満理由

問 12 において各情報受信手段に不満と回答した者が、不満と感じている理由についてみると、広報千代田では「入手方法が分からない」との回答の割合が 39.1%と最も高い。区のホームページでは「パソコンが使える環境でない」が 34.7%、千代田区公式 twitter でも「パソコンが使える環境でない」が 36.0%、区で発行のパンフレット・チラシでは「入手方法が分からない」が 62.1%と最も高く、そもそも情報の入手方法が不明であったり、情報受信が不可能であったりすることが不満の大きな要因となっていると考えられる。

図 III-21 情報の受信手段の不満理由（広報千代田）(MA)

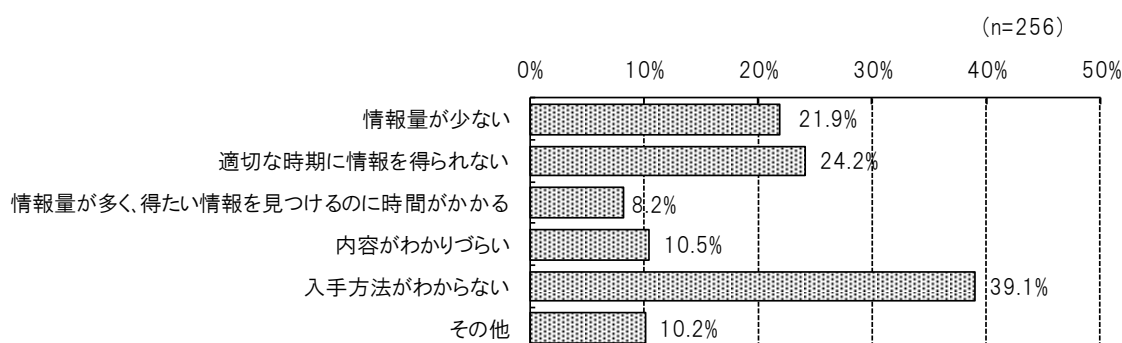
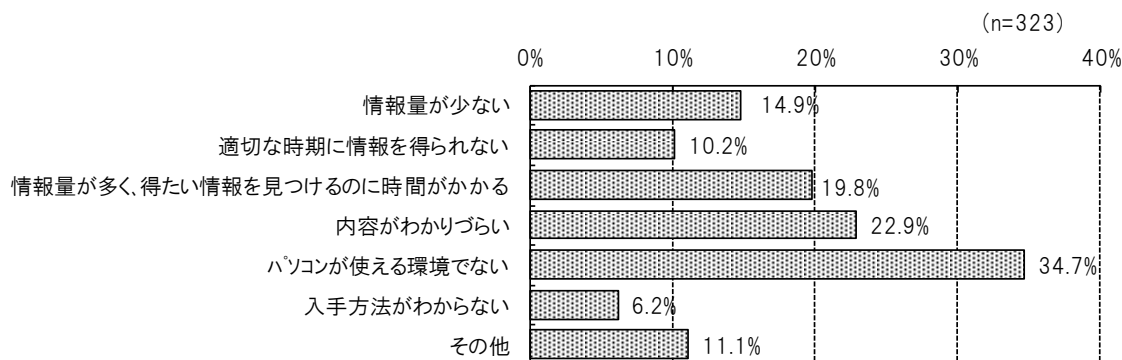


図 III-22 情報の受信手段の不満理由（区のホームページ）(MA)



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (1) 在住区民アンケート

図 III-23 情報の受信手段の不满理由（千代田区公式 twitter）（MA）

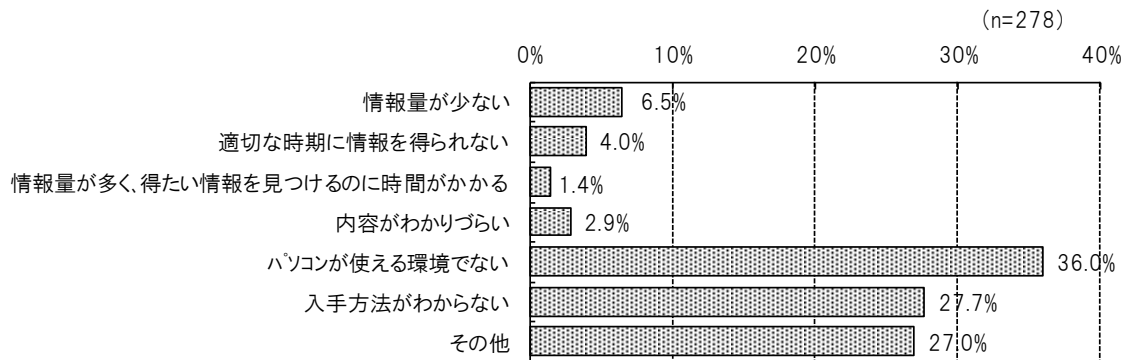
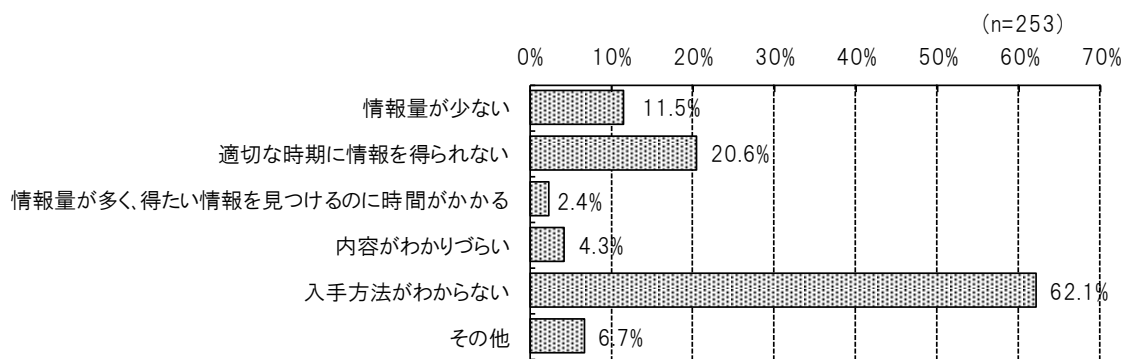


図 III-24 情報の受信手段の不满理由（区で発行のパンフレット・チラシ）（MA）



**千代田区「昼間区民満足度・意向アンケート調査」
（抜粋）**

－目次－

I.	アンケート調査の実施概要	1
1.	実施概要	1
2.	報告書の見方	1
II.	結果概要	2
1.	回答者属性	2
2.	千代田区における地域活動への参加状況	2
3.	千代田区政への参加状況	2
4.	千代田区政の情報受信状況	3
III.	実施結果	4
1.	回答者属性	4
2.	千代田区における地域活動への参加状況	8
3.	千代田区政への参加状況	13
4.	千代田区政の情報受信状況	16

I. アンケート調査の実施概要

1. 実施概要

本アンケート調査は、昼間人口が約 80 万人にのぼる千代田区の在学・在勤者（以後、「昼間区民」と表記）を対象に、現行計画についての評価及び今後の施策展開を検討すること等を目的として実施した。アンケート調査の実施概要は以下に示すとおりである。

図表 0-1 昼間区民アンケート調査の実施概要

<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none">○回答者属性○区での居任意向○区での地域活動への参加状況○区政への参加状況○区政の情報受信状況○区政に対する満足度、今後の取組の重要性 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネットアンケート調査 <p>【モニター抽出条件】</p> <ul style="list-style-type: none">・千代田区在学・在勤のインターネットアンケートモニター <p>【調査時期】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 25 年 7 月 12 日（金）～平成 25 年 7 月 17 日（水）・平成 25 年 8 月 1 日（木）～平成 25 年 8 月 9 日（金） <p>【回収状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・サンプル数：3,090
--

2. 報告書の見方

- ① 集計表の回答比率は小数第 2 位を四捨五入し、第 1 位までを表示している。従って合計が 100%にならない場合がある。また、複数回答（選択肢からいくつでも選ぶ形式）の質問では回答比率が 100%を超える場合がある。
- ② 本文図表及び集計表の n は原則として回答者数を表している。設問ごとに回答者数（n）を基数として比率を算出している。
- ③ 回答形式として、本文図表及び集計表の SA（Single Answer）は単一回答（選択肢から一つを選ぶ形式）を、MA（Multiple Answer）は複数回答を表している。
- ④ 本文図表においては、グラフを見やすくするため比率の掲載を省略する場合がある。また、回答選択肢の表示は適宜語句を簡略化している。

Ⅱ. 結果概要

1. 回答者属性

- ・男女比は約7：3となっている。
- ・在勤・在学地区は、麹町出張所地区が約4割を占める。
- ・居住地区は千代田区以外の東京23区内か、神奈川県、千葉県、埼玉県に大きく二分される。

2. 千代田区における地域活動への参加状況

- ・地域活動団体への所属状況は、どの団体にも所属していない人が約8割を占める。所属している人のうち所属割合が比較的高い団体は「町会・自治会」である。年齢別では60代で「商店会」「趣味のサークル」への所属割合が高くなっている。
- ・過去2年間の千代田区における地域活動への参加状況は、参加経験・参加意向がある人の割合が約4割を占める。
- ・参加経験のある地域活動で多いものは、昼間区民でも参加しやすい「お祭りや各種イベント等の活動」が最も多く、「地域清掃、美化活動」、「防犯パトロール等の安全・安心活動」の順である。企画・運営への関与状況は、参加経験のある地域活動と第2位と第3位が逆転している。性別では、参加経験のある地域活動について、第1位が男性は「地域清掃、美化活動」、女性は「お祭りや各種イベント等の活動」と性別による差がみられる。年齢別の参加経験のある地域活動については、20～30代の若い世代で「地域清掃、美化活動」「防犯パトロール等の安全・安心活動」が多くなっている。また、年齢別の企画・運営への関与状況については、20代、60～64歳で「防犯パトロール等の安全・安心活動」が多くなっている。
- ・参加意向のある地域活動で多いものは、「お祭りや各種イベント等の活動」、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」が突出して高い。企画・運営にも関与してみたいと思う活動については、「お祭りや各種イベント等の活動」、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」に加え、「国際理解・国際交流に関する活動」の割合が高くなっている。また、年齢別にみた参加意向のある地域活動は、20～40代で「お祭りや各種イベント等の活動」、50代以上で「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」がそれぞれ多く、企画・運営への参加意向も同様の傾向である。
- ・地域活動に参加する上での必要条件は、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」、「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」の回答割合が高く、仕事等との両立可能性とともに参加しやすい雰囲気づくりが求められている。一方、「そもそも参加したいと思わない」も、比較的多い割合を占めている。

3. 千代田区政への参加状況

- ・千代田区政への参加経験は、「いずれにも参加していない」が約8割を占める。参加形態の多くは「ホームページや電子メール」である。
- ・希望の参加形態として「ホームページや電子メール」の支持率が高く、参加しやすい形態の検討が求められる。年齢別では、70代でインターネット環境を通じた形態での区政参加意向が低くなっている。

4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋） （2）昼間区民アンケート

4. 千代田区政の情報受信状況

- 区政に関する情報は入手していない人が約6割で圧倒的に多い。情報を受信する人の多くが区のホームページを通じて入手している。
- しかしながら、区のホームページについての満足度は最も低く、内容の分かりづらさ、情報量の多さと見つけにくさが課題となっている。一方、区公式 twitter は最も満足度が高い。年齢別では、60代以上で「区が発行するパンフレット・チラシ」「区のホームページ」の満足度が高くなっている。

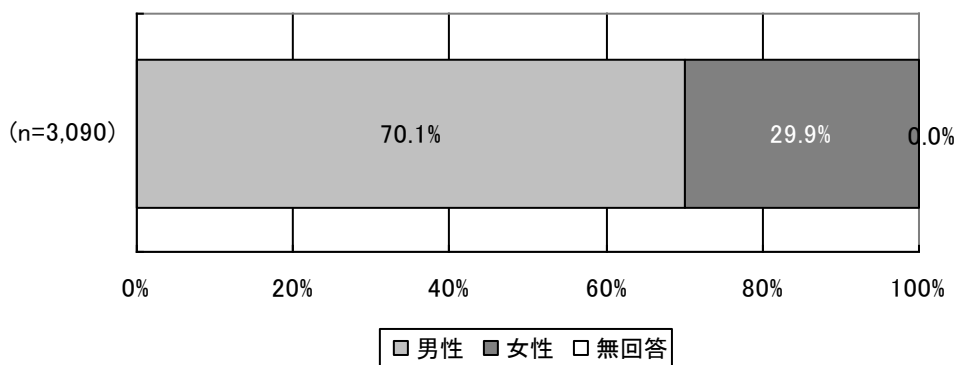
Ⅲ. 実施結果

1. 回答者属性

（1）性別

性別では、「男性」が約7割と女性（29.9%）の割合を大きく上回っている。

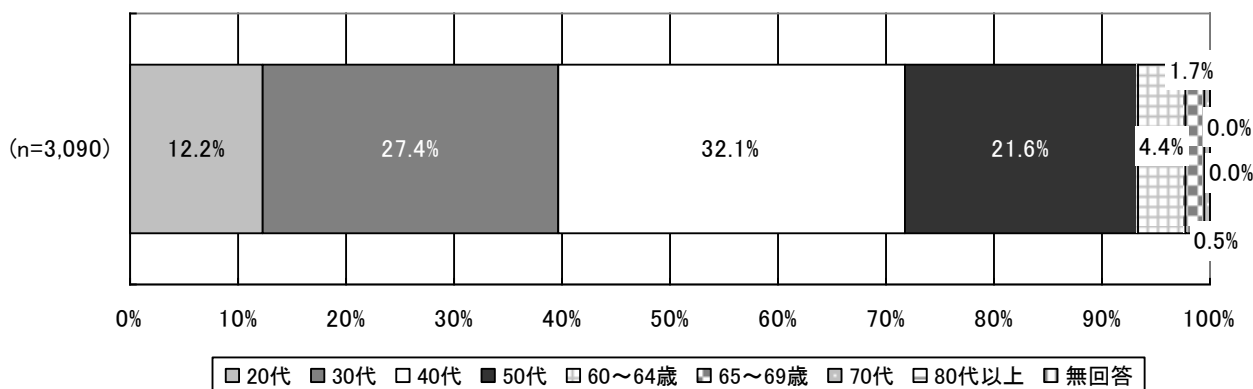
図表 0-1 回答者の性別（SA）



（2）年齢

年齢別では、「40代」が32.1%で最も多くなっている。また、インターネットアンケート及び在学・在勤者の特性から、60代以上の割合は少ない傾向となっている。

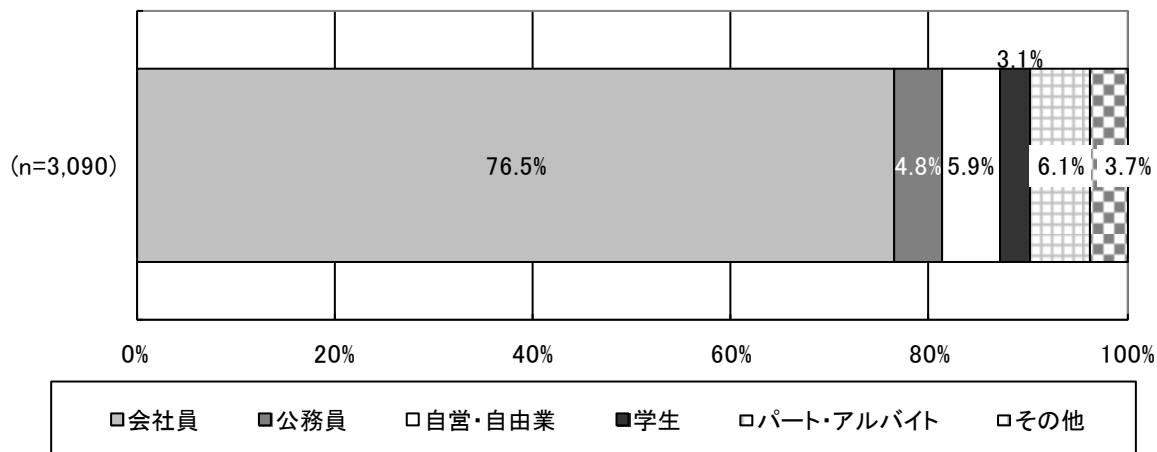
図表 0-2 回答者の年齢（SA）



（3）職業

職業別では、「会社員」が約8割を占め、圧倒的に多くなっている。

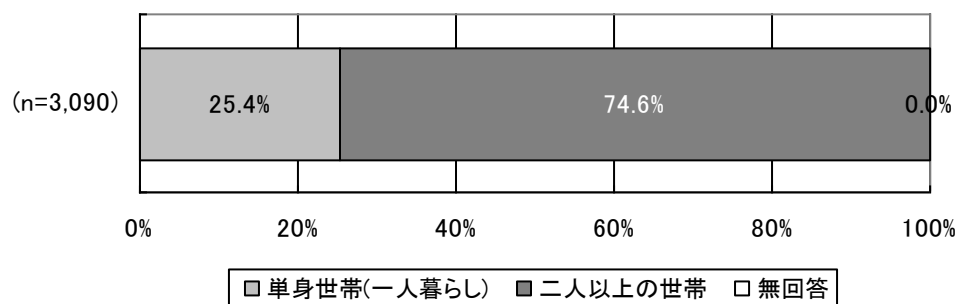
図表 0-3 回答者の職業（SA）



（4）世帯構成

世帯構成別では、「二人以上の世帯」が約7割を占めている。

図表 0-4 回答者の世帯構成（SA）

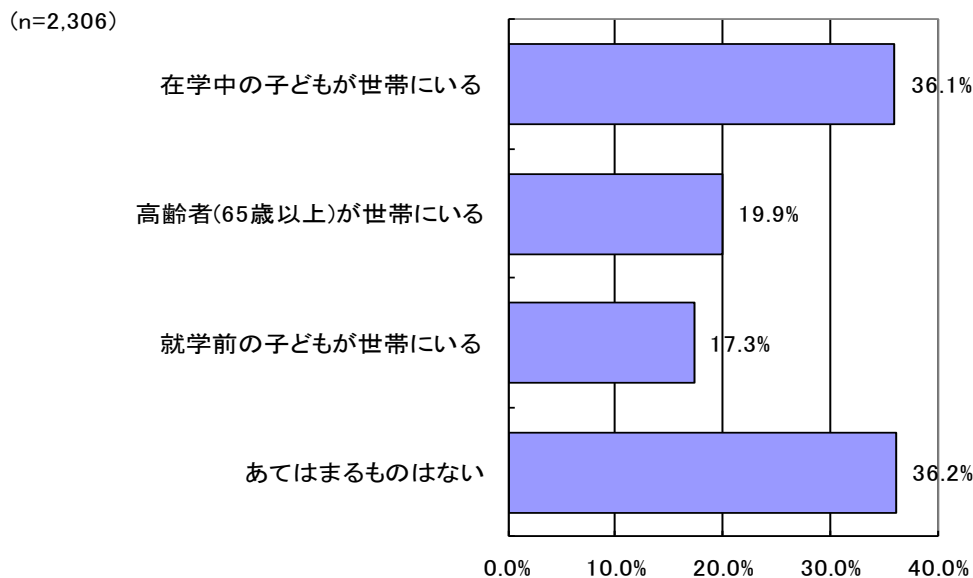


4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(5) 家族構成

(4) 「二人以上の世帯」と回答した人を対象に家族構成について把握したところ、「在学中の子どもが世帯にいる」が 36.1%と多くなっているものの、一方で「あてはまるものはない」(36.2%) の割合も高く、ばらつきがみられる。

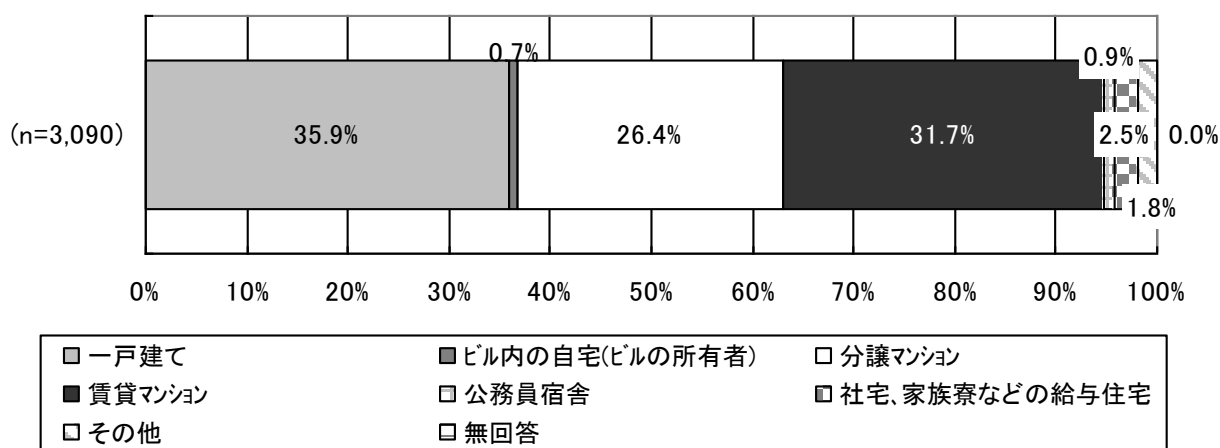
図表 0-5 回答者の家族構成 (MA、n=2,306)



(6) 居住形態

居住形態別では、「分譲マンション」と「賃貸マンション」の合計で 58.1%と過半を占め、次いで「一戸建て」(35.9%) となっている。

図表 0-6 回答者の居住形態 (SA)



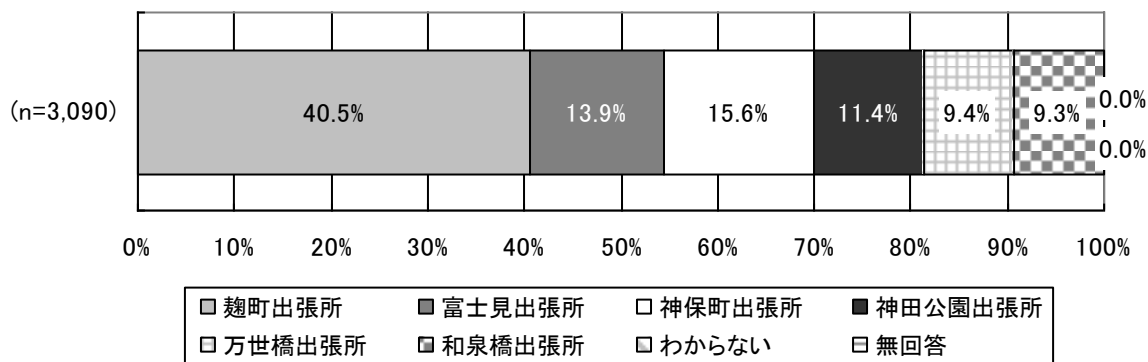
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(7) 千代田区内の通勤・通学地区

区内の通勤・通学地区別では、「麴町出張所」が40.5%と最も多く、次いで「神保町出張所」(15.6%)、「富士見出張所」(13.9%)の順となっている。

神田公園、万世橋、和泉橋の各出張所の割合はいずれも1割程度ある。

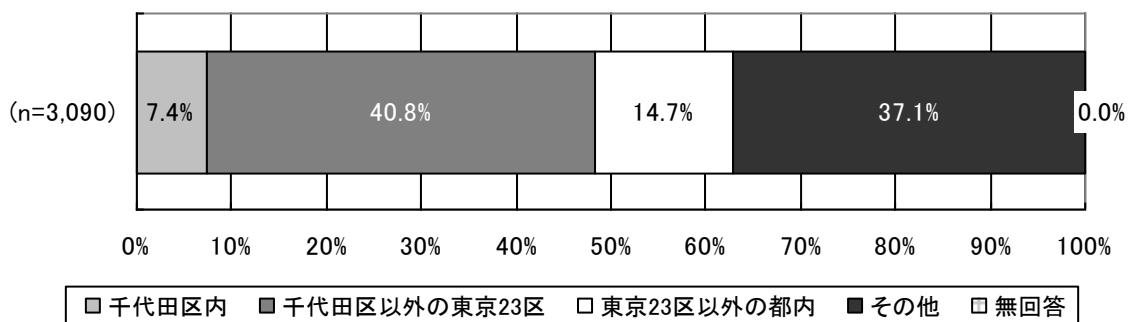
図表 0-7 回答者の通学・通勤地区 (SA)



(8) 居住地域

居住地域別では、「千代田区以外の東京23区」が40.8%と最も多く、次いで「その他」(37.1%)が多く、両者で約8割を占める。「その他」の内訳は、神奈川県(36.2%)、千葉県(32.7%)、埼玉県(32.1%)となっている。

図表 0-8 回答者の居住地域 (SA)



2. 千代田区における地域活動への参加状況

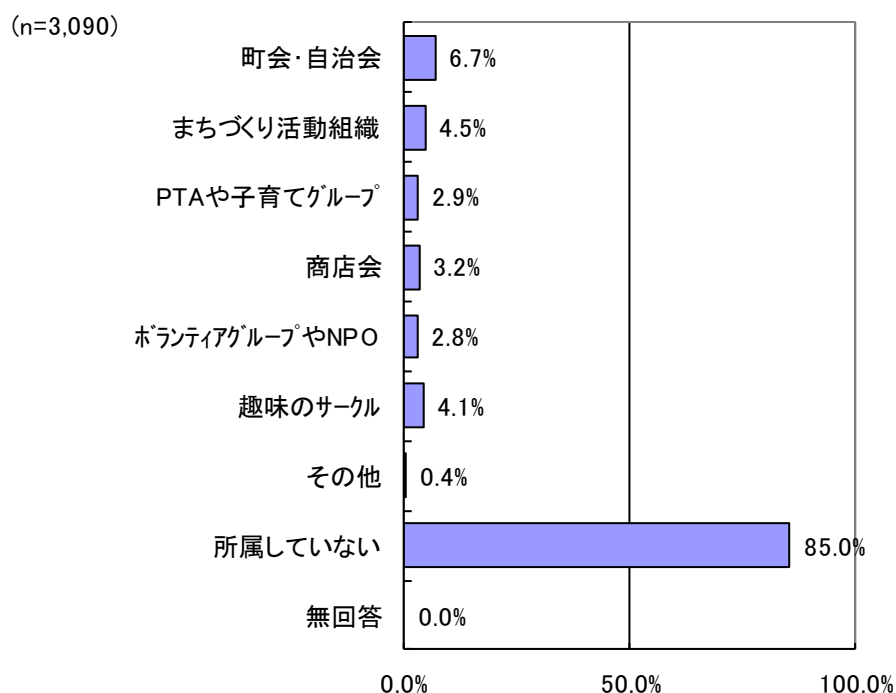
（1）地域活動団体への所属状況

問4 あなたは千代田区における地域活動を行っている団体に所属していますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

千代田区における地域活動団体への所属状況について把握したところ、「どの団体にも所属していない」が約9割を占め、昼間区民の多くが所属していないことが分かる。

所属している人については、「町会・自治会」が6.7%と最も多くなっている。

図表 0-9 地域活動団体への所属状況（SA）



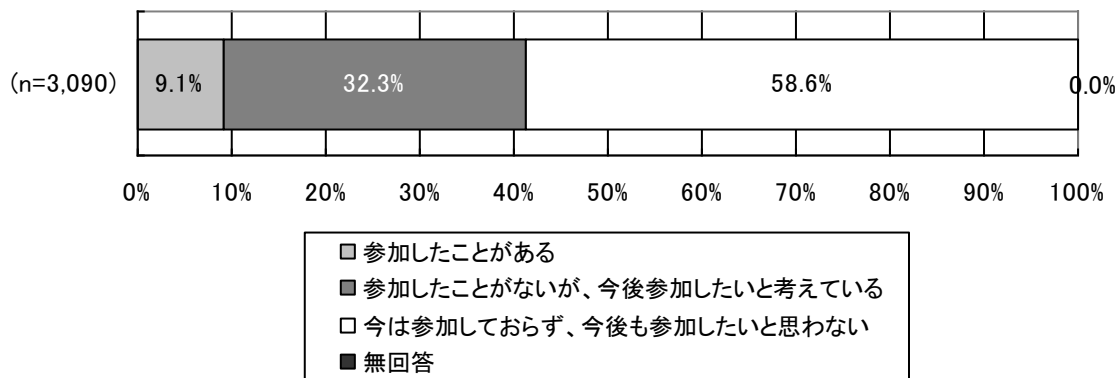
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(2) 過去2年間の地域活動への参加状況

問5 あなたは過去2年間において、千代田区における地域活動に参加したことがありますか？（も
 っともあてはまるもの1つだけに○をつけてください）

過去2年間の千代田区における地域活動への参加状況について把握したところ、「参加したことがあ
 る」、「参加したことはないが、今後参加したいと考えている」の合計で41.4%を占めている。

図表 0-10 過去2年間の千代田区における地域活動への参加状況（SA）



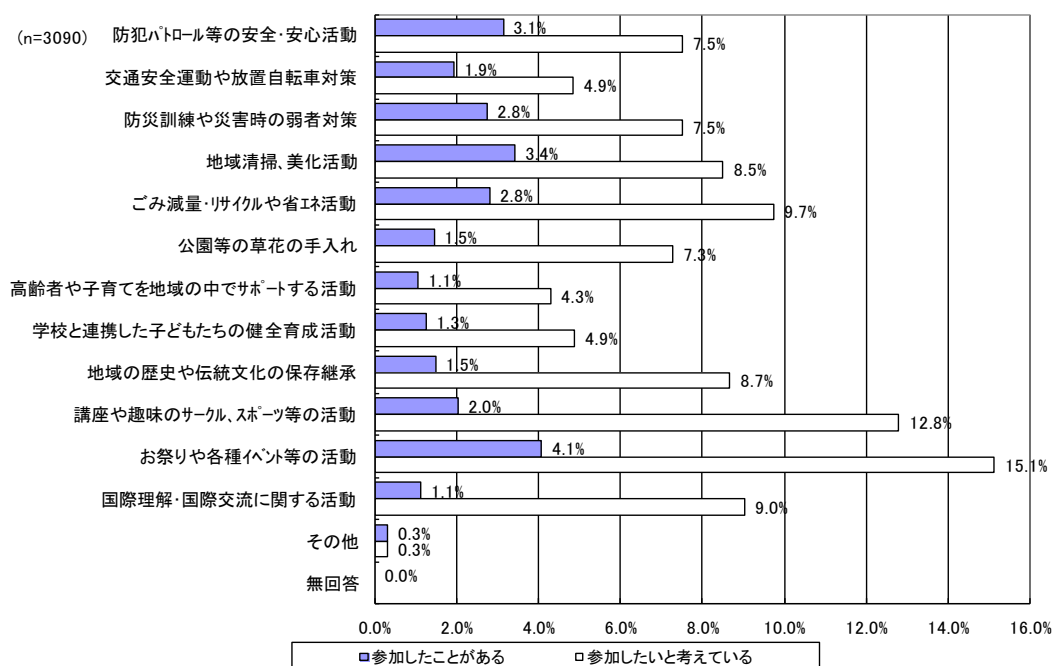
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(3) 参加や企画・運営したことがある、または今後したいと考えている地域活動

問6 参加や企画・運営をしたことがある、または今後したいと考えている千代田区における「地域活動の内容」について、「1. ～12.」の番号に○印をつけたうえ、「参加経験又は参加希望」と「企画・運営に関与」欄のあてはまるものに○印をつけてください。なお、地域活動の内容についてあてはまるものがない場合には、「13.」にお書きください。

地域活動について、参加したことがあると回答したものが多いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後参加したいと考えていると回答した者の割合が最も多いのは、「お祭りや各種イベント等の活動」、「講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動」が多くなっている。

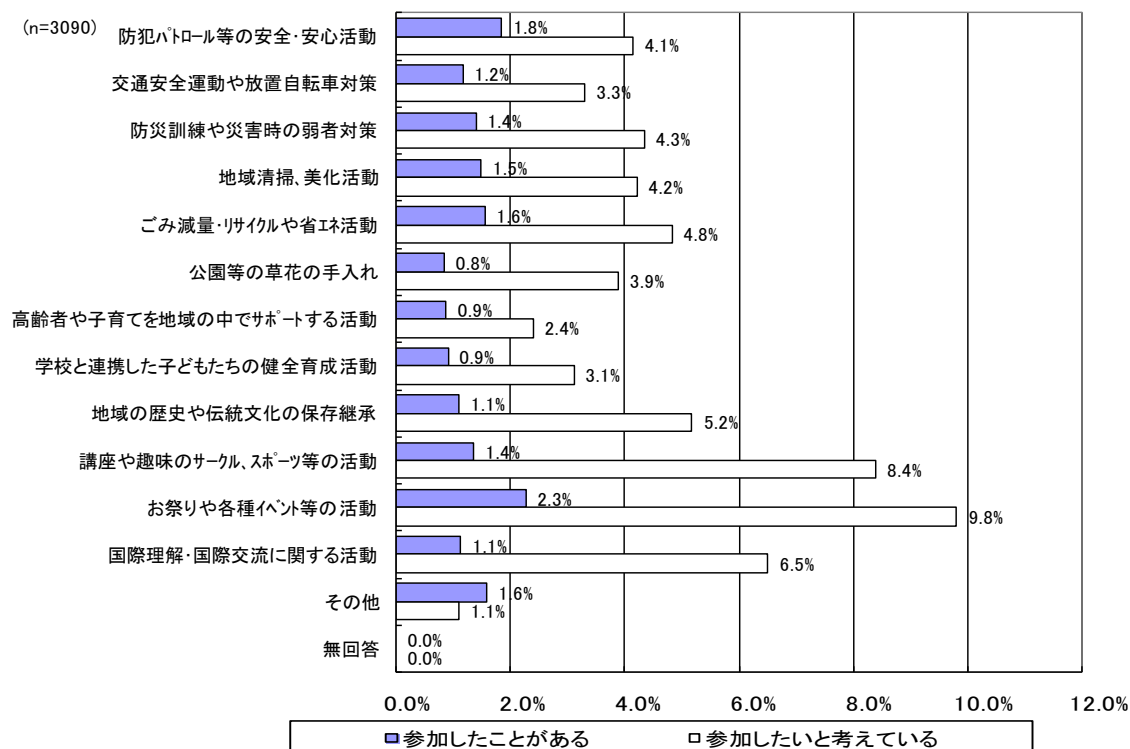
図表 0-11 参加したことがある、または今後参加したいと考えている地域活動 (MA)



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

地域活動について、企画・運営への関与経験を持つと回答した者の割合が最も高いのは「お祭りや各種イベント等の活動」である。一方、今後関与したいと考えている回答した者の割合が最も高いのは「国際理解・国際交流に関する活動」である。

図表 0-12 企画・運営に関与したことがある、または今後関与したいと考えている地域活動 (MA)

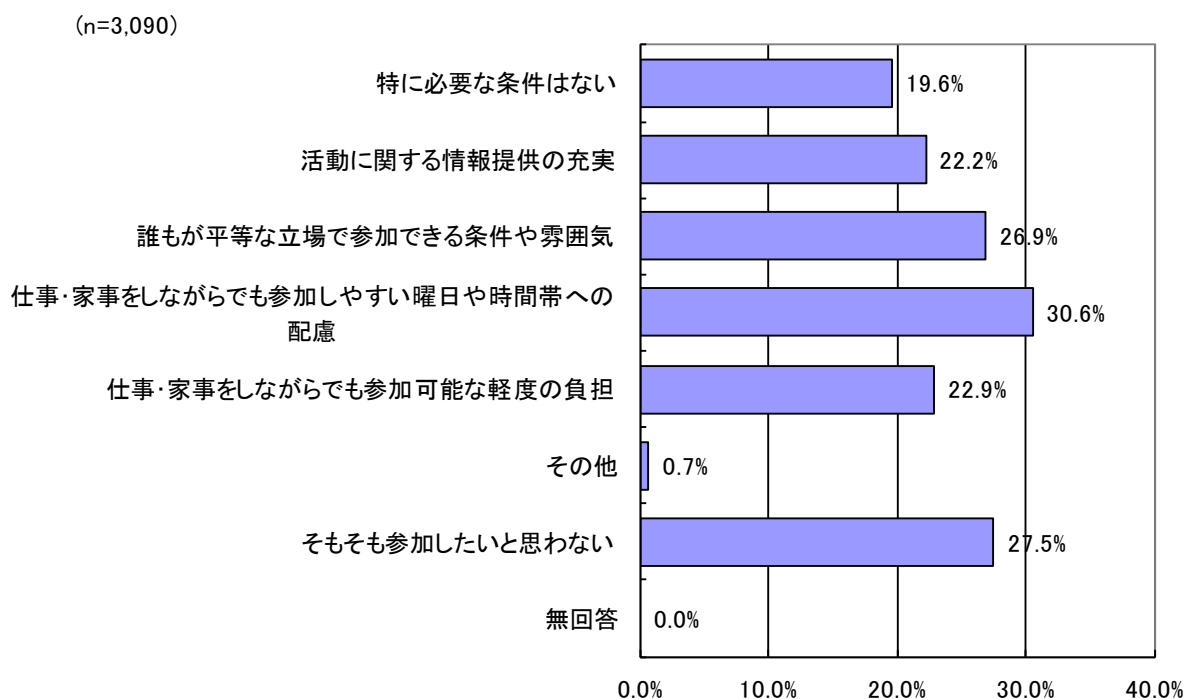


(4) 地域活動への参加条件

問7 あなたが千代田区における地域活動に参加する際に、必要だと考える条件は何ですか？また、現在参加していない方は、どのような条件があれば活動に参加してもよいと思いますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください）

千代田区における地域活動への参加条件についてみると、「仕事・家事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」が30.6%と最も多く、次いで「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」(26.9%)、「仕事・家事をしながらでも参加可能な軽度の負担」(22.9%)の順となっている。一方、「そもそも参加したいと思わない」も27.5%と、比較的多い割合となっている。

図表 0-13 千代田区における地域活動への参加条件 (MA)



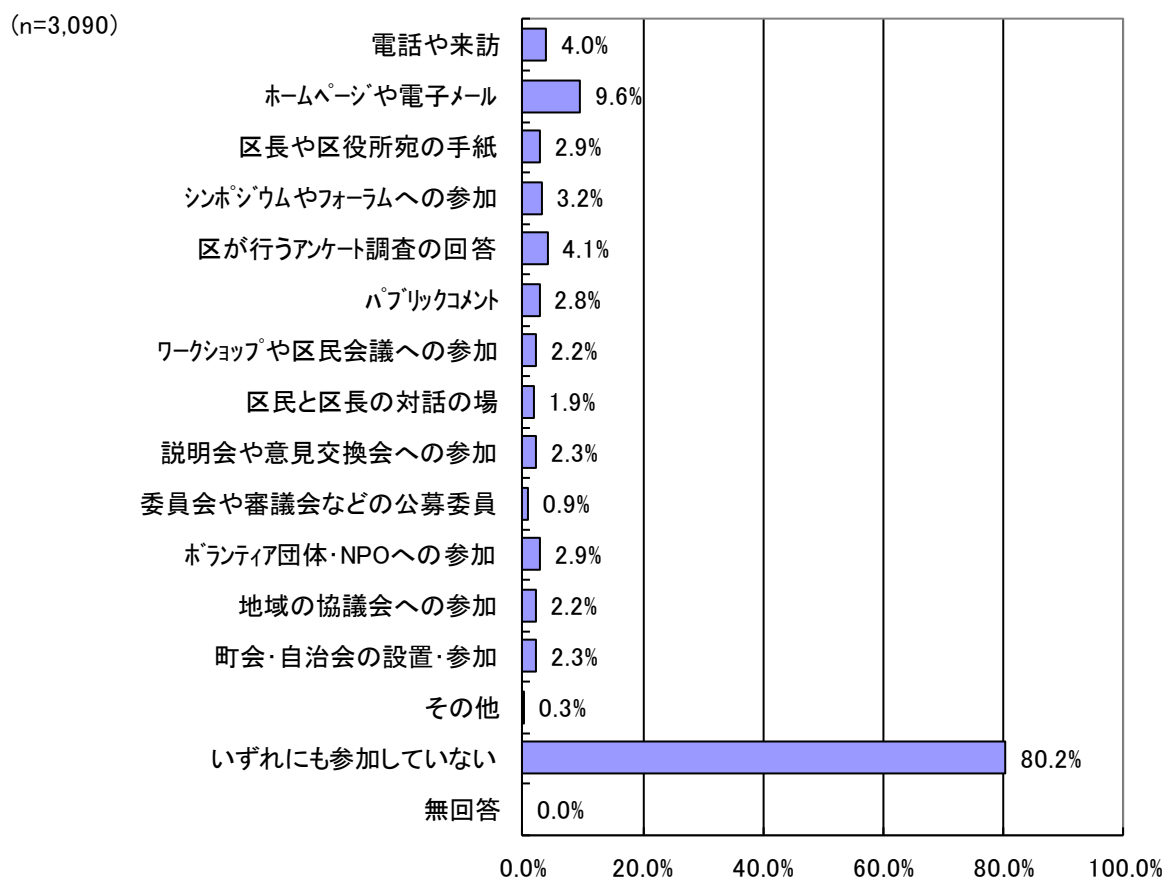
3. 千代田区政への参加状況

(1) 区政への参加経験

問8 あなたは、これまでに千代田区政に参加する機会がありましたか？（参加した形態すべてに○をつけてください）

千代田区政への参加経験について把握したところ、「いずれにも参加していない」が約8割を占める。何かしらの形態で参加経験を有する人については、「ホームページや電子メール」(9.6%)が最も多くなっている。

図表 0-14 区政への参加経験 (SA)



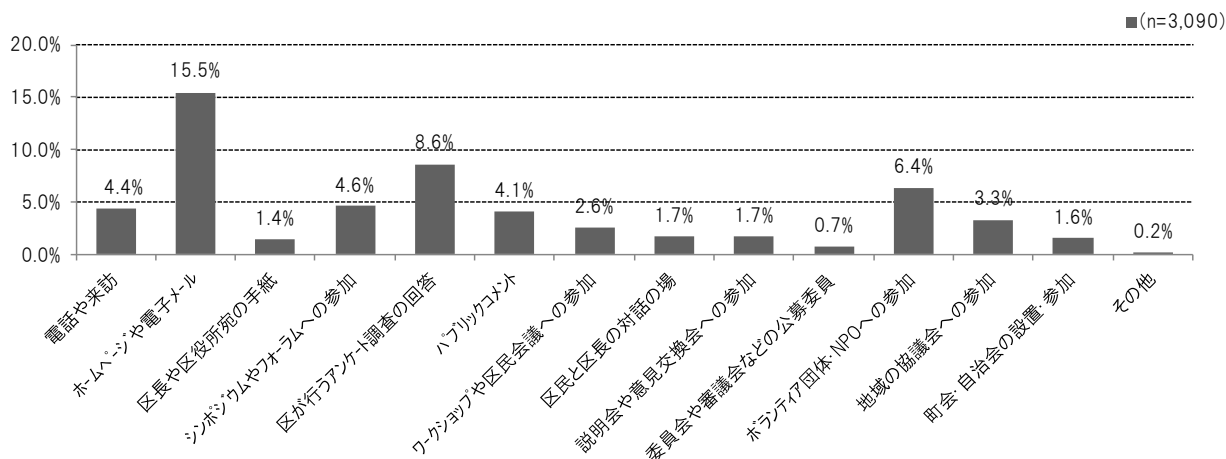
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(2) 参加したいと思う参加形態

問9 あなたは、今後、千代田区政に積極的に参加したいと思いますか？参加したいと思う順番に3つまで、下記からお選びください。（あてはまるもの3つに○をつけてください）

参加希望の1番目に挙げられた参加形態についてみると、「ホームページや電子メール」の回答割合が最も高い。次いで、「区が行うアンケート調査の回答」、「ボランティア団体・NPOへの参加」などが高い。

図表 0-15 区政参加希望（1番目として選択）(SA)



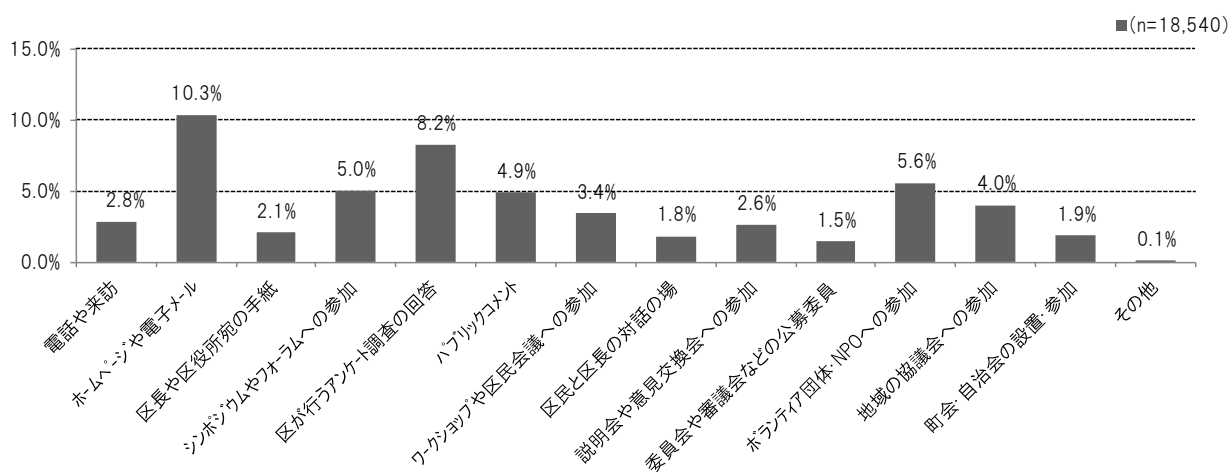
4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋） （2）昼間区民アンケート

それぞれの参加形態について、参加希望の順位も踏まえ、参加希望を数値化し、前述の一番目に挙げられた割合と比べると、「ホームページや電子メール」が最も高く、次いで「区が行うアンケート調査の回答」、「ボランティア団体・NPOへの参加」の順であり、傾向に大きな違いは生じない。

*参加希望の数値化の方法

- 各選択肢について、参加したいと思う順番の1番目として回答されれば3点、2番目として回答されれば2点、3番目として回答されれば1点として、得点を算出し、回答者全員の得点を合計する。
- 各選択肢の合計点を、全回答者の総得点（3,090人×6点＝18,540点）で除し、その割合を各選択肢に対する参加希望の割合とする。
- あくまで回答の傾向をみるための便宜的な数値化であることに注意が必要である。

図表 0-16 参加したいと思う区政への参加形態スコア（SA）



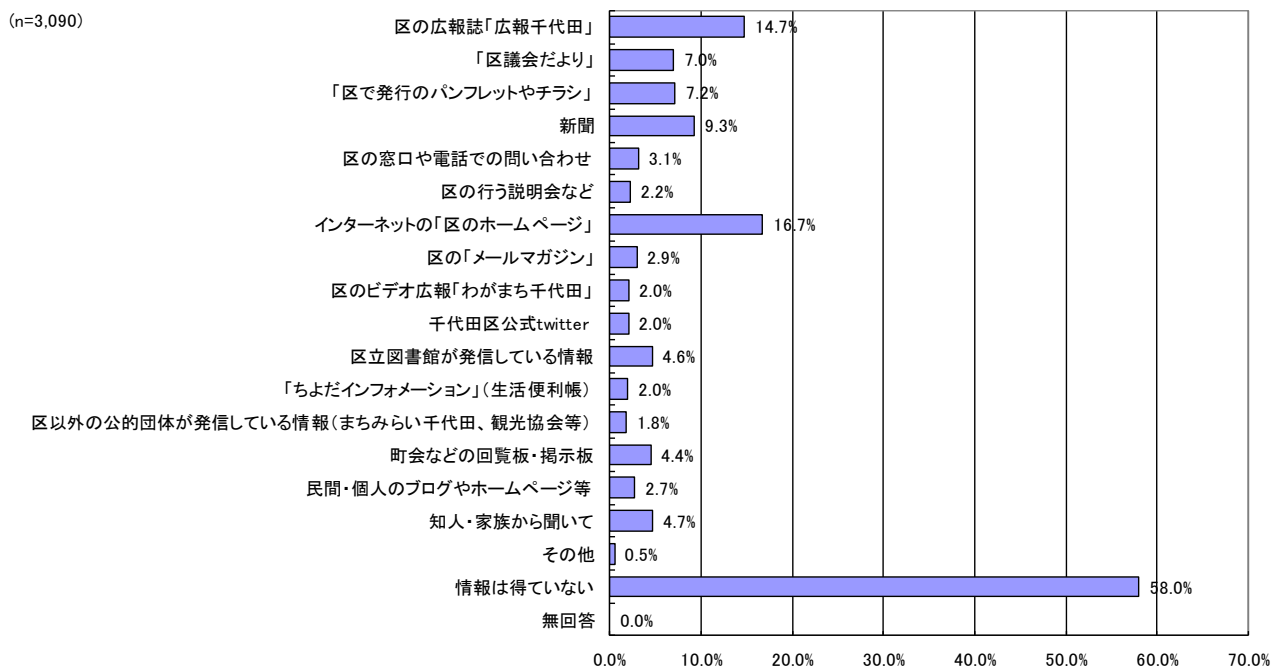
4. 千代田区政の情報受信状況

（1）区政に関する情報の入手先

問 10 あなたは千代田区政に関する情報をどこから得ていますか？（あてはまるものをすべてに○をつけてください。）

区政に関する情報の入手先について把握したところ、「情報は得ていない」が約6割を占め圧倒的に多くなっている。入手している人については、「区のホームページ」（16.7%）、「広報千代田」（14.7%）の割合が比較的多くなっている。

図表 0-17 区政に関する情報の入手先（SA）



4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
 (2) 昼間区民アンケート

(2) 情報受信手段別の評価

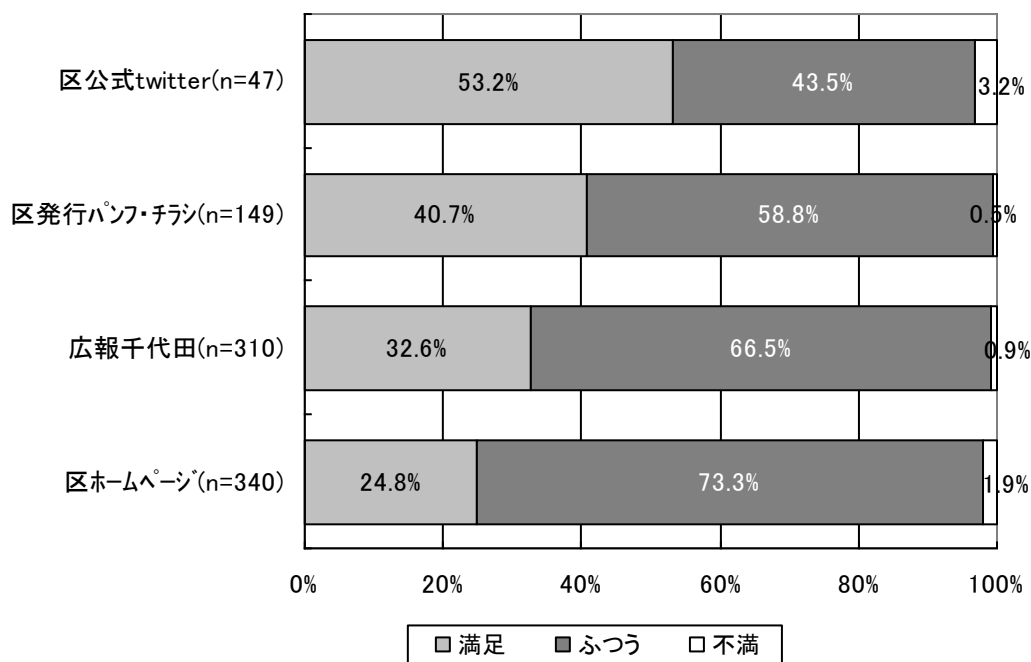
問 10 で「広報千代田」、「区で発行するパンフレット・チラシ」、「区のホームページ」、「千代田区公式 twitter」を選択した人を対象に、「満足」「ふつう」「不満」の3段階で満足度を把握するとともに、「不満」と回答した人に対し、その理由を把握した。

①情報受信手段別の満足度

問 11 次の千代田区政に関する情報の受信手段の満足度について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつ選び、○をつけてください。

4 媒体別の満足度を比較すると、「千代田区公式 twitter」が 53.2%と最も高く、次いで「区で発行するパンフレット・チラシ」(40.7%)、「広報千代田」(32.6%)、「区のホームページ」(24.8%)の順となった。

図表 0-18 情報受信手段別の満足度比較



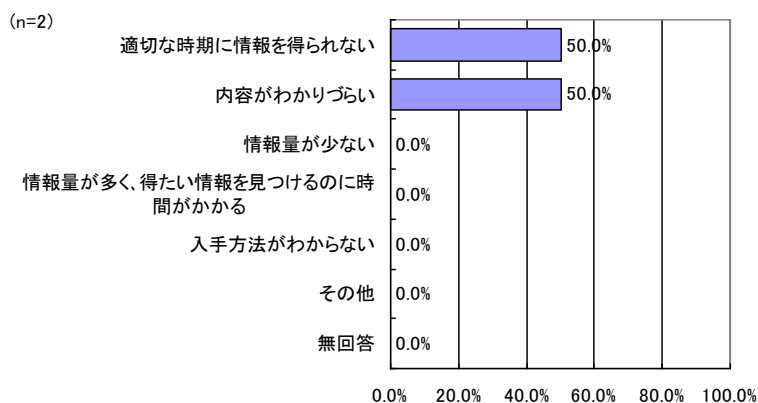
②情報受信手段別の不満の理由

問 12 情報の受信手段に「不満」と感じるのはどのような理由からですか？（あてはまるものをすべて選び、○をつけてください。）

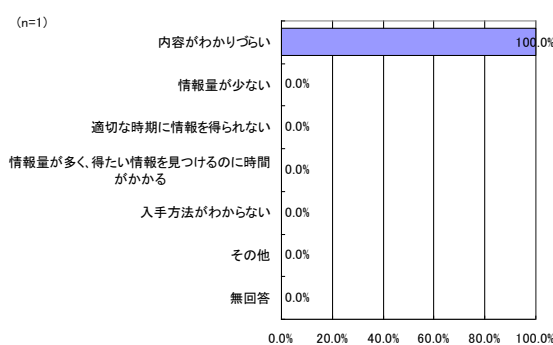
情報受信手段別に不満の理由についてみると、「千代田区公式 twitter」については、「適切な時期に情報を得られない」、「内容が分かりづらい」点が、「区発行のパンフレット・チラシ」については、「内容が分かりづらい」点が、「広報千代田」については、「情報量の少なさ」、「適切な時期に情報を得られない」点が、「区のホームページ」については、「内容が分かりづらい」、「適切な時期に情報を得られない」、「情報量が多く得たい情報が見つからない」点がそれぞれ指摘されているが、いずれもサンプル数が少なく参考値であることに留意が必要である。

■参考

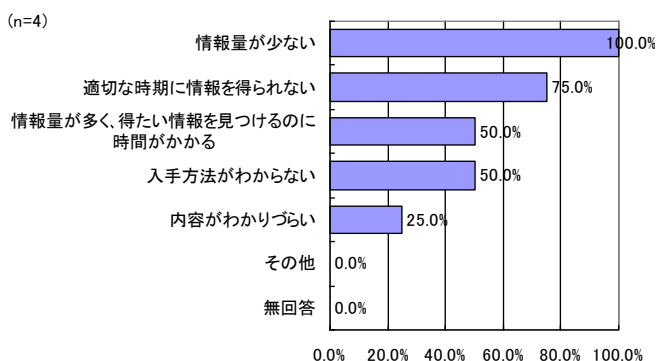
「千代田区公式 twitter」の不満の理由 (SA)



（「区で発行のパンフレット・チラシ」の不満の理由 (SA)）

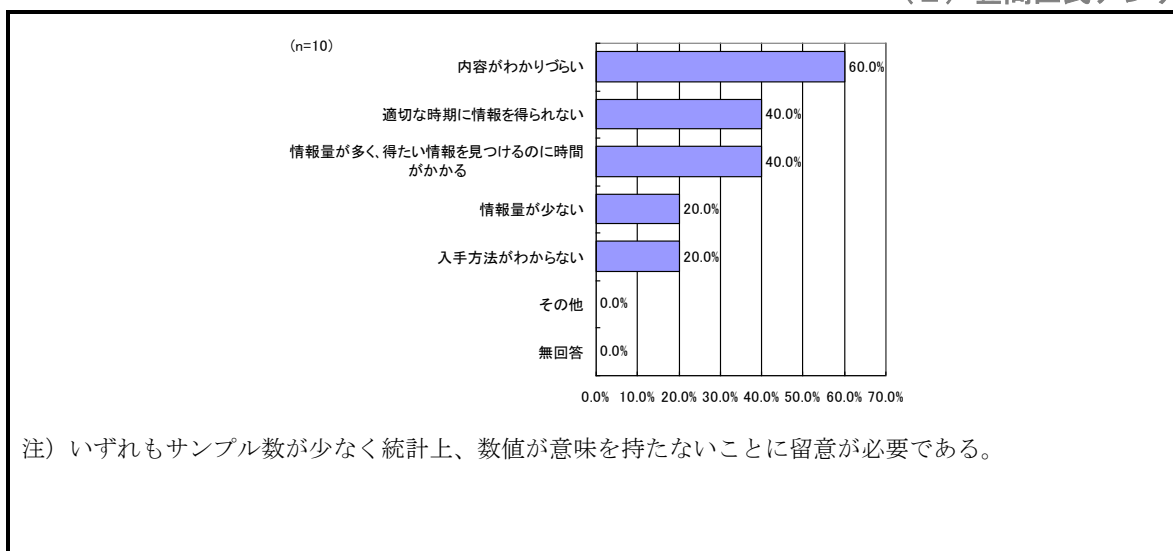


（「広報千代田」の不満の理由 (SA)）



（「区のホームページ」の不満の理由 (SA)）

4 区民満足度・意向アンケート調査（抜粋）
（2）昼間区民アンケート

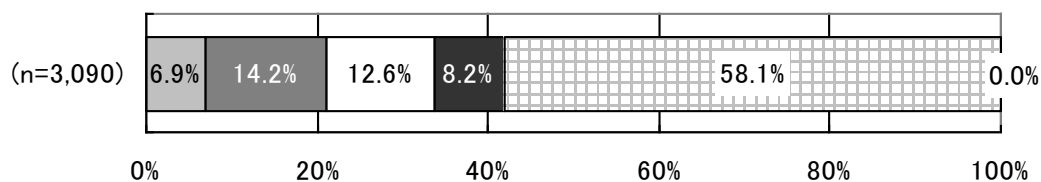


（3）区発行の紙媒体を読む頻度

問 13 あなたは「広報千代田」をはじめとする区で発行する紙媒体のパンフレットやチラシをどの程度読んでいますか？（あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。）

区が発行する紙媒体を読む頻度について把握したところ、「普段は読まず、問い合わせもしない」が約6割を占めた。

図表 0-19 区発行の紙媒体を読む頻度（SA）



- 広報紙、資料などは概ね読んでいる
- 広報誌、資料の内容に関心がある場合に読んでいる
- 普段は読まないが、必要になった場合に、区の施設などで入手し、読んでいる
- 普段も読まず、また、必要になった場合には直接問い合わせるため、ほとんど読まない
- 普段は読まず、問い合わせもしない
- 無回答

千代田区参画・協働ガイドライン

平成 26 年 4 月

編集・発行 千代田区政策経営部企画調整課